

令和6年4月30日  
宮城県公報第498号別冊2

令和5年度

## 包括外部監査の結果報告書

県水道3事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

令和6年3月

宮城県包括外部監査人  
公認会計士 福士直和

# 目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	1
5	外部監査の方法	1
	(1) 監査着眼点	1
	(2) 実施した主な監査手続	2
6	外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8	利害関係	2
第2	監査対象の概要	3
1	組織	3
2	事業の概要	4
3	決算の推移	6
第3	外部監査の結果及び意見	15
I	個別検出事項	15
1	事業評価	19
	(1) アウトカム指標の設定	20
	(2) 耐震化対策の推進	21
	(3) 事業成果の記載内容の充実	24
2	経営戦略	26
	(1) 中長期収支見通しの公表	27
	(2) 配置人員のあり方	30
	(3) 管路更新計画の進捗の適正化	32
	(4) スtockマネジメント計画のコスト縮減効果	33
	(5) 経費負担の適正化	35
	(6) 経営戦略の適時更新	37
3	会計	39
	(1) 減価償却費の過年度修正	40
	(2) 建設仮勘定の精算処理	42
	(3) 長期前受金に係る会計処理	43
	(4) 償却限度額の設定	45
	(5) 営業収益の年度所属区分	47
	(6) 退職給付コストの一般会計負担	50
	(7) 財務諸表と補助簿の整合性	51
	(8) 管理運営負担金繰越金の会計処理	52

(9) キャッシュ・フロー計算書の表示区分 .....	53
(10) 財務諸表の注記事項 .....	54
4 契約 .....	57
(1) 指定管理者のモニタリング .....	57
(2) 性能発注の管理指標設定 .....	60
(3) 貸付け利率の適正化 .....	62
(4) 給水停止に起因するリスク低減 .....	64
5 コンセッション .....	66
(1) OM 会社情報の公表のあり方 .....	68
(2) 区分経理のモニタリング .....	71
6 外部監査結果への対応 .....	74
(1) 措置しない理由の整理 .....	75
(2) 改善措置の根拠の整理 .....	77
II 官民連携のリスク管理と県民への説明責任 .....	79
1 コンセッションに係る今後の検討事項 .....	79
(1) コンセッション業務範囲の拡大 .....	79
(2) コンセッション対象事業の拡大 .....	81
(3) 民間提案・インセンティブの活用 .....	83
(4) 失格条件の明確化 .....	85
(5) 費用・リスク負担の範囲拡大 .....	88
(6) 基本協定の確認事項 .....	91
(7) 契約改定手続の透明性 .....	93
(8) 競争条件の公平性確保 .....	94
2 現状の問題認識 .....	79
3 県が取り組むべき課題 .....	99
(1) 適正な内部統制評価 .....	99
(2) 経営能力を発揮するための人的体制 .....	100
(3) 適正な情報開示 .....	101
添付資料 1. 施策評価シート .....	102
添付資料 2. 企業局アセットマネジメント .....	103
添付資料 3. 運営権者の事業計画 .....	104
添付資料 4. OM 会社の財務三表 .....	105
添付資料 5. 平成 25 年度包括外部監査結果等への対応一覧 .....	106
添付資料 6. 平成 26 年度包括外部監査結果等への対応一覧 .....	109

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。  
また、金額の注記がないものについては、税込額を記載しています。

# 包括外部監査の結果報告書

## 「県水道3事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

宮城県包括外部監査人 公認会計士 福士直和

### 第1 外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件

県水道3事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

監査対象機関は、以下のとおりである。

企業局

株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（以下「運営権者」という。）

#### 3 特定の事件を選定した理由

宮城県（以下「県」という。）では、水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業（以下「県水道3事業」という。）を実施している。県は令和4年4月から公共施設等運営権方式により、民間事業者が運営を行う「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」（以下、「コンセッション」という。）を実施しているが、代替性のない社会資本であることから、事業の持続性確保に対する県民の関心は高いと考えられる。

よって、県水道3事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

#### 4 外部監査の対象期間

令和4年度とするが、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても監査対象に含めている。

#### 5 外部監査の方法

##### (1) 監査着眼点

- ① 事業評価は適切か
- ② 経営戦略策定は適切か
- ③ 会計事務の執行は適切か
- ④ 公共施設等運営権等の契約は適切か
- ⑤ 運営権者に対するモニタリングは適切か

## (2)実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査<sup>1</sup>により行った。

### ① 予備調査

- 監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を把握した。

### ② 本監査

- 予備調査の結果に基づき、「(1) 監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性（3E）並びに合規性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。
- 仙塩浄化センターを現場視察するとともに、運営権者に対する質問を行った。

## 6 外部監査の実施期間

令和5年4月7日から令和6年3月21日まで

## 7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	井口立和
技術士	後藤修次

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

---

<sup>1</sup> 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

## 第2 監査対象の概要

### 1 組織

監査対象は企業局とした。分掌事務と現員は以下のとおりである。

部	課室	分掌事務	現員(名)
本局	公営事業課	1 事業の総合的企画、調整及び管理に関する事。 2 広報及び広聴に関する事。 3 公印の管理に関する事。 4 成案文書の審査並びに文書の收受、発送、編纂及び保存に関する事。 5 管理規程等の制定及び改廃に関する事。 6 局の組織及び職員の定数に関する事。 7 職員の任免、分限、懲戒その他の身分取扱に関する事。 8 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び福利厚生に関する事。 9 職員の表彰に関する事。 10 予算の原案の作成及び予算の執行計画に関する事。 11 事業の資金計画及び財務計画に関する事。 12 資産の取得、管理及び処分に係る事務の総括並びに議決事件の議案に関する事。 13 決算の調製並びに業務状況及び計理状況の報告に関する事。 14 経理事務その他出納事務に関する事。 15 会計事務の指導に関する事。 16 工事の検査に関する事。 17 有価証券及び担保物の出納、保管に関する事。 18 出納検査に関する事。 19 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。 20 地域整備事業に係る経営の基本計画に関する事。 21 地域整備事業に係る施設の整備及び資産の運用に関する事。 22 地域整備事業に係る貸付けに関する事。 23 地方機関に関する事。 24 その他他課の分掌に属しない事務の調整に関する事。	16
	水道経営課	1 広域水道用水供給事業の経営の基本計画に関する事。 2 広域水道用水供給事業の用水供給に関する事。 3 工業用水道事業の経営の基本計画に関する事。 4 工業用水道事業の用水供給に関する事。 5 流域下水道事業の経営の基本計画に関する事。 6 流域下水道事業の下水処理に関する事。 7 局内において施行する工事及び技術管理・指導に関する事。 8 水道経営管理に関する事。	26
地方機関	大崎広域水道事務所	大崎広域水道及び仙台北部工業用水道に関する次のこと。 イ 供給に関する事。 ロ 施設の維持管理及び工事施行に関する事	20
	仙南・仙塩広域水道事務所	仙南・仙塩広域水道に関する次のこと。 イ 供給に関する事。 ロ 施設の維持管理及び工事施行に関する事。	19
	仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所	仙塩工業用水道及び仙台圏工業用水道に関する次のこと。 イ 供給に関する事。 ロ 施設の維持管理及び工事施行に関する事。	8

中南部下水道事務所	仙塩流域下水道、阿武隈川下流流域下水道、鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道に関する次のこと。 1 下水の処理に関すること。 2 施設の維持管理及び工事施行に関すること。 3 流域関連公共下水道の指導及び監督に関すること。	18
東部下水道事務所	北上川下流流域下水道、北上川下流東部流域下水道及び迫川流域下水道に関する次のこと。 1 下水の処理に関すること。 2 施設の維持管理及び工事施行に関すること。 3 流域関連公共下水道の指導及び監督に関すること。	17
計		124

出所：分掌事務は企業局組織規程（宮城県企業局管理規程第1号）、現員は企業局作成資料

（注）現員は令和4年4月1日現在を表す。

## 2 事業の概要

県水道3事業の概要は以下のとおりである。

### ■水道用水供給事業

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業（供給）開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	120,000 m <sup>3</sup> /日	101,150 m <sup>3</sup> /日	大崎市、栗原市、富谷市、加美町、涌谷町、美里町、大和町、大郷町、松島町、大衡村（10市町村）	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	553,300 m <sup>3</sup> /日	279,000 m <sup>3</sup> /日	仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町（17市町）	平成2年度

出所：令和5年度企業局の概要（宮城県）

### ■工業用水道事業

事業名	水源	給水能力	給水区域	給水開始年度
仙塩工業用水道事業	大倉ダム	100,000 m <sup>3</sup> /日	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、大和町（7市町）	昭和36年度
仙台圏工業用水道事業	釜房ダム	100,000 m <sup>3</sup> /日	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町（5市町）	昭和51年度
仙台北部工業用水道事業	漆沢ダム	58,500 m <sup>3</sup> /日	大崎市、大和町、大衡村、加美町（4市町村）	昭和55年度

出所：令和5年度企業局の概要（宮城県）

■ 流域下水道事業

事業名	処理能力	関連市町村	供用開始年度
仙塩流域下水道事業	222,000 m <sup>3</sup> /日	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町（5市町）	昭和53年度
阿武隈川下流流域下水道事業	125,000 m <sup>3</sup> /日	仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亶理町（11市町）	昭和59年度
鳴瀬川流域下水道事業	8,800 m <sup>3</sup> /日	大崎市、美里町（2市町）	平成4年度
吉田川流域下水道事業	41,825 m <sup>3</sup> /日	富谷市、大和町、大郷町、大衡村（4市町村）	平成4年度
北上川下流流域下水道事業	38,800 m <sup>3</sup> /日	石巻市、東松島市（2市）	平成10年度
北上川下流東部流域下水道事業	25,300 m <sup>3</sup> /日	石巻市、女川町（2市町）	平成12年度
迫川流域下水道事業	9,650 m <sup>3</sup> /日	登米市、栗原市（2市）	平成12年度

出所：令和5年度企業局の概要（宮城県）

### 3 決算の推移

今回の包括外部監査の対象である県水道3事業に係る決算額の推移は以下のとおりである。

#### ■水道用水供給事業／貸借対照表

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
有形固定資産	133,516,018	132,250,539	129,943,185
（土地）	4,210,781	4,210,883	4,210,606
（建物）	6,276,995	6,010,773	5,750,246
（構築物）	104,482,528	101,248,727	97,458,628
（機械及び装置）	9,281,929	10,475,603	9,919,463
（建設仮勘定）	9,217,629	10,295,347	12,596,114
無形固定資産	53,144,528	51,272,323	49,389,650
（ダム使用权）	53,092,097	51,199,329	49,306,448
投資その他の資産	183	183	183
流動資産	20,840,403	21,794,805	21,756,349
（現金預金）	19,487,572	20,376,533	20,157,608
（未収金）	1,069,187	1,148,014	1,346,479
資産合計	207,501,134	205,317,851	201,089,369
固定負債	24,086,326	21,422,506	18,567,930
（企業債）	24,080,278	21,422,506	18,564,906
（退職給付引当金）	6,048	-	3,024
流動負債	5,379,656	4,613,983	3,870,358
（企業債）	3,544,789	3,138,572	2,891,199
（預り金）	39,214	43,823	589,691
繰延収益	33,101,690	32,461,049	31,418,399
（長期前受金）	33,101,690	32,011,049	30,953,339
（繰延運営権対価）	-	450,000	427,500
（運営権者更新投資）	-	-	37,559
負債合計	62,567,673	58,497,538	53,856,687
資本金	137,550,904	141,626,696	144,021,880
剰余金	7,382,556	5,193,616	3,210,801
（資本剰余金）	1,231,036	1,231,036	1,231,036
（利益剰余金）	6,151,520	3,962,580	1,979,764
資本合計	144,933,461	146,820,312	147,232,681
負債資本合計	207,501,134	205,317,851	201,089,369

出所：宮城県公営企業会計決算書（企業局）

■水道用水供給事業／損益計算書

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
営業収益	11,105,948	11,026,326	8,230,058
（給水収益）	11,063,450	11,019,699	8,121,820
（繰延運営権対価収益）	-	-	22,500
営業費用	9,924,983	9,952,044	8,723,608
（原水及び浄水費）	1,489,590	1,542,044	276,121
（総係費）	894,307	889,441	842,166
（減価償却費）	6,997,644	6,990,351	7,002,841
営業利益（△営業損失）	1,180,965	1,074,281	△493,550
営業外収益	1,251,085	1,342,503	1,250,954
（長期前受金戻入）	1,235,392	1,237,340	1,228,781
営業外費用	542,189	461,953	385,156
（支払利息及び企業債取扱諸費）	523,369	443,744	366,544
経常利益	1,907,860	1,954,831	372,248
特別利益	149,734	50,497	129,709
（過年度損益修正益）	121,460	1	404
特別損失	394,803	248,981	278,540
（災害による損失）	-	-	183,890
（過年度損益修正損）	188,001	438	25,336
当年度純利益	1,662,791	1,756,347	223,417
前年度繰越利益剰余金	-	-	-
その他未処分利益剰余金変動額	3,945,287	2,206,232	353,116
当年度未処分利益剰余金	5,608,079	3,962,580	576,534

出所：宮城県公営企業会計決算書（企業局）

■水道用水供給事業／キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	7,974,809	7,759,703	5,858,159
（当年度純利益）	1,662,791	1,756,347	223,417
（減価償却費）	6,997,644	6,990,351	7,002,841
（長期前受金戻入額）	△ 1,235,392	△ 1,237,340	△ 1,228,781
（未収金の増減額（△は増加））	382,023	△ 1,835	139,734
（未払金の増減額（△は減少））	31,747	104,264	△ 708,267
（預り金の増減額（△は減少））	△ 39,358	4,609	545,868
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,938,419	△ 4,310,264	△ 3,082,499
（有形固定資産の取得による支出）	△ 4,003,224	△ 4,458,138	△ 3,229,653
（国庫補助金等による収入）	71,929	120,759	156,039
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,880,242	△ 2,560,477	△ 2,994,586
（建設改良費等の財源充当のための 企業債収入）	954,400	480,800	33,600
（建設改良費等の財源充当のための 企業債償還支出）	△ 3,945,287	△ 3,544,789	△ 3,138,572
（他会計からの出資による収入）	110,645	53,512	110,386
（運営権対価による収入）	-	450,000	-
資金増加額	1,156,147	888,961	△ 218,925
資金期首残高	18,331,424	19,487,572	20,376,533
資金期末残高	19,487,572	20,376,533	20,157,608

出所：宮城県公営企業会計決算書（企業局）

■工業用水道事業／貸借対照表

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
有形固定資産	16,158,732	16,706,115	16,098,347
（土地）	1,380,911	1,380,912	1,376,998
（建物）	458,681	436,871	548,644
（構築物）	11,858,749	12,674,066	12,723,536
（機械及び装置）	945,833	1,371,992	1,259,467
（建設仮勘定）	1,513,408	841,646	189,218
無形固定資産	1,323,484	1,260,369	1,613,190
（ダム使用権）	1,200,521	1,142,911	1,085,300
投資その他の資産	38	38	38
流動資産	4,845,489	4,942,540	4,714,514
（現金預金）	3,699,481	4,686,888	4,417,519
（未収金）	1,116,523	234,500	275,133
資産合計	22,327,745	22,909,064	22,426,092
固定負債	5,717,953	5,640,809	5,294,709
（企業債）	1,600,894	1,740,437	1,611,024
（他会計借入金）	4,117,059	3,900,372	3,683,684
流動負債	974,274	851,713	457,504
（企業債）	83,063	101,457	129,412
（他会計借入金）	216,687	216,687	216,687
繰延収益	6,459,410	6,938,681	7,039,067
（長期前受金）	6,459,410	6,848,681	6,953,567
（繰延運営権対価）	-	90,000	85,500
（運営権者更新投資）	-	-	-
負債合計	13,151,638	13,431,204	12,791,281
資本金	7,094,096	7,172,387	7,255,451
剰余金	2,082,010	2,305,471	2,379,359
（資本剰余金）	777,823	777,823	777,823
（利益剰余金）	1,304,186	1,527,647	1,601,535
資本合計	9,176,107	9,477,859	9,634,810
負債資本合計	22,327,745	22,909,064	22,426,092

出所：宮城県公営企業会計決算書（企業局）

■工業用水道事業／損益計算書

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
営業収益	1,568,498	1,468,601	1,062,599
（給水収益）	1,472,074	1,456,363	1,057,337
（繰延運営権対価収益）	-	-	4,500
営業費用	1,480,950	1,410,532	1,130,729
（原水及び浄水費）	339,460	377,796	126,217
（総係費）	124,247	115,546	108,848
（減価償却費）	774,310	763,862	788,453
営業利益（△営業損失）	87,547	58,069	△ 68,129
営業外収益	278,673	289,929	287,538
（長期前受金戻入）	275,417	270,575	282,460
営業外費用	14,129	16,561	13,466
（支払利息及び企業債取扱諸費）	8,007	11,460	11,025
経常利益	352,091	331,436	205,941
特別利益	22,468	29,981	111,961
（過年度損益修正益）	22,468		
特別損失	73,838	59,665	160,950
（減損損失）			107,969
（災害による損失）	-	-	46,590
（過年度損益修正損）	45,082	110	125
当年度純利益	300,722	301,752	156,951
前年度繰越利益剰余金	-	-	-
その他未処分利益剰余金変動額	78,291	83,063	107,903
当年度未処分利益剰余金	379,013	384,816	264,854

出所：宮城県公営企業会計決算書（企業局）

■工業用水道事業／キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	823,605	846,482	570,374
（当年度純利益）	300,722	301,752	156,951
（減価償却費）	774,310	763,862	788,453
（長期前受金戻入額）	△ 275,417	△ 270,575	△ 282,460
（未収金の増減額（△は増加））	△ 77,660	64,986	△ 2,041
（未払金の増減額（△は減少））	26,300	△ 48,175	△ 115,226
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 827,284	109,675	△ 521,598
（有形固定資産の取得による支出）	△ 943,528	△ 1,482,499	△ 862,678
（国庫補助金等による収入）	116,246	1,591,883	341,080
財務活動によるキャッシュ・フロー	138,308	31,248	△ 318,144
（建設改良費等の財源充当のための 企業債収入）	216,600	241,000	
（建設改良費等の財源充当のための 企業債償還支出）	△ 78,291	△ 83,063	△ 101,457
（建設改良費等の財源充当のための 他会計借入金返済支出）		△ 216,687	△ 216,687
（運営権対価による収入）	-	90,000	-
資金増加額	134,629	987,406	△ 269,369
資金期首残高	3,564,851	3,699,481	4,686,888
資金期末残高	3,699,481	4,686,888	4,417,519

出所：宮城県公営企業会計決算書（企業局）

■流域下水道事業／貸借対照表

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
有形固定資産	141,061,829	135,478,704	128,940,118
（土地）	5,781,095	5,781,095	5,781,095
（建物）	9,055,579	8,928,503	8,705,933
（構築物）	86,322,629	83,272,331	80,290,826
（機械及び装置）	38,915,586	37,092,508	33,639,015
無形固定資産	28,284	19,264	36,869
投資その他の資産	109	109	109
流動資産	4,143,401	4,402,622	4,491,435
（現金預金）	3,742,849	4,274,436	4,426,372
資産合計	145,233,624	139,900,699	133,468,533
固定負債	13,507,536	12,542,302	11,416,904
（企業債）	12,946,432	12,261,750	11,416,904
（管理運営負担金繰越金）	561,104	280,552	-
流動負債	4,516,799	4,020,464	3,212,969
（企業債）	1,758,245	1,678,879	1,732,546
（管理運営負担金繰越金）	280,551	280,551	280,552
繰延収益	115,007,033	110,659,023	104,889,923
（長期前受金）	115,007,033	110,199,023	104,452,923
（繰延運営権対価）	-	460,000	437,000
負債合計	133,031,369	127,221,790	119,519,796
資本金	6,188,131	7,128,314	7,444,987
剰余金	6,014,123	5,550,594	6,503,748
（資本剰余金）	4,737,903	4,737,903	4,737,903
（利益剰余金）	1,276,220	812,691	1,765,845
資本合計	12,202,255	12,678,909	13,948,736
負債資本合計	145,233,624	139,900,699	133,468,533

出所：宮城県公営企業会計決算書（企業局）

■流域下水道事業／損益計算書

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
営業収益	4,958,774	4,999,182	2,439,872
（管理運営負担金）	4,958,774	4,999,182	2,416,872
（繰延運営権対価収益）	-	-	23,000
営業費用	13,740,537	13,658,116	9,607,757
（処理場費）	4,248,624	4,782,606	1,214,553
（総係費）	340,334	333,001	368,737
（減価償却費）	8,444,833	7,942,178	7,701,593
営業利益（△営業損失）	△ 8,781,763	△ 8,658,934	△ 7,167,885
営業外収益	9,845,883	9,620,239	8,958,888
（他会計補助金）	2,080,513	2,012,924	1,998,617
（長期前受金戻入）	7,440,886	7,019,118	6,652,794
（管理運営負担金繰越金戻入）	280,551	280,551	280,551
営業外費用	271,343	263,195	256,305
（支払利息及び企業債取扱諸費）	243,201	214,693	189,073
経常利益	792,776	698,109	1,534,697
特別利益	535,314	167,945	651,731
（過年度損益修正益）	445,163	-	20
特別損失	1,007,732	389,401	916,601
（災害による損失）	-	-	587,530
（過年度損益修正損）	708,611	-	3
当年度純利益	320,358	476,654	1,269,827
前年度繰越利益剰余金	-	-	-
その他未処分利益剰余金変動額	940,182	316,673	19,364
当年度未処分利益剰余金	1,260,541	793,327	1,289,191

出所：宮城県公営企業会計決算書（企業局）

■ 流域下水道事業／キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,887,646	1,317,436	2,046,438
（当年度純利益）	320,358	476,654	1,269,827
（減価償却費）	8,444,833	7,942,178	7,701,593
（長期前受金戻入額）	△ 7,440,886	△ 7,019,118	△ 6,652,794
（未収金の増減額（△は増加））	△ 57,665	142,293	1,337
（未払金の増減額（△は減少））	441,851	△ 89,850	△ 326,354
（管理運営負担金繰越金戻入額）	△ 280,551	△ 280,551	△ 280,551
投資活動によるキャッシュ・フロー	262,481	△ 481,801	△ 1,103,323
（有形固定資産の取得による支出）	△ 1,816,774	△ 2,592,847	△ 2,331,839
（国庫補助金等による収入）	1,536,849	1,462,541	766,974
（市町村建設負担金による収入）	434,643	526,496	365,751
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,329,030	△ 304,047	△ 791,179
（建設改良費等の財源充当のための企業債収入）	595,100	724,800	636,100
（建設改良費等の財源充当のための企業債償還支出）	△ 1,824,230	△ 1,744,447	△ 1,678,879
（その他の企業債による収入）	110,100	255,600	251,600
（建設改良費等財源に充てるための他会計借入金返済による支出）	△ 1,210,000	-	-
（運営権対価による収入）	-	460,000	-
資金増加額	178,901	531,587	151,935
資金期首残高	3,921,750	3,742,849	4,274,436
資金期末残高	3,742,849	4,274,436	4,426,372

出所：宮城県公営企業会計決算書（企業局）

### 第3 外部監査の結果及び意見

#### I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によって区分したものである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果(地方自治法第252条の37第5項)	違法(法令、条例、規則等の違反) 不当(違法ではないが、①行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである ②法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である ③社会通念上、適切でないもの)
意見	監査の結果に添えて提出する意見(地方自治法第252条の38第2項)	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

個別検出事項を監査着眼点に基づく監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象の範囲外においても県が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

#### <指摘及び意見の要約一覧表>

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
1 事業評価				
(1) アウトカム指標の設定	20	意見	県が設定している「ストックマネジメント計画達成率」は事業の進捗に伴い結果的に増加する指標であるため、アウトプット指標と考えられる。整備計画の効果・効率性を検証するためのアウトカム指標設定を検討する余地があると思料する。	計画の目標と整合するアウトカム指標も設定する。公営企業の投資計画に係る目標設定の場合、更新率や老朽化率等の指標の維持・改善に係るアウトカム指標が考えられる。
(2) 耐震化対策の推進	21	意見	耐震化未対策の断水原因箇所は軟弱地盤等、耐震化対策の優先度が高い箇所だったと考えられるため、耐震化計画における優先度の検討に改善の余地があると思料する。	未対策箇所について引き続き優先度の検討を行い、今後の管路更新計画に反映させる。
(3) 事業成果の記載内容の充実	24	意見	施策評価の主たる目的である「施策の成果の評価、課題等の検証」の実効性向上のため、推進事業に係る重要な成果指標(目標、実績)の記載を検討する余地があると思料する。	個別事業の活動内容(アウトプット)と成果(アウトカム)を明確に区分し、成果指標の目標と実績を比較検証する等、目的と整合する施策評価を実施する。
2 経営戦略				
(1) 中長期収支見通しの公表	27	意見	県水道3事業に係る中長期収支見通しの現在の公表内容に改善の余地があると思料する。	県民を含む関係者に対して、県水道3事業の中長期収支見通しに関する情報を公表し、経営の透明化を図る。

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
(2) 配置人員のあり方	30	意見	令和4年度から運営権者に移行している施設管理班の業務と、それぞれの年度において実施する事業や業務量等を踏まえながら、今後に向けた配置人員のあり方の検討の余地があると思料する。	令和7年3月に改定予定の経営戦略において、コンセッション移行後の人員配置方針を明確にする。
(3) 管路更新計画の進捗の適正化	32	意見	大崎広域水道事業や工業用水道事業における昨今の断水、漏水等の発生事案は経年劣化に起因するものがあるものと考えられる。アセットマネジメントの更なる有効実施のため、管路更新計画の進捗の適正化の余地があると思料する。	管路更新計画の進捗遅延の他、以下に係るリスク評価を行い、適時に企業局アセットマネジメント計画や経営戦略に反映させる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 管路更新計画と現行のアセットマネジメント計画の差異</li> <li>▶ 最近の工事コスト上昇に伴う延長当たり更新費の見直し</li> </ul>
(4) スtockマネジメント計画のコスト縮減効果	33	意見	コスト縮減効果の8割超を占める管渠についてコスト縮減効果の算定方法に改善の余地があると思料する。	コスト縮減効果の評価期間は対象資産の耐用年数を超える期間で設定する。
(5) 経費負担の適正化	35	指摘	流域下水道事業において、経費負担の適正化の観点から合理的根拠に乏しい一般会計負担が検出された。	コンセッション移行に伴う流域下水道事業の事業変化も考慮のうえ、一般会計負担ごとの積算ルール、必要性、将来的な見込み、合理化に向けての考え方を企業局経営戦略2025（令和7年3月改定予定）に明示することも含めて検討する。
(6) 経営戦略の適時更新	37	意見	県水道3事業に係る経営戦略の適時更新が望ましいと考える。	重要な経営環境の変化が生じた場合、適時に経営戦略の見直し（ローリング）を行い、持続可能性を検証する。
<b>3 会計</b>				
(1) 減価償却費の過年度修正	40	指摘	県では平成25年度包括外部監査における結果（指摘）を受けて、新たに過年度減価償却費の計上不足の問題がない根拠となる専門家意見の確認等は実施していない。よって、包括外部監査における結果への対応として、措置しないと判断した根拠が明らかでないため、当該指摘を措置しない合理的根拠は希薄である。	平成25年度の包括外部監査結果報告書に記載されている「解決の方向性」を再確認する。
(2) 建設仮勘定の精算処理	42	指摘	令和5年1月に事業供用開始しているのだから、仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業のすべてを建設仮勘定のままとするのは事業の実態と乖離しており、会計処理として不適切である。	減価償却費を適時に計上できるよう、事業供用開始時に建設仮勘定の精算処理を行う。

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
(3) 長期前受金に係る会計処理	43	指摘	流域下水道事業において、長期前受金に係る会計処理誤りが検出された。	建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対する一般会計等から繰入れは、原則どおり長期前受金として処理する。 資本費繰入収益相当に係る収益の早期計上が生じている場合、過年度損益修正として処理する。
(4) 償却限度額の設定	45	意見	減価償却費の期間計算の適正化の観点から、償却限度額の一律設定について見直しの余地があると思料する。	県の実態に即した償却限度額を設定する。制度上の制約がない限り、帳簿価額 1 円までの償却限度額とするのが合理的である。
(5) 営業収益の年度所属区分	47	指摘	令和 4 年度決算において、工業用下水道事業では 75,155 千円、流域下水道事業では 856,553 千円の経常収益の過大計上が生じていたと考えられる。	工業用下水道事業会計及び流域下水道事業会計に係る営業収益の年度所属区分を役務提供基準に見直す。
(6) 退職給付コストの一般会計負担	50	指摘	県水道 3 事業において明確な取り決めがなく慣例的に退職給付コストを一般会計負担するのは不適切である。	退職給付コストの金額的重要性を考慮のうえ、一般会計と地方公営企業会計の間で退職給付コストに係る負担ルールを明確にする。
(7) 財務諸表と補助簿の整合性	51	指摘	長期前受金について財務諸表と補助簿が未照合と認められ、会計処理の適切性を検証できないため、会計記録の管理として不適切である。	財務諸表と補助簿の差異内容を調査し、差異内容に応じて過年度修正処理する。 また、毎決算時に財務諸表と補助簿の照合を実施し、会計処理の適切性を検証する。
(8) 管理運営負担金繰越金の会計処理	52	指摘	県は管理運営負担金繰越金を前受金と整理しているため、流域下水道事業会計の地方公営企業法適用以降、累計で 1,160,119 千円収益が過大計上されていたと考えられる。	地方公営企業法適用以降の管理運営負担金繰越金の会計処理を修正するため、過年度損益修正する。
(9) キャッシュ・フロー計算書の表示区分	53	指摘	流域下水道事業に係る令和 4 年度キャッシュ・フロー計算書上、業務活動によるキャッシュ・フローが 1,538,031 千円相当の過大表示になっている。	財務報告に係る内部統制の確保の観点から、専門家の関与の必要性十分性を検討する。
(10) 財務諸表の注記事項	54	指摘	以下の財務諸表の注記事項に係る記載誤りが検出された。 ▶ 企業債償還に係る一般会計負担見込額 ▶ セグメント情報「有形固定資産等の増加額」	注記事項の開示内容をあるべき開示に見直す。

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
4 契約				
(1) 指定管理者のモニタリング	57	意見	指定管理料が実績精算払いでないにも関わらず指定管理者の事業収支実績がゼロである点について、県は指定管理者の区分経理記録との照合まで実施していないため、管理運営収支実績の点検・確認方法の改善を検討する余地があると思料する。	指定管理者のモニタリング等において、指定管理者の実績報告と区分経理記録の照合記録を保管する。
(2) 性能発注の管理指標設定	60	意見	指定管理者が行う管理の基準が性能発注であるが、性能発注としての管理指標の充実が望ましいと思料する。	経営戦略に掲げる「効率化の推進」と整合するよう、浄化センターの電力原単位改善に係る管理目標を設定する。
(3) 貸付け利率の適正化	62	指摘	工業用水道事業の他会計借入金について以下の不備が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 借入金の表示科目区分誤り</li> <li>➤ 借入金の設定利率0.1%は低利率であり、適正な利率とは認められない</li> </ul>	平成25年度包括外部監査の結果報告書上の「解決の方向性」に記載のとおり、貸付け期間を考慮した適正な貸付け利率を設定する。 また、他会計借入金の表示科目区分を「建設改良費等の財源に充てるための借入金」から「その他の借入金」に見直す。
(4) 給水停止に起因するリスク低減	64	意見	給水停止に起因する県の責任が問われるリスク低減の余地があると思料する。	下記個別検出事項に係る改善措置を進めることにより、給水停止による損害賠償リスクを低減できるものと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 個別検出事項「1（2）耐震化対策の推進」</li> <li>➤ 個別検出事項「2（3）管路更新計画の進捗の適正化」</li> </ul>
5 コンセッション				
(1) OM 会社情報の公表のあり方	68	意見	以下の点を考慮すると、OM 会社の財務情報開示の充実化が必要と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実施契約書や事業計画において運営権者と OM 会社の一体性が認められること</li> <li>➤ OM 会社の計算書類は未開示であり、重要な財務情報が明らかではないこと</li> <li>➤ OM 会社が開示している財務 3 表では、コンセッションの実質的な営業費用の多くを占める OM 会社のコスト情報開示として十分とまで言い切れないこと</li> </ul>	事業計画上の OM 会社の位置付けや重要性を踏まえ、OM 会社に対するモニタリングの実効性を確保するため、以下の検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンセッション契約当事者を県と運営権者の二者契約から OM 会社を含む三者契約への見直し</li> <li>➤ 計算書類の開示等、OM 会社の情報開示に関する要求水準書の見直し</li> </ul>

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
(2) 区分経理のモニタリング	71	意見	区分経理の運用状況に関するモニタリングに改善余地が認められる。	一般的に、区分経理には原価付け替えリスクがあることを念頭に、運営権者が計上しているOM会社に対する委託料の区分経理の運用状況についてもモニタリング確認事項とする。
6 外部監査結果への対応				
(1) 措置しない理由の整理	75	意見	措置しないと判断するに至った過程、具体的理由、根拠等の確認手法に改善の余地があると思料する。	包括外部監査結果等への対応区分「措置しない」事項に係る根拠等の確認を徹底する。
(2) 改善措置の根拠の整理	77	意見	措置済とする根拠の確認手法に改善の余地があると思料する。	「措置済」事項に係る根拠等の確認を徹底する。特に、県に損害発生の可能性ある事案に係る措置済の取扱いについては、損害発生の解消に係る対応状況を明示する点に留意する。

## 1 事業評価

県が実施している行政評価は、評価対象（政策、施策、事業）、評価時点（事前、事中、事後）に応じ、以下の4つの個別評価で構成される。

名称	主たる目的	対象	県水道3事業に係るもの（令和4年度）
政策評価	政策の成果の評価、課題等の検証	「新・宮城の将来ビジョン」で定めた政策及び同政策を構成する施策	該当なし
施策評価	施策の成果の評価、課題等の検証	「新・宮城の将来ビジョン」で定めた施策及び同施策を構成する事業	添付資料1. 施策評価シート
大規模事業評価	大規模事業の事業推進の妥当性の判定	事業費100億円以上の公共事業 事業費30億円以上の施設整備事業 (老朽化に伴う改築事業等であって一定の要件を満たすものを除く。)	該当なし
公共事業再評価	実施中の公共事業の継続の妥当性の判定	着手から一定期間を経過した公共事業	該当なし

また、県では社会資本総合整備計画において事前評価を実施している。県水道3事業に関連する社会資本総合整備計画は以下のとおりである。

計画の名称	計画期間	交付対象	計画の目標	全体事業費(百万円)
宮城県における下水道の防災・安全を実現するための整備推進計画	平成30～34年度	宮城県、大和町	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。	14,528.9
宮城県における安心・安全な下水道整備推進計画	令和2～4年度	宮城県	地域の安全に資することを目的とする。	277

出所：社会資本総合整備計画（宮城県）

### (1)アウトカム指標の設定

社会資本整備総合交付金の事前評価において、当該計画の成果目標（定量的指標）の設定は以下のとおりである。

計画の名称 (期間)	計画の成果目標 (定量的指標)	当初現況値	中間目標値	最終目標値
宮城県における安全・安全な下水道整備推進計画 (令和2年度～令和4年度)	ストックマネジメント計画達成率（下水処理場）	0%	50%	100%
宮城県における下水道の防災・安全を実現するための整備推進計画 (平成30年度～平成34年度)	ストックマネジメント計画達成率（管渠）	0.0% 0/6,661	60.4% 4,022/6,661	100.0% 6,661/6,661
	ストックマネジメント計画達成率（ポンプ場）	0.0% 0/636	70.8% 450/636	100.0% 636/636
	ストックマネジメント計画達成率（処理場）	0.0% 0/15	66.7% 10/15	100.0% 15/15
	ストックマネジメント計画達成率（MP）	0.0% 0/31	9.7% 3/31	100.0% 31/31

出所：社会資本総合整備計画（宮城県）

(注) 計画達成率は、管渠の場合「ストックマネジメント工事完成予定の管渠延長(m)／整備期間内に実施予定であるストックマネジメント工事対象の管渠総延長(m)」、その他の場合「ストックマネジメント工事完成予定の施設等の数／整備期間内に実施予定であるストックマネジメント工事対象の施設等の総数」を表す。

社会資本総合整備計画における計画の目標、評価指標について、以下の説明がなされている。

#### 3. 事前評価について

◇「整備計画」の作成に当たっては、国土交通大臣への提出前に、次に掲げるとおり、目標の妥当性、整備計画の効果・効率性、整備計画の実現可能性について、自主的・主体的に検証を行って下さい。例えば、以下のような内容を整備計画作成段階で検証いただく予定です。

##### ①目標の妥当性

- ・上位計画等との整合性
- ・地域の課題への対応（地域の課題と整備計画の目標の適合性）

##### ②整備計画の効果・効率性

- ・整備計画の目標と定量的指標の整合性
- ・定量的指標の明瞭性
- ・目標と事業内容の整合性
- ・事業の効果（要素事業の相乗効果等）の見込みの妥当性

##### ③整備計画の実現可能性

- ・円滑な事業執行の環境（事業熟度、住民等の合意形成等を踏まえた事業実施の確実性）
- ・地元の機運（住民、民間等の活動・関連事業との連携等による事業効果発現の確実性）

出所：「（補足資料）新たに社会資本総合整備計画（仮称）を作成・提出する際の留意点」（国土交通省）

### 【現状の問題点（意見）】

県が設定している計画の成果目標（定量的指標）により、整備計画の効果・効率性の検証可能性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、下水道ストックマネジメント計画については汚水を扱う厳しい環境下で稼働している施設の健全度を判定し、リスク評価等による優先順位を設定の上で改築更新の計画を策定しているものであり、計画に応じた改築を実施することで管理目標の確保が可能であることから、整備計画の効果・効率性の検証は可能である、とのことである。

しかし、県が設定している「ストックマネジメント計画達成率」は事業の進捗に伴い結果的に増加する指標であるため、アウトプット指標と考えられる。整備計画の効果・効率性を検証するためのアウトカム指標設定を検討する余地があると思料する。

### 【解決の方向性】

計画の目標と整合するアウトカム指標も設定する。公営企業の投資計画に係る目標設定の場合、更新率や老朽化率等の指標の維持・改善に係るアウトカム指標が考えられる。

#### ② 「投資試算」の投資の目標設定、投資額の合理化

①を踏まえ、必要なサービスを維持するために、「投資試算」の投資の目標を設定するとともに、目標達成に要する計画期間内の投資規模を把握すること。

目標設定に当たっては、個別の経営指標の水準のみに注目するのではなく、他の指標との関連も考慮し、複数設定すべきである。また、短期的な実現が困難な項目については、長期的な視点に立って、改定毎において、段階的に高次の目標設定ができるよう検討することが望ましい。目標の例としては、有収率、更新率、老朽化率、耐震化率等の指標の維持・改善について、具体的な数値等を示すこと。

出所：経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日 総務省）

## (2)耐震化対策の推進

県の施策評価の推進事業として耐震化事業が示されているが、最近の主な地震と水道の被害状況は以下のとおりである。

地震名等	発生日	最大震度	地震規模 (M)	断水戸数	最大断水日数
福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約2.7万戸	6日
福島県沖の地震	令和4年3月16日	6強	7.4	約7.0万戸	7日

出所：厚生労働省ホームページ

(注) 令和元年度から令和4年度までの発生日地震を表す。

このうち、令和4年3月16日に発生した福島県沖の地震では、大崎広域水道事務所管内の施設被害に起因する断水が発生しており、断水原因箇所の状況は以下のとおりである。

断水原因箇所	被害の内容	影響を受けた市町	最大断水日数	耐震化対策
涌谷幹線船越水管橋	SPφ500mm、伸縮管漏水	涌谷町	4日	対策済（平成21年度）
松島幹線西川水管橋	SPφ500mm、伸縮管漏水	富谷市、大郷町	2日	対策済（平成20年度）
松山枝線	DIPφ250mm、継手部離脱	大崎市、栗原市、美里町、涌谷町	4日	未対策（耐震性能を有した継ぎ手に未更新）

出所：企業局作成資料（最大断水日数は宮城県警戒本部資料）

（注）最大断水日数は市町の全戸復旧最大日数を表す。（大崎広域水道から各市町への送水再開は最大で発災後3日）

水道施設の耐震化目標等については以下の指針が示されている。

### 3.2 水道施設の耐震化目標等

#### 3.2.1 水道施設の機能維持水準

基幹施設・管路等を設定し、地震時における水道施設の機能維持水準（耐震性の水準）を定める。

〔解説〕

地震時における給水の確保および早期の応急復旧を効果的に行うために、水道施設の耐震化目標として機能維持水準を定める。

「水道施設に関する技術的基準を定める省令」に基づき、基幹施設・管路等については、レベル1地震動に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル2地震動に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこととする。

基幹施設・管路等以外の施設・管路は、レベル1地震動に対して、生じる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこととする。

これらを踏まえ、各施設・管路について能力や重要給水施設への給水等の機能および重要度を考慮して基幹施設・管路等を設定し、水道施設全体の機能維持水準（耐震性の水準）を定める。

#### 3.2.2 水道施設の耐震化目標

水道施設の耐震化目標は、耐震化の現状や計画期間において実施できる耐震化整備量等を踏まえて適切に設定する。

〔解説〕

水道施設は重要給水施設に供給する基幹施設・管路等を中心に全体を耐震化することが望ましいが、計画目標年次における水道施設の耐震化目標は、耐震化の現状や計画期間において実施できる耐震化整備量等を踏まえて水道事業者等において適切に設定する。耐震化目標とする指標としては以下があるが、これらは現状値と計画値を対比する等して耐震化の実施効果をわかりやすく示す。

＜水道施設の耐震化目標の指標(例)＞

- ・浄水施設耐震率、ポンプ所耐震施設率、配水池耐震施設率
- ・基幹管路の耐震化率、基幹管路の耐震適合率
- ・重要給水施設管路耐震化率、重要給水施設基幹管路耐震化率
- ・管路の耐震化率

出所：水道の耐震化計画等策定指針（平成 27 年 6 月 厚生労働省健康局水道課）

（注）レベル 1 地震動は「当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの」、レベル 2 地震動は「当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの」との説明がなされている。

### 【現状の問題点（意見）】

地震の影響で広域水道事務所管内の施設被害に起因する断水が発生したため、以下の視点による耐震化対策の事後検証が問題となる。

- 対策済箇所に関する耐震化対策の十分性
- 未対策箇所に関する耐震化計画の妥当性

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 耐震化対策済の水管橋の耐震化工事は主に落橋防止や下部工補強である。水管橋の耐震化については、落橋といった重大な損傷をなくすために行うものであるが、今次地震による断水は水管橋の伸縮可とう管のずれによる漏水が原因であり、重要な箇所にも損傷はなく最短で復旧しているため、水道の耐震化計画等策定指針に沿った水管橋の耐震化工事としての効果は発現されているものと捉えている。
- 耐震化未対策の送水管は耐震性能を有した継ぎ手に更新していない状況であった。送水管路の更新は、国庫補助の活用を前提としているため、年度毎に実施できる範囲が限定される。このため、Ⅰ期（令和 7 年度まで）は非耐震管の耐震化を先行実施、Ⅱ期（概ね令和 8～26 年度）は軟弱地盤部かつ過去漏水箇所を含む区間の更新、Ⅲ期（令和 27 年度以降）は上記以外の更新、という優先度を踏まえた計画をたてている。Ⅱ期以降は、今後策定予定である管路更新計画に優先順位や更新年次等を位置付け、順次更新していく予定である。

しかし、耐震化未対策の断水原因箇所は軟弱地盤等、耐震化対策の優先度が高い箇所だったと考えられるため、耐震化計画における優先度の検討について改善の余地があると思料する。

### 【解決の方向性】

未対策箇所について引き続き優先度の検討を行い、今後の管路更新計画に反映させる。

### (3)事業成果の記載内容の充実

県水道3事業に関連する施策評価については「添付資料1. 施策評価シート」を参照されたいが、県水道3事業の経営戦略における長期目標と令和4年度における進捗状況は以下のとおりである。

会計	項目	数量	長期目標（進捗率）	実績 (令和4年度)
水道用水供給事業	水管橋の耐震化率	耐震必要箇所 45 橋 (総数は 68 橋)	100% (平成 29 年度)	100%
	伸縮可とう管調査率	総数 331 箇所	100% (平成 31 年度)	99%
	送水管の耐震化率 (耐震適合率)	耐震必要延長 68km (総数は 333km)	100% (平成 36 年度)	82%
	基幹土木施設の耐震化率	耐震必要箇所 8 箇所 (総数は 38 箇所)	100% (平成 31 年度)	43%
工業用水道事業	水管橋の耐震化率	耐震必要箇所 15 橋 (総数は 23 橋)	100% (平成 25 年度)	100%
	伸縮可とう管調査率	総数 345 箇所	100% (平成 36 年度)	54%
	送水管の耐震化率 (耐震適合率)	耐震必要延長 31km (総数は 150km)	85% (平成 36 年度)	79%
	基幹土木施設の耐震化率	耐震必要箇所 4 箇所 (総数は 12 箇所)	100% (平成 31 年度)	100%
	導水路の補強率	第 1 期施工分 2.5km (総数は 7.3km)	100% (平成 36 年度)	20%
流域下水道事業	【処理場・ポンプ場施設】 機械設備、電気設備、土 木・建築施設	計画期間内の長寿命 化対策必要施設数	100% (平成 40 年度)	55%
	【管路施設】管路施設	計画期間内の長寿命 化対策必要延長		74%

出所：企業局作成資料をもとに包括外部監査人が作成

県の施策評価において、事業実績は各事業において設定した数値目標に対する実績や取組の効果等（定量的成果）を中心に記載することとされている。

#### ⑥「事業実績」

令和4年度に実施した事業の成果について、各事業において設定した数値目標に対する実績や数値で現すことが出来る取組の効果等（定量的成果）を中心に記載してください。

なお、定量的成果は示すことが出来ないが、数値には現れない成果がある場合は、その実績や取組の効果について、事業の目標を意識しながら具体的かつ簡潔に記載してください。

出所：令和5年度政策評価・施策評価マニュアル

## 【現状の問題点（意見）】

施策評価の推進事業一覧シートにおいて県が示している「事業概要及び実績」について、個別事業に係る事業実績の記載内容の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、政策評価・施策評価マニュアルには、「なお、定量的成果は示すことが出来ないが、数値には現れない成果がある場合は、その実績や取組の効果について、事業の目標を意識しながら具体的かつ簡潔に記載」とあるため、当該マニュアルに基づき適切な方法で記載している、とのことである。

しかし、施策評価の主たる目的である「施策の成果の評価、課題等の検証」の実効性向上のため、推進事業に係る重要な成果指標（目標、実績）の記載を検討する余地があると思料する。

### ■工業用水道管路耐震化事業

伸縮可とう管の耐震化率（耐震適合率）の進捗状況をもとに事業実績の説明がなされている。

しかし、経営戦略上の長期目標に掲げられている伸縮可とう管調査率や送水管の耐震化率（耐震適合率）に係る目標と実績の比較による進捗評価が明らかでないため、工業用水道管路耐震化事業に係る事業成果の記載が十分といえるか疑問である。

### ■広域水道管路耐震化事業

伸縮可とう管の耐震化率（耐震適合率）の進捗状況をもとに事業実績の説明がなされている。

しかし、経営戦略上の長期目標に掲げられている送水管の耐震化率（耐震適合率）に係る目標と実績の比較による進捗評価が明らかでないため、広域水道管路耐震化事業に係る事業成果の記載が十分といえるか疑問である。

### ■流域下水道事業

計画に基づく改築工事等を実施した旨の定性情報のみで事業実績の説明がなされている。この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 経営戦略上の長期目標は7流域毎に3～4指標が設定されているが、事業実績記載欄は100字以内となっている都合上、現在の記載内容が現実的な記載方法と考えている
- 経営戦略の目標は流域ごとに設定しているものであり、全体の指標というものは存在しないため、定性的な実績を記載するのが適切と考えている

しかし、施策評価シート上の推進事業の単位が7流域ごとではなく流域下水道事業全体としていのであるから、経営戦略に掲げる長期目標のうち、重要と考えられる指標の7流域全体の指標をもとに目標と実績を比較説明することができるため、事業実績記載欄の文字数制限が現在の記載内容の合理的理由といえるか疑問である。経営戦略に掲げる長期目標の進捗状況が明らかでないため、流域下水道の整備に係る事業成果の記載がなされているとは認められない。

## 【解決の方向性】

個別事業の活動内容（アウトプット）と成果（アウトカム）を明確に区分し、成果指標の目標と実績を比較検証する等、目的と整合する施策評価を実施する。

県水道3事業においては、経営戦略に掲げる主要な長期目標の進捗状況を検証することが考えられる。

## 2 経営戦略

公営企業では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められている。

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要です。

現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。このため、各地方公共団体においては、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが求められます。

こうした中で、引き続き公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等についての確かな現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。そのために、各公営企業において、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組まれるようお願いいたします。

出所：公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日 総務省）

県水道 3 事業に係る経営戦略の策定状況は以下のとおりである。

会計	現行の経営戦略	今後の改訂予定
水道用水供給事業	宮城県企業局水道事業経営管理戦略プラン（平成 27 年 3 月策定）	企業局経営戦略 2025（令和 7 年 3 月改定予定）
工業用水道事業	宮城県企業局新経営計画（平成 27 年 3 月策定）	
流域下水道事業	宮城県流域下水道事業経営戦略（平成 31 年 3 月策定）	

現行の更新投資計画は以下のとおりである。

会計	現行の更新投資計画	備考
水道用水供給事業	企業局アセットマネジメントの実施について（平成 28 年 5 月策定）	添付資料 2. 企業局アセットマネジメント
工業用水道事業		
流域下水道事業	宮城県流域下水道ストックマネジメント計画（令和 5 年 3 月策定）	

また、経営戦略策定の留意点として、以下の説明がなされている。

⑧ 「経営戦略」は、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化、民間活用といった抜本的な改革の検討と相互に反映させる必要がある。また、各事業の所管省庁においても、各種計画の策定を求めているが、例えば、水道事業においては、水道事業ビジョン（個別施設計画）が、適切に策定されている場合は、そのビジョンを「経営戦略」として位置づけることが可能であり、他の事業においても部分的に活用することができるものがあることに留意すること。

さらに、抜本的な改革の検討については、結論を得るまでに相当の時間を要する。このため、抜本的な改革の検討の結論を待って「経営戦略」の策定をするのではなく、まずは、事業経営の現状と課題を踏まえながら、現行形態を前提としたものであっても「経営戦略」を早期に策定する必要がある。そのことは、日々の状況変化に対応しつつ、検討を継続していくことによって、その後の抜本的改革を含む各種の経営健全化の取組の影響・効果等を測る上での土台ともなるものであること。

出所：経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日 総務省）

## (1) 中長期収支見通しの公表

経営戦略策定において、計画期間に関わらず、中長期収支見通しの試算の必要性及びその結果や積算根拠について記載する必要があると説明されている。

### 第1章 「経営戦略」の策定・改定に関する基本的事項

#### 1 「経営戦略」の基本的な考え方

##### (1) 「経営戦略」の位置づけ、必要性について

「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（以下「投資試算」という。）と、財源の見通しを試算した計画（以下「財源試算」という。）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画である。

策定後もそれに基づく取組を毎年度、進捗管理や計画と実績との乖離検証、その結果を踏まえた定期的な見直しを行うことにより、経営基盤強化と財政マネジメント向上に資する重要なツールと位置づけられる。この策定過程において、経営状況等の「見える化」を図ることで経営健全化に向けた議会、住民との議論の契機となるものである。

（中略）

③ 「投資試算」や「財源試算」は、経営に不可欠の主要な施設の維持更新の見通しを立てるため、施設の耐用年数等を踏まえて、計画期間に限らず可能な限り長期間（事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年から50年超）かつ複数の推計パターンで行い、その推計結果及びそれに基づく長期目標も設定すること。

#### 2 「投資・財政計画」の策定

（中略）

##### (2) 計画期間の設定

計画期間は、事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を

踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要である。やむを得ず10年未満の「計画期間」とする場合には、その理由について議会、住民にわかりやすく説明することが必要である

なお、計画期間に関わらず、計画策定に当たっての将来の「投資・財政計画」に係る試算については、可能な限り長期間（事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年～50年超）かつ高位・中位・低位といった複数パターンで行うとともに、その結果や積算根拠も記載することが必要である。

出所：経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日 総務省）

県水道3事業に係る中長期収支見通しの公表状況は以下のとおりである。

会計	資料の名称	推計期間	公表状況
県水道3事業	みやぎ型管理運営方式導入による事業費削減目標について（令和元年12月）	令和4～23年度	県ホームページに公表
水道用水供給事業	長期経営シミュレーション（令和4年9月）	令和6～43年度	受水費改定協議のため関係市町村へ提示
工業用水道事業	長期経営シミュレーション（令和4年9月）	令和6～43年度	未公表（企業局内部での検討目的）
流域下水道事業	流域下水道事業の次期料金改定（案）経営シミュレーション（令和4年9月）	令和6～43年度	維持管理負担金改定協議のため流域関係市町村へ提示

出所：企業局作成資料

このうち、コンセッション事業期間における管路更新計画とアセットマネジメントを比較すると以下のとおりである。

（単位：億円）

事業		更新計画 (a)	アセットマネジメント (b)	差異 (a-b)
水道用水供給事業	大崎	122	230	△108
	仙南・仙塩	286	480	△194
	計	408	711	△303
工業用水道事業	仙塩	23	35	△12
	仙台圏	7	6	1
	仙台北部	0.7	39	△38
	計	31	80	△49

出所：企業局資料をもとに包括外部監査人が作成

（注1）更新計画は「みやぎ型管理運営方式導入による事業費削減目標について」における土木・建築・管路に係る更新投資の推計額（令和4～23年度、税抜）を表す。

（注2）アセットマネジメントは「企業局アセットマネジメントの実施について」（平成28年5月）における管路更新計画（平成32～51年度の強靱化分）を表す。

## 【現状の問題点（意見）】

経営の透明化の観点から、県水道 3 事業の中長期収支見通しに係る情報の公表の十分性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、現経営戦略には記載されていないが、以下のような対応により一定の内容は公表しているものと認識している、とのことである。

- 料金等改定協議において関係市町村へ経営シミュレーションを提示し、説明していること
- 県議会に対しては料金改定に際し、常任委員会へシミュレーションの作成方針や試算条件を示していること

また、県の説明によると、管路更新計画とアセットマネジメントの差異は主に管径のダウンサイジングを考慮したことによる更新計画の減額である、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、中長期収支見通しの現在の公表内容に改善の余地があると思料する。

- みやぎ型管理運営方式導入による事業費削減目標について（令和元年 12 月）では、コンセッション期間（令和 4～23 年度）の収支見通しが示されているが、アセットマネジメント上、コンセッション期間後の管路更新需要が増加する見込であるにも関わらず、令和 24 年度以降の収支見通しが明らかでなく、事業の持続可能性を明確に確認できないこと
- コンセッションへの移行により県水道 3 事業の中長期収支見通しが大きく変化しているにも関わらず、コンセッション移行後、事業の持続可能性の前提条件となる料金水準の見通し等の重要な情報が県民に明らかにされていないこと
- 工業用水道事業の経営環境が水道用水供給事業や流域下水道事業より厳しい経営状況にあるにも関わらず、工業用水道事業の中長期収支見通しが未公表であること

## 【解決の方向性】

県民を含む関係者に対して、県水道 3 事業の中長期収支見通しに関する情報を公表し、経営の透明化を図る。

### 取組 10 運営の透明化と情報の共有

#### イ 運営の透明化

戦略プランを着実に推進するためには、受水市町村を始め、受水事業所や県民の皆様などの理解と協力が必要です。

そのためには、事業に関する情報の公開を進め、共通認識の形成・情報の共有を図り、運営の透明性を確保することによって理解と協力を得ることを行っていきます。

出所：宮城県企業局水道事業経営管理戦略プラン（平成 27 年 3 月 宮城県企業局）

## (2)配置人員のあり方

企業局の配置人員の状況は以下のとおりである。

(単位：人)

課所	班	R3. 4. 1	R4. 4. 1	増減
公営企業課	課長・総括等（副局長含む）	3	3	—
	企画調整班	3	3	—
	総務班	4	4	—
	予算・出納班	6	6	—
	計	16	16	—
水道経営課	課長・総括等	5	5	—
	水道班	7	7	—
	流域下水道班	5	5	—
	施設管理班	5	5	—
	水道経営管理班	4	4	—
	計	26	26	—
大崎広域水道事務所	所長・総括次長等	3	3	—
	総務班	4	4	—
	施設管理班	8	7	△1
	水質管理担当	2	2	—
	工務班	5	4	△1
	計	22	20	△2
仙南・仙塩広域水道事務所	所長・総括次長等	3	3	—
	総務班	5	5	—
	施設管理班	6	6	—
	水質管理担当	1	1	—
	工務班	5	4	△1
	計	20	19	△1
工業用水道事務所	所長	1	1	—
	施設管理班	4	4	—
	工務班	3	3	—
	計	8	8	—
中南部下水道事務所	所長・総括次長等	3	3	—
	総務班	3	3	—
	施設管理班	8	8	—
	施設整備班	4	4	—
	計	18	18	—
東部下水道事務所	所長・総括次長等	3	3	—
	総務班	3	3	—
	施設管理班	7	7	—
	施設整備班	4	4	—
	計	17	17	—
合計		127	124	△3

出所：企業局作成資料

経営戦略の策定においては、組織や定員の面からの効率化の検討を行うこととされている。

### 3 効率化・経営健全化の取組

効率化・経営健全化に関する以下の点について所要の検討を行った上で、「経営 戦略」を策定するとともに、それに基づく取組を進めることが適当である。

#### (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

組織、人材等は、公営企業が経営を安定的に継続するための重要な経営基盤であり、中長期的な視点から計画的な強化を図ることが求められる一方で、必要な住民サービスの安定的継続を前提とした上で、徹底した効率化・合理化に取り組むことが必要である。

組織については、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要があり、公営企業管理者については、より自律的な経営を行うことができるよう、その実質的な権限と責任の明確化を図る必要があること。

人材の確保・育成については、職員一人ひとりの意識改革を進め、企業意識の徹底を図るとともに、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の確保・育成に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に適切に結び付けることが必要であるが、これらが難しい場合には外部人材の積極活用も検討すること。

定員については、適正な定員管理を行い、給与については、企業職員の給与の根本原則や決定原則等の考え方に基づいて、適正化の取組を不断に推進すること。

出所：経営戦略策定・改定ガイドライン（平成 31 年 3 月 29 日 総務省）

### 【現状の問題点（意見）】

県水道 3 事業は令和 4 年度からコンセッションに移行しており、企業局業務に重要な異動が生じているものの、コンセッション移行前から人員配置に大きな異動がないため、人員配置の適切性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- コンセッション導入に伴い運営権者が浄水場等の設備の修繕・更新工事を行うことになったことから、これまで県が行っていた設備工事の発注等業務がなくなったものの、コンセッション移行に伴う業務への影響等を見極める必要がある。
- 職員は、コンセッションを導入した上下水道施設の運転管理や設備修繕のみならず、それぞれの年度において実施する事業や業務量等に応じて配置されるものであるから、コンセッション導入の効果のみをもって職員数の増減を比較することは困難であるが、令和 4 年 4 月 1 日時点の職員数は令和 3 年 4 月 1 日時点と比べて減少しているところである。

令和 4 年度から運営権者に移行している施設管理班の業務と、それぞれの年度において実施する事業や業務量等を踏まえながら、今後に向けた配置人員のあり方の検討の余地があると思料する。

### 【解決の方向性】

令和 7 年 3 月に改定予定の経営戦略において、コンセッション移行後の人員配置方針を明確にする。

### (3) 管路更新計画の進捗の適正化

水道用水供給事業及び工業用水道事業の管路更新計画については「添付資料2. 企業局アセットマネジメント」を参照されたいが、送水管更新率が100%になるまでの管路更新投資額が推計されている。

会計	事業	推計期間	耐震化・管路更新(百万円)	左記延長(m)	延長m当たり更新費(千円)
水道用水供給事業	大崎広域水道事業	50年間(平成22~71年度)	62,214	131,931	472
	仙南・仙塩広域水道事業		179,503	212,987	843
工業用水道事業	仙塩工業用水道事業	75年間(平成22~96年度)	27,022	77,219	350
	仙台圏工業用水道事業	70年間(平成22~91年度)	23,069	29,592	780
	仙台北部工業用水道事業		21,707	53,367	407

出所：企業局作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注1) 延長については令和5年度企業局事業概要による。

(注2) 管路更新投資額の推計上の布設単価は布設及び撤去に係る費用の合算による。

管路更新計画に係る送水管更新率の進捗状況は以下のとおりである。

会計	事業	企業局アセットマネジメント(注1)	令和4年度実績(注2)
水道用水供給事業	大崎広域水道事業	15.6% (+6.0%)	6.7% (+4.7%)
	仙南・仙塩広域水道事業	10.4% (+9.7%)	1.1% (+1.1%)
工業用水道事業	仙塩工業用水道事業	10.9% (+3.3%)	1.0% (+0.9%)
	仙台圏工業用水道事業	4.5% (+4.5%)	0.4% (+0.3%)
	仙台北部工業用水道事業	7.5% (+4.3%)	—%

出所：企業局作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注1) 令和6年度末の計画値(カッコ内は令和2~6年度中の増加値)を表す。

(注2) 令和4年度末の実績値(カッコ内は平成29年度までに更新した送水管路延長に対する、平成30年度~令和4年度増加値)を表す。

一方、企業局への聞き取りによると、水道用水供給事業及び工業用水道事業の送水管路において、地震の影響などによる断水や漏水が発生している。

アセットマネジメントの効果について、以下の説明がなされている。

- 点検・診断等により現有施設の健全性等を適切に評価し、将来における水道施設全体の更新需要を把握するとともに、重要性・優先度を踏まえた更新投資の平準化が可能となる。
- 中長期的な視点を持って、更新需要や財政収支の見通しをたてることにより、財政の裏付けを有する計画的な更新投資を行うことができる。
- 計画的な更新投資により、老朽化に伴う突発的な断水事故や地震発生時の被害が軽減されるとともに、水道施設全体のライフサイクルコストの減少につながる。
- 水道施設の健全度や更新事業の必要性・重要性について、水道利用者や議会等に対する説明責任を果たすことができ、信頼性の高い水道事業運営が達成できる。

出所：企業局アセットマネジメントの実施について（平成 28 年 5 月 企業局）

### 【現状の問題点（意見）】

企業局アセットマネジメント上の送水管更新率と実績に乖離が認められることから、管路更新計画の進捗状況の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、管路更新にあたっては、非耐震管の更新を優先して実施した後、次のステージである軟弱地盤部かつ過去漏水箇所を含む区間等の更新を行うこととしていたが、AI 等の新技術を活用して効率的な劣化診断を行うとともに、更新箇所やサイクルを再検討することとしている、とのことである。

しかし、大崎広域水道事業や工業用水道事業における昨今の断水、漏水等の発生事案は経年劣化に起因するものがあるものと考えられる。アセットマネジメントの更なる有効実施のため、管路更新計画の進捗の適正化の余地があると思料する。

### 【解決の方向性】

管路更新計画の進捗遅延の他、以下に係るリスク評価を行い、適時に企業局アセットマネジメント計画や経営戦略に反映させる。

- 管路更新計画と現行のアセットマネジメント計画の差異
- 最近の工事コスト上昇に伴う延長当たり更新費の見直し

## (4)ストックマネジメント計画のコスト縮減効果

下水道事業におけるストックマネジメントの目的について、以下のような説明がなされている。

### 第2節 スtockマネジメントの目的

#### 1.1.2 目的

ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としている。本ガイドラインは、ストックマネジメントの導入・実践にあたっての基本的な考え方をとりまとめたものである。

#### 【解説】

わが国の社会資本は、戦後の高度成長期に急速に整備が進められてきたが、これらの社会資本によるサービスの提供は、ストック（施設）が一定程度健全な状況に保たれて初めて可能となる。

これらの膨大なストックは、日々劣化し、点検・調査、修繕・改築のコストの増大を招くとともに、最悪の場合、管路の破損等による道路陥没や汚水の流出及び処理施設の停止による公共用水域の水質悪化などに陥るリスクもはらんでいる。これまで、そのリスクを把握し、適切に対応してきた技術職員が大量に退職時期を迎え、適切な技術継承ができず、結果として施設の適正な管理が困難になることも懸念される。一方、社会資本に求められる役割は多様化しており、人口減少やライフスタイルの変化も踏まえて、適切に機能を発揮できるようにしておく必要がある。

これらの課題に対応するためには、社会資本のストックを将来にわたって適切に点検・調査、修繕・改築していく必要があり、そのための手法としてストックマネジメントが着目されている。

このようなことから、本ガイドラインは、下水道事業におけるストックマネジメントの一層の普及促進を図るため、その基本的な考え方をとりまとめたものである。

出所：下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（令和4年3月改定 国土交通省）

県が策定している流域下水道ストックマネジメント計画では、今後20年間のコスト縮減効果が約4.8割減（約840億円減）と示されているが、コスト縮減効果の算定内訳は以下のとおりである。

（単位：億円）

	管渠	設備（処理場・ポンプ場）		合計
		県管理	みやぎ型管理運営方式	
壊れてから全て改築更新した場合	995	414	331	1,740
点検・調査・リスク等を考慮して改築更新した場合	310	300	290	900
差引（コスト縮減効果）	685	114	41	840

出所：企業局作成資料

（注1）長期的な改築の需要見通しはストックマネジメント計画期間（令和5～24年度の20年間）による。

（注2）「壊れてから全て改築更新した場合」は標準耐用年数で単純改築した場合の需要見通しを表す。

### 【現状の問題点（意見）】

流域下水道ストックマネジメント計画が示すコスト縮減効果の算出方法の適否が問題となる。この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドラインでは「各地方公共団体の実状等に応じた期間設定をすることが望ましい」とされているため、同ガイドラインに示す点検・調査及び修繕・改築に関する目標の設定例（達成期間20年）を基本として、コスト縮減効果の算定期間を20年とした。

- ▶ 標準耐用年数（50年）による改築シナリオの当初20年と緊急度等を考慮した最適シナリオ（当初20年間で平準化）との縮減効果を算出のうえ、同ガイドラインに沿って宮城県流域下水道ストックマネジメント計画を策定し、令和5年3月に国土交通省に受理されていることから、計画策定上の問題はないと認識している。

しかし、以下の点を考慮すると、コスト縮減効果の8割超を占める管渠についてコスト縮減効果の算定方法に改善の余地があると思料する。

- ▶ 管渠の標準耐用年数が50年であるため、ライフサイクルコストの低減を図るというストックマネジメント計画の趣旨を踏まえると、コスト縮減効果の評価期間20年は短いこと
- ▶ コスト縮減効果の評価期間（令和5～24年度の20年間）中は、「壊れてから全て改築更新した場合」に含まれるが、「点検・調査・リスク等を考慮して改築更新した場合」には含まれない管渠が多分に生じているため、改築更新費のコスト縮減効果の算定が不均衡であること

### 【解決の方向性】

コスト縮減効果の評価期間は対象資産の耐用年数を超える期間で設定する。例えば、「新たな事業計画とその根拠となるストックマネジメント実施方針の策定例について」（平成28年10月17日 国土交通省）に示されているとおり、評価期間100年間で標準耐用年数による改築計画と目標耐用年数による改築計画の比較によりコスト縮減効果を算出することが考えられる。

### (5) 経費負担の適正化

県水道3事業における一般会計負担の内訳は個別検出事項「3. 会計」を参照されたいが、このうち、流域下水道事業に係る一般会計負担の内訳（令和4年度）は以下のとおりである。

	金額(千円)	基準外繰入	備考
企業債利息償還	117,814		
減価償却費（企業債元金償還）	1,038,579		
企業債利息償還	57,907	○	
減価償却費（企業債元金償還）	499,452	○	
消費税納税額	15,509	○	納税額の100%
人件費	167,651	○	流域下水道従事職員55人のうち27人分の人件費相当
県運営経費	1,795	○	日本下水道協会の会費等「県として負担すべき経費」相当
新型コロナ重点交付金	99,910	○	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金
国庫補助事業繰入金	580	○	
県単独事業	2,161	○	
復興交付金事業（国庫補助金分）	—	○	
合計	2,001,358		

出所：企業局作成資料

経営戦略策定において、一般会計負担に関する留意事項として以下の説明がなされている。

ウ 一般会計からの繰出金については、公営企業は独立採算制を経営の基本原則としつつ、経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるもの等については、法令等に基づき、一般会計等が負担又は補助をし、あるいは出資をすることとされている。これらの経費を除けば、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。この経費負担区分による一般会計からの繰出しの基本的考え方は、毎年度「地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）として通知している。

このような経費負担区分について、適正な運用を図るとともに、公営企業会計においても、社会経済情勢、厳しい地方財政の状況等を踏まえ、一層の自助努力により、安易な一般会計等からの繰出金に頼らない独立採算制の基本原則 に立脚した経営に努める必要がある。以上を踏まえ、繰出金ごとに積算の考え方を明確にした上で、その必要性、将来的な見込み、合理化に向けての考え方などについても説明すること。

これらは、「経営戦略」の策定を通じた繰出金の「見える化」につながり、また、計画的経営を通じた繰出金の合理化にも資するものである。

出所：経営戦略策定・改定ガイドライン（平成 31 年 3 月 29 日 総務省）

流域下水道事業の経営戦略では、経費負担の適正化を図ることとされている。

## 2 今後に向けて

課題の解決に向けて、流域下水道事業の経営の効率化を図り、安定的で持続可能な事業運営に 取り組んでいく。

（中略）

### 【経費負担の適正化】

○供用開始直後は、下水道の普及が進んでおらず維持管理費の負担が大きくなることから費用の一部について県が負担してきた。

○下水道事業は、雨水公費・汚水私費が原則であり、経費負担の適正化を図っていく。

出所：宮城県流域下水道事業経営戦略（平成 31 年 3 月 宮城県土木部下水道課）

## 【現状の問題点（指摘）】

流域下水道事業において、経費負担の適正化の観点から合理的根拠に乏しい一般会計負担が検出された。

### ■消費税納税額（令和 4 年度：15,509 千円）

流域下水道事業における消費税納税額の 100%を一般会計負担している。

しかし、消費税申告計算上、流域市町村等から預かった消費税から、仕入税額控除（支払った消費税のうち控除可能額）した金額を納税するものであるから、原資は流域市町村等から預かった消費税と考えられる。原資の明らかな取引に対して一般会計負担する合理的根拠は希薄である。

### ■人件費（令和 4 年度：167,651 千円）

流域下水道従事職員 55 人のうち 27 人分の人件費相当を一般会計負担している。県の説明によると、供用開始直後は下水道の普及が進んでおらず維持管理費の負担が大きくなることから

費用の一部について県が負担している、とのことである。

しかし、供用開始からすでに 20 年以上経過しているため、汚水私費負担の例外として一般会計負担を継続する合理性が認められるか疑問である。

### 【解決の方向性】

コンセッション移行に伴う流域下水道事業の事業変化も考慮のうえ、一般会計負担ごとの積算ルール、必要性、将来的な見込み、合理化に向けての考え方を企業局経営戦略 2025（令和 7 年 3 月改定予定）に明示することも含めて検討する。

## (6) 経営戦略の適時更新

経営戦略の事後検証、更新等について、以下の説明がなされている。

### 4 「経営戦略」の事後検証、更新等

「経営戦略」の期間は 10 年以上を基本とするが、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5 年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要である。

見直しに当たっては、「経営戦略」の達成度を評価し、また、「投資・財政計画」やそれを構成する「投資試算」「財源試算」と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を「経営戦略」やそれを構成する各計画の修正、次期計画の策定等の形で企業経営に反映させる「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクルを導入する必要があること。

「経営戦略」と実績の乖離が著しい場合には、「経営戦略」の見直しについて検討するとともに、経営のあり方、事業手法の見直しについて改めて検討すべきであること。

このサイクルの実効性を担保し、また、企業経営の中に定着させるためには、評価結果を予算編成や定員管理等に反映させるルールを確立することが望ましい。さらに、評価の過程において議会による審議、監査委員による監査等、学識経験者や地域住民等が参加した上での評価等の手順を踏むことによって、評価の客観性が確保されるように留意すべきであること。

あわせて、各種の経営指標等を活用して経営規模等の類似する民間企業を含む他の同種企業との経営状況の比較を行い、また同種企業における経営改善事例を積極的に活用した経営分析を行い、計画の達成に向けた経営健全化・効率化の推進に努めることが望ましいこと。

出所：公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日 総務省）

### ⑤ 情報公開に関する事項

「経営戦略」の策定や改定に当たっては、議会、住民に対してその意義、内容等を分かりやすく説明し、理解を得ることが必要であること。例えば、料金水準、人件費などについては他の同種企業の対応するデータも添えるなど、住民が理解・評価しやすいように工夫することが望ましいこと。

出所：経営戦略策定・改定ガイドライン（平成 31 年 3 月 29 日 総務省）

### 【公営企業会計の適用推進との関係】

Q22 現在、公営企業会計の適用に取り組んでおり、経営戦略の策定後に、公営企業会計を適用し、更にもう一度経営戦略の策定をやり直すのは非効率であり、公営企業会計の適用後に経営戦略の策定に取り組みたいと考えているが、どのように進めるのが適当なのか。

A22

- 経営戦略の策定自体は、公営企業会計の適用事業を前提としているわけではなく、公営企業会計の非適用事業であっても、経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより経営基盤の強化等を推進する観点からは、一定の意義があるものである。
- 経営戦略は将来の経営の見通しを策定するものであるから、経営戦略を策定しないとすることは、将来の見通しを立てずに経営を行うという意味と同義になり、適当ではない。
- そのため、まずは現在の状態での経営戦略を策定し、その後、法適用等を実施した場合に、適宜、改定を行って、法適化後の実態に沿った推計になるよう、精緻化を図ることが望ましい。

出所：経営戦略の策定に関するQ&A（令和4年1月25日更新 総務省）

### 【現状の問題点（意見）】

県水道3事業に係る経営戦略は令和7年3月に改定予定であるため、経営戦略の更新の適時性が問題となる。

この点につき県の説明によると、現行経営戦略策定後、コンセッションの導入検討を開始したため、今後経営環境が大きく変わると考え、それに併せて経営戦略も改定することとしたため、令和7年3月に改定予定になった、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、県水道3事業に係る経営戦略の適時更新が望ましいと考える。

- 流域下水道事業に係る地方公営企業法の適用（令和元年4月）やコンセッションへの移行（令和4年4月）のような重要な経営環境の変化が生じているからこそ、県民に対して適時に情報開示する観点から、経営戦略の適時更新の必要性が高いと考えられること
- 経営戦略は「3～5年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要」とされていること

### 【解決の方向性】

重要な経営環境の変化が生じた場合、適時に経営戦略の見直し（ローリング）を行い、持続可能性を検証する。

⑨ 改定に当たっては、「経営戦略」に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間（3～5年毎）の成果の検証・評価した上で行き、より質の高い「経営戦略」にすること。

出所：経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日 総務省）

### 3 会計

地方公営企業は受益者負担に基づく独立採算制により事業を行う仕組みをとっているため、以下の基本原則を有している。

	内 容	地方公営企業法
経費負担の原則	地方公営企業の特別会計においては、その経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計により負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。	第17条の2第2項
料金決定の原則	料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。	第21条第2項

また、独立採算の原則の例外として、経費の負担区分（地方公営企業法第17条の2第1項）によるものの他、補助（同法第17条の3）、出資（同法第18条）、長期貸付け（同法第18条の2）の形態で一般会計等からの繰出しが認められている。

県水道3事業における一般会計繰入の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	基準外繰入
水道用水供給事業	生活基盤施設耐震化等交付金補助金	30,292	147,869	188,951	
	合計	30,292	147,869	188,951	
工業用水道事業	該当なし	—	—	—	
流域下水道事業	企業債利息償還	147,024	131,854	117,814	
	減価償却費（企業債元金償還）	1,067,404	1,045,812	1,038,579	
	企業債利息償還	82,521	69,779	57,907	○
	減価償却費（企業債元金償還）	624,848	606,328	499,452	○
	消費税納税額	—	434	15,509	○
	人件費	156,914	156,910	167,651	○
	県運営経費	1,802	1,807	1,795	○
	新型コロナ重点交付金	—	—	99,910	○
	国庫補助事業繰入金	652	931	580	○
	県単独事業	27,537	8,819	2,161	○
	復興交付金事業（国庫補助金分）	356,958	—	—	○
合計	2,465,660	2,022,674	2,001,358		

出所：企業局作成資料

## (1)減価償却費の過年度修正

平成 25 年度の包括外部監査結果報告では、水道用水供給事業会計決算において過年度減価償却費の計上不足額 101,073 百万円（平成 24 年度、包括外部監査人の試算）が生じている、との指摘がなされている。

(1) 過年度減価償却費の計上不足

(中略)

### 【現状の問題点（指摘）】

地方公営企業会計上、費用の年度所属区分は以下のように規定されている（地方公営企業法施行令第 11 条）。

- 一 支払を伴う費用については、債務の確定した日の属する年度。但し、保険料、賃貸料その他これらに類するものについては、保険、賃借その他支払の発生の原因である事実の存した期間の属する年度
- 二 減価償却費については、減価償却を行うべき日の属する年度
- 三 前二号以外の費用については、費用の発生の原因である事実の生じた日の属する年度。但し、これにより難しい場合においては、その原因である事実を確認した日の属する年度

平成 13 年度包括外部監査で指摘された上記問題の根本には、「県が採用した稼働率の適用は費用の年度所属区分として適切な会計処理として認められるか」という会計上の論点に整理できる。

県が採用した稼働率については以下の説明がなされている。

(中略)

### ■稼働率適用の適否

県の説明によると、全ての施設が未完成との理由から稼働率を用いて完成施設の一部を建設仮勘定に整理している事業体もあることから、稼働率の適用は全国的に容認されていた制度と考えており、当時の会計処理は適切である、とのことである。

しかし、償却資産の減価償却の開始時期について、地方公営企業法に明確な規定はないが、一般的に会計実務で広く採用されている「事業の用に供した時点」（法人税法施行令第 59 条第 1 項第 1 号、法人税基本通達 7-1-4）と整理するのが適当である。これを県に当てはめると、稼働率の適用対象資産は全て建設工事等が完了し、実際に事業の用に供している状態のものであるから、このような償却資産に稼働率を適用し、事業の用に供していない償却資産が部分的に存在するという実態と異なる会計処理を行うのは不合理である。

収益獲得に貢献しない休止固定資産であっても、自然減耗、経済的陳腐化等なんらかの減価が生じているはずであることを考慮し、休止固定資産についても減価償却を行い、原則として営業外費用として処理することは実務慣行として定着している（「休止固定資産の会計処理及び表示と監査上の取扱い」の廃止について平成 16 年 3 月 17 日 日本公認会計士協会）ところである。稼働率適用の適切性を確認できる明確な根拠もないのであるから、稼働率の適用による会計処理は費用の年度所属区分として不適切である。

### ■平成 24 年度における影響額（試算）

県では平成 17 年度より稼働率の適用を廃止し、

- 定額法に基づく減価償却

● 同年度以降の支払利息は全て期間費用処理を実施している。

しかし、過年度における会計処理の不備に係る修正処理までは行われていない。平成 17 年度以降、適切な会計処理方法に変更したとしても、過年度の会計処理の不備まで解消されるものではないのであるから、過年度の会計処理の不備の状態が平成 24 年度まで継続していることになる。

下記前提条件をもとに包括外部監査人が試算した結果、平成 24 年度における過年度減価償却費の計上不足額は 101,073 百万円と試算された。

(中略)

**【解決の方向性】**

稼働率を適用しなかった場合の固定資産計上額を再計算のうえ、現在の固定資産台帳の記録との差額について過年度損益修正処理を行い、適切な会計処理に基づく財務諸表に修正する。

また、特殊な会計処理方法を適用する場合の適否判断に留意するとともに、選択適用した会計処理方法の判断根拠の記録を作成・保管する。

出所：平成 25 年度包括外部監査の結果報告書（平成 26 年 3 月）

一方、当該監査結果への対応について、県では「措置しない」取扱いとしている。

**【現状の問題点（指摘）】**

包括外部監査における結果（指摘）について措置しない対応であるため、措置しない理由等の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から措置しない理由等は妥当である、とのことである。

- 現行の会計処理の適切性については総務省からその都度確認を受けて、そのうえで受水市町村に報告を行い実施しているものであること
- 総務省に対しては起債の申し込み、繰出金のヒアリング等を通じて経営状況を報告等しており、問題がなかったものと認識していること

しかし、県では平成 25 年度包括外部監査における結果（指摘）を受けて、新たに過年度減価償却費の計上不足の問題がない根拠となる専門家意見の確認等は実施していない。よって、包括外部監査における結果への対応として、措置しないと判断した根拠が明らかでないため、当該指摘を措置しない合理的根拠は希薄である。

**【解決の方向性】**

平成 25 年度の包括外部監査結果報告書に記載されている下記事項を再確認する。

個別検出事項の 関連箇所	解決の方向性
7（1）過年度減価償却費の計上不足	稼働率を適用しなかった場合の固定資産計上額を再計算のうえ、現在の固定資産台帳の記録との差額について過年度損益修正処理を行い、適切な会計処理に基づく財務諸表に修正する。 また、特殊な会計処理方法を適用する場合の適否判断に留意するとと

個別検出事項の 関連箇所	解決の方向性
	もに、選択適用した会計処理方法の判断根拠の記録を作成・保管する。
9(2)固定資産 の減損	固定資産の「減損の兆候」判定に際しては、固定資産の稼働率にも十分に留意する。 なお、固定資産の減損損失が認識される背景には、個別検出事項「7(1)過年度減価償却費の計上不足」に記載のとおり、固定資産の帳簿価額が過大評価されている影響が大きいと見られるため、過年度減価償却費の計上不足を適時に修正処理することにより当該問題は解消される。

## (2)建設仮勘定の精算処理

水道用水供給事業における建設仮勘定の内訳（令和4年度）は以下のとおりである。

区分		残高（千円）	摘要
大崎広域水道事業	構築物	1,643,591	田尻幹線管路更新工事外
仙南・仙塩広域水道 事業	建物	577,597	高区・低区送水連絡管布設工事外
	構築物	9,895,999	高区・低区送水連絡管布設工事外
	機械及び装置	466,824	送水連絡管電気計装設備工事外
	地上権	12,101	測量業務委託外
合計		12,596,114	

出所：企業局作成資料

県の説明によると、上記のうち仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業は令和5年1月に工事完成し、事業供用を開始している、とのことである。

### 【現状の問題点（指摘）】

令和4年度中に事業供用開始している仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業について、建設仮勘定とする処理の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、令和4年度において同整備事業に附帯する舗装工事が未完了のため、令和4年度決算においては建設仮勘定のままとした、とのことである。

しかし、連絡管本体は令和5年1月に事業供用開始しているものであるから、附帯工事が未了であることをもって同整備事業のすべてを建設仮勘定のままとするのは事業の実態と乖離しており、会計処理として不適切である。

### 【解決の方向性】

減価償却費を適時に計上できるよう、事業供用開始時に建設仮勘定の精算処理を行う。

### (3)長期前受金に係る会計処理

他会計補助金に含まれる「企業債償還元金・支払利息」は流域下水道の建設に要する資本費の一部について繰り出すための経費であるが、関連項目の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
流域下水道の建設に要する経費(注)	企業債償還元金	1,692,252 (624,848)	1,652,140 (606,328)	1,538,031 (499,452)
	支払利息	229,545 (82,521)	201,633 (69,779)	175,721 (57,907)
	計	1,921,797 (707,369)	1,853,773 (676,107)	1,713,752 (557,359)
企業債残高		14,704,677	13,940,629	13,149,450
うち一般会計負担見込額		9,763,905	9,256,577	8,731,234
一般会計負担比率		66.4%	66.4%	66.4%

出所：企業局作成資料

(注) カッコ内は基準外繰入(内数)を表す

建設改良費に充てた企業債に係る元金償還元金に対し、一般会計等から繰入れを行う場合、長期前受金として処理するものとされている(地方公営企業法施行規則第21条第3項)。

これに関連して、以下の説明がなされている。

日付	番号	質問	総務省回答
24.10.12	2-10	一般会計等繰入金の勘定科目	
		各事業年度における償却資産の減価償却額と一般会計等繰入金の額との差額が重要でないときは、長期前受金に整理することなく収益化されることになるが(則§21③)、この際の収益の勘定科目はどのように設定すべきか。	長期前受金に整理することなく収益的収入として整理されるため、「長期前受金戻入」とは言えない。また、営業助成等のための他会計補助金とも区別する必要がある。そのため、「資本費繰入収益」等の勘定科目を別途設定すべきである。
24.12.10	2-11	一般会計等繰入金の収益化方法	
		建設改良費に充てた企業債に係る元金償還元金に対し、一般会計等から繰入れを行う場合、当該繰入金の額については補助金等の例により整理するものとする(則§21③)とされているが、具体的にどのように収益化を行うべきか。	企業債に対しどれだけ一般会計等が負担するかを繰入割合として決定した上で、当年度の減価償却費に繰入割合を乗じた金額を当年度の収益化額とする。ただし、当年度の収益化額は企業債に係る一般会計等繰入金の総現在高を限度とする。考え方及び具体的な処理手順については、別紙4参照。
25.6.28	2-20	「差額が重要でないとき」の解釈	
		建設改良費に充てた企業債に係る元金の償還に対する繰入金の収益化に関して、則§21③但書に規定されている「差額が重要でないとき」とは、どのような場合を想定しているのか。	「差額が重要でないとき」とは、資産の償却期間と企業債の償還期間がほぼ同一であることにより、原則どおり収益化した場合と当該年度に繰入金全額を収益化した場合を比較して、各公営企業の損益に与える影響に大きな差異がない場合を言う。

日付	番号	質問	総務省回答
25.8.9	2-21	建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金の収益化にかかる移行処理について	則附則 § 6 ⑥の規定により、移行処理を行わなければならない。当該繰入金にかかる収益化の考え方は Q&A2-11 の方法と同様であり、具体的な処理手順としては、①これまで発行した企業債に対しどれだけ一般会計等が負担することになっているかを繰入割合として決定した上で、②移行前年度までの減価償却累計額に繰入割合を乗じた金額を資本剰余金から利益剰余金に振り替え、③現存する償却資産の残存価額に繰入割合を乗じた額を資本剰余金から長期前受金に振り替える。 ただし、移行時点での一般会計等繰入金の総現在高が減価償却累計額に繰入割合を乗じた金額に満たない場合は、当該一般会計等繰入金の総現在高を利益剰余金に振り替え、減価償却累計額に繰入割合を乗じた金額に満たなかった額は、後年度に、当年度の収益化を行った分に対し、総現在高に余剰が出た場合、移行時に満たなかった額を上限に、その余剰の範囲内で特別利益に計上し収益化する。

出所：地方公営企業会計基準見直し Q & A（総務省）

また、損益計算書上の関連項目に係る費用収益対応の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
長期前受金戻入 (A)	7,440,886	7,019,118	6,652,794
資本費繰入収益相当額 (B)	1,692,252	1,652,140	1,538,031
計 (C=A+B)	9,133,138	8,671,258	8,190,825
減価償却費 (D)	8,444,833	7,942,178	7,701,593
C/D	108.2%	109.2%	106.4%

出所：流域下水道事業会計決算書をもとに包括外部監査人が作成

（注）資本費繰入収益相当額は他会計補助金（営業外収益）に含まれる企業債償還元金を表す。

### 【現状の問題点（指摘）】

流域下水道事業会計では、減価償却費を超過する長期前受金の収益化が行われているため、関連する会計処理の適否が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 下水道事業における企業債元金償還金について法適用後は減価償却費で計上し、使用料の算定を行うことになっている（「下水道使用料算定の考え方」より（（公社）日本下水道協会発行））。減価償却費は3条予算の費用であり、費用収益対応の原則により、それによる補助金は3条収益で受けている。
- 一般会計負担について、財源の重複受け入れはなされていない。

しかし、以下の点から、長期前受金に係る会計処理誤りが生じていると認められる。

- 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対する一般会計繰入金は営業助成等のための他会計補助金と異なる性質のため、資本費繰入収益等、区分処理を要する（地方公営企業会計基準見直し Q&A 2-10）が、他会計補助金との区分処理がなされていないこと

- ▶ 企業債は管路関係(償却期間 50 年)のものが多く含まれており、企業債償還期間(30 年)との乖離が大きいため、「差額が重要でない」(地方公営企業法施行規則第 21 条第 3 項ただし書)に該当しないこと

### 【解決の方向性】

建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対する一般会計等から繰入れは、原則どおり長期前受金として処理する(地方公営企業法施行規則第 21 条第 3 項)。

資本費繰入収益相当に係る収益の早期計上が生じている場合、過年度損益修正として処理する。

### (4)償却限度額の設定

県水道 3 事業における有形固定資産の状況(令和 4 年度末現在)は以下のとおりである。

(単位：百万円)

会計	資産の種類	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
水道用水供給事業	土地	4,210	—	4,210
	建物	12,491	6,741	5,750
	構築物	199,552	102,094	97,458
	機械及び装置	40,755	30,835	9,919
	車両運搬具	35	32	2
	船舶	0	0	0
	工具、器具及び備品	57	52	5
	建設仮勘定	12,596	—	12,596
	計	269,699	139,756	129,943
工業用水道事業	土地	1,376	—	1,376
	建物	1,434	885	548
	構築物	36,682	23,958	12,723
	機械及び装置	4,663	3,403	1,259
	車両運搬具	7	7	0
	工具器具及び備品	1	1	0
	建設仮勘定	189	—	189
	計	44,355	28,256	16,098
流域下水道事業	土地	5,781	—	5,781
	建物	10,299	1,593	8,705
	構築物	95,111	14,821	80,290
	機械及び装置	49,884	16,245	33,639
	車両運搬具	8	6	1
	工具器具及び備品	22	12	10
	建設仮勘定	511	—	511
	計	161,618	32,678	128,940

出所：令和 4 年度宮城県公営企業会計決算書

(注) 償却限度額を一律 95%としており、帳簿価額 1 円まで減価償却を行う対象資産の設定はない。

有形固定資産の減価償却計算は、資産の取得価額、耐用年数、残存価額の3つの要素から算定されるが、残存価額は10%（地方公営企業法施行規則第15条第1項）、償却限度額は95%（同項但し書き）とされている。また、償却限度額に達した以下の償却資産については、償却限度額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、帳簿価額1円まで減価償却を行うことができる（地方公営企業法施行規則第15条第3項）とされている。

- ▶ 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物
- ▶ 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

水道用水供給事業について、帳簿価額1円まで減価償却可能な償却資産の状況は以下のとおりである。

資産の種類	取得価額 (百万円)	うち1円まで減価償却可能な償却資産	
		試算値 (百万円)	試算上の集計対象
建物	12,491	10,239	耐用年数38年以上
構築物	199,552	50,812	耐用年数41年以上
計	212,044	61,052	

出所：企業局作成資料をもとに包括外部監査人が作成

（注）県では1円まで減価償却できる対象資産を把握していないため、対象資産の集計は包括外部監査人の試算値である。

### 【現状の問題点（意見）】

県が除却する償却資産の大半は処分価値を有しないのが実態にも関わらず、償却限度額を一律95%としていることから、償却限度額の設定が実態に即していないと考えられる。減価償却費の期間計算の適正化の観点から、償却限度額の一律設定について見直しの余地があると思料する。

### 【解決の方向性】

県の実態に即した償却限度額を設定する。制度上の制約がない限り、帳簿価額1円までの償却限度額とするのが合理的である。

**(5) 営業収益の年度所属区分**

県水道3事業の主たる営業収益である給水収益・管理運営負担金の推移は以下のとおりである。  
(単位：千円)

会計	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	各年度の計算対象月
水道用水供給事業	水道料金	11,063,450	11,019,699	11,021,201	4月～翌年3月
	運営権者収受額	—	—	△2,899,380	令和4年4月～ 令和5年3月
	給水収益	11,063,450	11,019,699	8,121,820	
工業用水道事業	水道料金	1,472,074	1,456,363	1,449,073	3月～翌年2月
	運営権者収受額	—	—	△391,735	令和4年4月～ 令和5年2月
	給水収益	1,472,074	1,456,363	1,057,337	
流域下水道事業	維持管理負担金	4,958,774	4,999,182	4,997,537	1月～12月
	運営権者収受額	—	—	△2,580,665	令和4年4月～ 12月
	管理運営負担金	4,958,774	4,999,182	2,416,872	

出所：企業局作成資料

このうち、営業収益の年度所属区分に乖離が生じている工業用水道事業と流域下水道事業の項目別内訳（令和4年度）は以下のとおりである。

(単位：千円)

会計	項目	令和3年度分の計上額	令和4年度分の未計上額	営業収益への影響	過年度損益修正
工業用水道事業	水道料金	123,282	85,459	△37,823	123,282
	運営権者収受額	—	37,332	△37,332	—
	給水収益	123,282	48,127	△75,155	123,282
流域下水道事業	維持管理負担金	1,292,603	1,271,507	△21,096	1,292,603
	運営権者収受額	—	856,553	△856,553	—
	管理運営負担金	1,292,603	414,954	△877,649	1,292,603

出所：企業局作成資料

(注1) 令和3年度分の計上額について、工業用水道事業は令和4年3月分、流域下水道事業は令和4年1～3月分の金額を表す。

(注2) 令和4年度分の未計上額について、工業用水道事業は令和5年3月分、流域下水道事業は令和5年1～3月分の金額を表す。

平成25年度の包括外部監査結果報告では、工業用水道事業決算において給水収益の年度所属区分の誤りが生じている、との指摘がなされている。

(2) 給水収益の年度所属区分の誤り

(中略)

**【現状の問題点（指摘）】**

工業用水道事業では当月の給水収益を翌月の調定時に収益計上しているため、決算月(3月)に係る給水収益が全額翌年度に計上されている。

この点につき、県の説明によると、以下の昭和 33 年の旧自治省回答を参考に、調定基準により収益計上している、とのことである。

問

地方公営企業法施行令第 10 条本文の規定中の調査決定した日とは、水道事業の給水収益の場合にあっては、例えば使用水量の点検を月の一日から末日までに行い、これにより使用水量とこれに対する料金額とを徴収簿へ記載するほか納額告知書を発行するのが点検の終了した月の翌月のときはこれらの料金決定に至る事務的処理を完了した日をいうものであると解すべきであると思うがどうか。

なお、調査決定の日が使用水量の点検した日の属する翌月に発生する収益として計上するため一ヵ年分の費用は四月から翌年の三月までであるのに対し、給水収益は三月から翌年の二月までの使用水量に対するものとなり一ヵ月のずれが生ずることとなるが、実際に企業が年々継続して経営される限りにおいてはやむを得ないものとする。

答

お見込みのとおり。

出所：「昭和 33 年 3 月 10 日 自丁理発第 8 号 福島市長あて 理財課長回答」

しかし、収益の年度所属区分の考え方として、以下の説明がなされている。

公営企業の計理の方法としては発生主義の原則がとられている（法第 20 条第 1 項）が、収益についてはその実現性がより重視されるため、実現主義をとるのが一般であり、令第 10 条第 1 号で「主たる収益・・・については、これを調査決定した日の属する年度」に区分するという ことは、公営企業収益についての実現主義採用の表明だと考えられている。

しかし、すべての収益が調査決定の時点において実現したものとは見られない場合もあるため、同号に但書が設けられている。この但書の趣旨は「調査決定は公営企業内部の手続きであるから、明らかに収益が実現したと認められる時点と、調査決定を行なった時点が異なり、しかも、それがその期間の収益の額を把握するのに影響を与えるようなときは、調査決定のときにかかわらず、収益発生の原因である事実の存した期間において実現したものとして、その年度の収益に計上する。」というものである。

出所：行政事例「収益の年度所属区分」質疑応答

工業用水道事業の給水収益について考えてみると、以下の点より調定基準の適用は年度所属区分として不適切である。

- 使用料単価が定められており、検針を通じて給水期間の使用量を測定できるのであるから、検針時点のズレを除けば、検針時点で収益が実現したことは明らかであること。
- 給水収益に対応する費用は 3 月度分まで計上しているため、画一的に調定基準を適用するのは費用と収益が対応していない点で不合理であること。

【解決の方向性】

工業用水道事業会計に係る給水収益の年度所属区分を役務提供基準（地方公営企業法施行令第 10 条第 1 号但書）に見直す。

出所：平成 25 年度包括外部監査の結果報告書（平成 26 年 3 月）

一方、当該指摘事項への対応について、県では「措置しない」取扱いとしている。

## 【現状の問題点（指摘）】

工業用水道事業と流域下水道事業の営業収益の年度所属が年度（4月～翌年3月）と異なるため、以下の点が問題となる。

- 工業用水道事業については平成25年度包括外部監査における結果（指摘）について措置しない理由等の妥当性
- 流域下水道事業については営業収益の年度所属区分の適切性

この点につき、県の説明によると、以下の点から営業収益の年度所属区分は適切なものである、とのことである。

- 工業用水道事業の給水収益は行政実例に基づき年度所属区分を行っているため、不適切ではないと判断し、平成25年度包括外部監査における結果（指摘）について措置しないとしたものであること
- 工業用水道事業においては、各ユーザー（約80社）の検針を行う必要があり、現行業務の見直しを含めて所用の時間を要していること
- 流域下水道事業においては、流域市町村別データをもとに算出する都合上、決算時に1月～3月分の管理運営負担金を調査決定できる状態にないため、毎事業年度継続して1～12月の計算対象期間による収益計上が適当であること
- 流域下水道事業における当該取扱いについて、3ヶ月の期間ずれが生じていても、企業が継続して経営される限りにおいては全く問題ないものである旨、総務省所管課に確認していること
- 運営権者収受額は預り金として会計処理しており、収益の控除項目ではないため、運営権者収受額の計算対象期間について引当金（地方公営企業法施行規則第22条）の計上要件に該当しないこと

しかし、以下の点を考慮すると、営業収益の年度所属区分に誤りが生じていたと認められる。

- 工業用水道事業については、平成25年度包括外部監査における結果（指摘）の措置内容が「給水収益の年度所属区分に関しては、行政実例に基づき年度所属区分を行っている」ので、「不適切ではない」となされているが、当該行政実例を示したうえでの指摘なのであるから、「行政実例に基づき年度所属区分を行っている」ことだけをもって措置しないと判断した根拠が明らかでないこと
- コンセッションへの移行に伴い、令和4年度から運営権者収受額が発生しているが、令和4年度決算において、営業費用は1年分の負担軽減が発生していながら、営業収益を1年分控除しないのは、費用と収益が対応していない点で不合理であること
- 運営権者収受額は維持管理負担金から控除する処理がなされているため、経済の実態としては収益の控除項目と考えられる。運営権者では年度（4月～翌年3月）で営業収益を計上しているが、仮に、決算時に1月～3月分の管理運営負担金の調査決定が困難であっても、運営権者収受額については引当金（地方公営企業法施行規則第22条）の計上要件に該当するため、何ら会計上の手当を行わない合理的根拠が認められないこと

令和4年度決算において、工業用水道事業では75,155千円、流域下水道事業では856,553千円の経常収益の過大計上が生じていたと考えられる。

## 【解決の方向性】

工業用水道事業会計及び流域下水道事業会計に係る営業収益の年度所属区分を役務提供基準（地方公営企業法施行令第10条第1号但書）に見直す。

当該見直しの際、過年度期間分に係る修正については営業収益ではなく過年度損益修正益（特別利益）として処理する。

## (6)退職給付コストの一般会計負担

県水道 3 事業に係る退職給付引当金の計上方法（令和 4 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	水道用水供給事業	工業用水道事業	流域下水道事業
退職給付引当金	3,024	—	—
引当金の計上方法 ／退職給付引当金	職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末支給額に相当する金額を計上しているが、一般会計が負担する金額は計上していない。	当年度の退職手当の期末支給額に相当する金額は、一般会計が全額負担することから、退職給付引当金は計上していない。	同左

出所：令和 4 年度宮城県公営企業会計決算書

一方、令和 4 年度における退職給付コストを試算した結果は以下のとおりである。

（単位：千円）

			水道用水供給事業	工業用水道事業	流域下水道事業	合計
業務従事職員数			55 人	9 人	48 人	112 人
退職手当の期末要支給額	令和 3 年度	A	527,915	79,231	391,774	998,920
	令和 4 年度	B	547,730	82,038	410,946	1,040,714
退職給付コスト		B-A	19,815	2,807	19,172	41,794

出所：企業局作成資料

平成 25 年度の包括外部監査結果報告における指摘事項「退職手当の一般会計負担」への対応について、県では「措置しない」取扱いとしている。

### 【現状の問題点（指摘）】

県水道 3 事業の従事職員に係る退職給付コストが全て一般会計負担となっているため、以下の点が問題となる。

- 計理の方法（地方公営企業法第 20 条第 1 項）の適切性
- 平成 25 年度包括外部監査における指摘事項を措置しない理由の妥当性

この点につき県の説明によると、企業局固有の採用職員はいないため、職員の退職手当は全て一般会計で支給しており、地方公営企業会計における退職手当の負担は公営企業管理者のみとしている。一般会計との間で退職手当の負担関係の取り決めがなされていない以上、退職給付コストを全て一般会計負担するのは適切である、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、県水道 3 事業において明確な取り決めがなく慣例的に退職給付コストを一般会計負担するのは不適切である。

- 県水道 3 事業では常時多くの職員が業務従事しており、退職給付コストに金額的重要性が認められるため、すべての費用をその発生の事実に基づいて計上しているとは認められず、計理の方法として不適切であること
- 平成 25 年度包括外部監査の指摘を措置しない理由が当該指摘内容の繰り返しに過ぎないため、措置しない理由の妥当性が認められないこと

### 【解決の方向性】

退職給付コストの金額的重要性を考慮のうえ、一般会計と地方公営企業会計の間で退職給付コストに係る負担ルールを明確にする。

### (7)財務諸表と補助簿の整合性

貸借対照表の繰延収益に計上されている長期前受金について、貸借対照表と補助簿の照合結果（令和4年度末現在）は以下のとおりである。

（単位：千円）

会計	勘定科目	貸借対照表 (a)	補助簿 (b)	差異 (a-b)	うち原因不明 の差異
水道用水 供給事業	長期前受金	51,600,825	67,578,116	△15,977,291	△15,977,291
	収益化累計額	△20,647,486	△27,831,642	7,184,156	7,184,156
	差引	30,953,339			
工業用水 道事業	長期前受金	16,962,041	38,301,620	△21,339,579	△21,339,579
	収益化累計額	△10,008,473	△11,142,266	1,133,792	1,133,792
	差引	6,953,567			
流域下 水道事業	長期前受金	132,697,171	132,371,998	325,173	425,051
	収益化累計額	△28,244,248	△28,344,126	99,878	—
	差引	104,452,923			

出所：企業局作成資料をもとに包括外部監査人が作成

（注）補助簿は「長期前受金明細書」の金額を表す。

### 【現状の問題点（指摘）】

財務諸表と補助簿に不整合が生じているため、長期前受金に関連する会計処理の適否が問題となる。

この点につき県の説明によると、財務諸表と補助簿の差異には以下の点を含めて様々な要因があり、差異内容の精査に相当の時間を要することが見込まれるため、原因不明の差異が生じている、とのことである。

- 消費税処理の取扱い相違による差異
- 建設仮勘定に係る処理時期の相違による差異
- 流域下水道事業において、企業会計移行（令和元年度）時から生じていた差異

県において財務諸表と補助簿が未照合と認められ、会計処理の適切性を検証できないため、会計記録の管理として不適切である。

### 【解決の方向性】

財務諸表と補助簿の差異内容を調査し、差異内容に応じて過年度修正処理する。

また、毎決算時に財務諸表と補助簿の照合を実施し、会計処理の適切性を検証する。

## (8) 管理運営負担金繰越金の会計処理

流域下水道事業会計において計上されている管理運営負担金繰越金の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
管理運営負担金繰越金（負債）	1,122,206	841,655	561,103	280,552
管理運営負担金繰越金戻入（営業外収益）	318,465	280,551	280,551	280,551

出所：企業局作成資料

(注) 管理運営負担金繰越金は固定負債と流動負債の合計額を表す。

県の説明によると、令和元年度に流域下水道事業会計を法適用した際、特別会計上の剰余金相当額を開始貸借対照表上「管理運営負担金繰越金 1,440,671 千円」として負債計上し、令和元年度から5年間にわたり収益計上している、とのことである。

### 【現状の問題点（指摘）】

管理運営負担金繰越金について前受収益としての会計処理が行われているため、当該会計処理の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から管理運営負担金繰越金の会計処理は適切である、とのことである。

- 管理運営負担金繰越金は下水道事業特別会計の時に流域関係市町村が納入した維持管理負担金の残額であることから、前受収益的な性格を有するものとして、開始貸借対照表の負債に計上したものであること
- 管理運営負担金繰越金は下水道事業特別会計の時に発生した剰余金であり、後年度における維持管理負担金で精算する旨、流域関連市町村との覚書に定められていること
- 当該会計処理について、前受金による処理で問題ないことを公認会計士に相談したうえ決めたものであること

しかし、管理運営負担金繰越金の財源である維持管理負担金はすでに歳入として計上したものであるから、地方公営企業法適用後に再度収益化するのは不合理である。県は管理運営負担金繰越金を前受金と整理しているため、地方公営企業法適用以降、累計で1,160,119千円収益が過大計上されていたと考えられる。

### 【解決の方向性】

地方公営企業法適用以降の管理運営負担金繰越金の会計処理を修正するため、過年度損益修正する。令和5年度において過年度損益修正する場合、以下の修正処理が考えられる。

(単位：千円)

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
過年度損益修正損	1,160,119	管理運営負担金繰越金	1,160,119

### (9) キャッシュ・フロー計算書の表示区分

公営企業において、決算に併せて提出すべき書類の1つにキャッシュ・フロー計算書が定められている（地方公営企業法施行令第23条）。

キャッシュ・フロー計算書は、以下の3区分を設けるものとされている。

区分	目的	各区分に含まれる主なキャッシュ・フロー
業務活動	通常の業務活動の実施に係る資金の状態を表す	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの提供等による収入</li> <li>原材料、商品又はサービスの購入による支出</li> <li>国又は他の会計から交付される補助金のうち、固定資産の取得又は改良に充てるためのもの以外のもの</li> <li>サービスの提供等により取得した手形の割引による収入等、業務活動に係る債権・債務から生ずるキャッシュ・フロー</li> <li>その他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フロー</li> </ul>
投資活動	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表す	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の取得及び売却によるキャッシュ・フロー</li> <li>投資資産の取得及び売却によるキャッシュ・フロー</li> <li>国又は他の会計から交付される補助金のうち、固定資産の取得又は改良に充てるためのもの</li> </ul>
財務活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>増減資による資金の収入・支出</li> <li>借入れ・返済による収入・支出</li> </ul>

出所：地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針第10章第2をもとに包括外部監査人が作成

流域下水道事業会計に係るキャッシュ・フロー計算書は「第2 監査対象の概要 3 決算の推移 流域下水道事業／キャッシュ・フロー計算書」を参照されたい。

また、流域下水道事業における長期前受金については個別検出事項「3（3）長期前受金に係る会計処理」を参照されたいが、これに係るキャッシュ・フロー計算書における取扱いについて、以下のような説明がなされている。

日付	番号	質問	総務省回答
28.03.28	9-1	建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入金 の計上区分	
		設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計等から繰入金を受ける場合、当該繰入金は、固定資産の取得又は改良に充てるための国又は他の会計から交付される補助金等と同様に、投資活動によるキャッシュ・フローに区分するのか。	建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入金については、資金を受け入れる時点は異なるものの、その趣旨は固定資産の取得又は改良に充てるための国又は他の会計から交付される補助金等に準じたものと考えられるため、投資活動によるキャッシュ・フローに区分することが適当と考えられる。ただし、当該繰入金を出資として受ける場合は、財務活動によるキャッシュ・フローに区分することが適当と考えられる。 なお、キャッシュ・フロー計算書を間接法にて作成しており、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入金を「資本費繰入収益」等の勘定科目にて収益的収入で整理している場合は、業務活動キャッシュ・フローの当年度純利益の計上額から、「資本費繰入収益」等を控除することに留意が必要である。 (以下省略)

出所：地方公営企業会計基準見直しQ&A（総務省）

**【現状の問題点（指摘）】**

流域下水道事業において、他会計補助金に含まれる企業債償還元金 1,538,031 千円に係るキャッシュ・フロー計算書の表示区分の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入 1,538,031 千円は他会計補助金(営業外収益)に含めて処理しており、キャッシュ・フロー計算書上もこれと整合して業務活動によるキャッシュ・フローと整理している、とのことである。

しかし、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入金については、資金を受け入れる時点は異なるものの、その趣旨は固定資産の取得又は改良に充てるための国又は他の会計から交付される補助金等に準じたものと考えられるため、投資活動によるキャッシュ・フローに区分することが適当と考えられる（地方公営企業会計基準見直し Q&A 9-1）。よって、令和 4 年度キャッシュ・フロー計算書上、業務活動によるキャッシュ・フローが他会計補助金に含まれる企業債償還元金 1,538,031 千円相当の過大表示になっている。

(単位：千円)

	決算書	表示区分誤り	左記修正後
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,046,438		508,407
資本費繰入収益	—	△1,538,031	△1,538,031
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,103,323		434,708
他会計補助金による収入	109,611	1,538,031	1,647,642

**【解決の方向性】**

財務報告に係る内部統制の確保の観点から、専門家の関与の必要性・十分性を検討する。

**(10) 財務諸表の注記事項**

企業債の償還に要する資金の全部または一部を一般会計等において負担することを定めている場合には、その内容及び金額を注記することとされている（地方公営企業法施行規則第 39 条第 2 号）。流域下水道事業会計における当該注記事項の関連項目は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
決算書上の開示「企業債の償還に係る当年度の他会計の負担額」	773,533	765,640	697,870
企業債残高	14,704,677	13,940,629	13,149,450
うち一般会計負担見込額	9,763,905	9,256,577	8,731,234

出所：企業局作成資料

当該注記事項について、以下のような説明がなされている。

日付	番号	質問	総務省回答
24.10.12	1-1	注記の要件：「負担することを定めている場合」とは？	
		企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計等において「負担することを定めている場合」には、その内容及び金額を予定貸借対照表等に注記することとされているが（則	予定貸借対照表等になされる注記はあくまで将来の見込みを示したものであるため、行政内部での整理がなされていれば足り、形式は問わない。

日付	番号	質問	総務省回答
		§ 39 II)、「負担することを定めている場合」とは どのような場合を指すか。条例で定めるべきか。規則で定めるべきか。決裁で足りるか。	
24. 12. 10	1-2	注記の方法 企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計等において「負担することを定めている場合」には、その内容及び金額を予定貸借対照表等に注記することとされているが（則 § 39 II）、どのように注記すべきか。	注記の方法については、最終的には各公営企業により判断していただきたいが、一例を示せば、以下のとおり。 （企業債の償還に係る他会計の負担） 貸借対照表に計上されている企業債のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、〇〇〇円である。
24. 12. 10	1-3	注記の効果：債務負担行為との関係 企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計等において「負担することを定めている場合」には、その内容及び金額を予定貸借対照表等に注記することとされているが（則 § 39 II）、議会の議決を経る以上、債務負担行為の効果を持つのか。	注記は、将来にわたり債務を負担する意思を示すものではなく、あくまでも将来にわたり 債務を負担することが見込まれる額を記載するものであるため、債務負担行為の効果は持たない。なお、当該注記があったとしても、債務負担行為を定めるべき必要性はない。

出所：地方公営企業会計基準見直し Q&A（総務省）

また、地方公営企業を構成する一定の単位である報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額を注記することとされている（地方公営企業法施行規則第 40 条第 1 項）。県がセグメント情報として開示している項目の 1 つである「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」（令和 4 年度）の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

会計	報告セグメント	決算書上の開示	当年度増加額
水道用水供給事業	大崎広域水道事業	△591, 188	689, 126
	仙南・仙塩広域水道事業	△3, 598, 837	2, 267, 543
	合計	△4, 190, 026	2, 956, 669
工業用水道事業	仙塩工業用水道事業	△169, 521	185, 542
	仙台圏工業用水道事業	333, 116	445, 942
	仙台北部工業用水道事業	△418, 540	10, 481
	合計	△254, 946	641, 965
流域下水道事業	仙塩流域下水道事業	△1, 430, 408	405, 537
	阿武隈川下流流域下水道事業	△2, 430, 078	273, 733
	鳴瀬川流域下水道事業	△205, 977	142, 549
	吉田川流域下水道事業	△503, 751	39, 913
	北上川下流流域下水道事業	△501, 769	145, 725
	北上川下流東部流域下水道事業	△827, 910	127, 777
	迫川流域下水道事業	△621, 084	46, 803
合計	△6, 520, 980	1, 182, 037	

出所：企業局作成資料

（注）当年度増加額は固定資産明細書上の「当年度増加額」と整合する金額を表す。

当該注記事項に関連して、セグメント情報等の開示に関する会計基準では以下のように規定されている。

22. 企業が開示する報告セグメントの資産の額の算定に次の項目が含まれている場合、企業は各報告セグメントのこれらの金額を開示しなければならない。また、報告セグメントの資産の額の算定に含まれていない場合であっても、次の項目の事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、使用されているときには、企業は各報告セグメントのこれらの金額を開示しなければならない。

- (1) 持分法適用会社への投資額（当年度末残高）
- (2) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額（当年度の投資額）

出所：セグメント情報等の開示に関する会計基準（最終改正平成 22 年 6 月 30 日 企業会計基準委員会）

### 【現状の問題点（指摘）】

#### ■企業債償還に係る一般会計負担見込額

流域下水道事業の注記事項が決算年度の一般会計負担額であるため、当該注記事項の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、令和 4 年度注記額 697,870 千円は企業債元金償還分 522,149 千円（償還負担金 1,538,031 千円－減価償却費分 1,015,881 千円）と企業債利息 175,721 千円の合計額を記載している、とのことである。

しかし、当該注記額は当年度末現在の企業債残高に対する一般会計負担見込額とするのが適当と考えられるため、当年度の一般会計負担額（企業債利息分を含む）による注記開示は不適切である。

#### ■セグメント情報「有形固定資産等の増加額」

県水道 3 事業の注記事項の金額がマイナスの金額で示されているため、当該注記の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、当該注記では、報告セグメントごとの当年度の有形固定資産等の増減額を記載しているため、マイナスの金額記載もあり得る、とのことである。

しかし、当該注記の趣旨は報告セグメントごとの当年度の投資額を明らかにすることと考えられるため、注記事項の開示として不適切である。

### 【解決の方向性】

注記事項の開示内容のあるべき開示に見直す。

注記事項	現行の開示	あるべき開示
一般会計負担見込額	決算年度の一般会計負担額	決算日現在の企業債残高に係る一般会計負担見込額
セグメント情報「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」	有形固定資産等の増減額	有形固定資産等の増加額

#### 4 契約

監査対象事業に関連する契約の状況は以下のとおりである。

##### ■委託

(単位：件、百万円)

契約方法	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率
一般競争入札	13	197	79.2%	22	582	82.6%	27	345	80.1%
指名競争入札	9	51	82.5%	2	15	89.0%	7	45	86.2%
随意契約	3	7	99.6%	12	76	99.8%	6	47	98.9%
計	25	256	80.4%	36	674	84.7%	40	438	82.4%

出所：企業局作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 金額は契約金額(税込)、落札率は予定価格に対する落札額の比率を表す。

##### ■工事

(単位：件、百万円)

契約方法	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率
一般競争入札	73	9,052	94.8%	60	4,395	94.6%	33	2,432	92.5%
指名競争入札			%	1	5	84.5%	1	62	86.0%
随意契約	16	475	99.1%	15	199	99.3%	14	428	97.9%
計	89	9,528	95.0%	76	4,599	94.8%	48	2,924	93.1%

出所：企業局作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 金額は契約金額(税込)、落札率は予定価格に対する落札額の比率を表す。

監査対象事業に関連する契約のうち、コンセッションについては個別検出事項「5 コンセッション」を参照されたい。

#### (1) 指定管理者のモニタリング

指定管理者は毎年度、管理の業務に係る経理の状況を含む事業報告書を県に提出しなければならない(公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第2号)。また、県は指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針を定めている。

## I 目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づき、公の施設に指定管理者制度を導入するに当たっては、指定管理者によって施設が適正に管理され、かつ公正で開かれた運営が行われ、さらには利用者サービスの向上が図られなければならない。

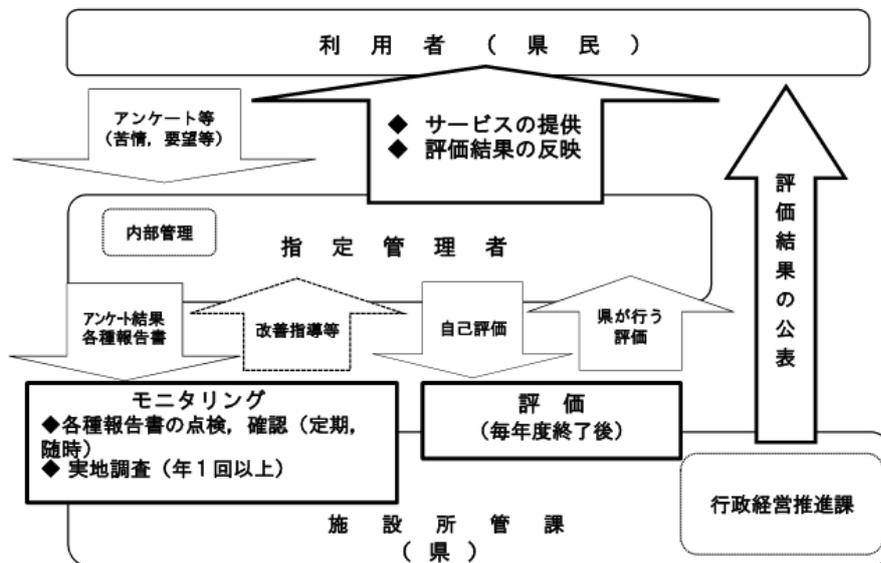
このため、県は、指定管理者が行う管理運営業務の点検及び確認（以下「モニタリング」という。）を適切に実施し、その評価を行うとともに、評価結果を公表することにより、上記の趣旨を達成し、県民の理解と信頼の確保を図るものとする。

## II 本指針の性格

本指針は、指定管理者制度運用指針（平成20年7月9日策定）7に基づき、モニタリング及び評価に関する標準的な実施方法を定めるものである。指定管理者制度を導入している公の施設を所管する課室（以下「施設所管課」という。）においては、本指針を基本としつつ、施設の性格及び実情等を踏まえ、必要な修正を行った上で、モニタリング及び評価を適切に実施するものとする。

## III 実施体系

### ■ モニタリング・評価の流れ



## IV モニタリング

### 1 モニタリングの実施

施設所管課は、指定管理者が行う公の施設の管理運営業務が年度事業計画書、協定書及び仕様書（以下「年度事業計画書等」という。）に基づいて、適正に実施されているかどうかを確認するため、定期又は随時にモニタリングを実施する。

### 2 モニタリングの内容

#### (1) 各種報告書の点検・確認

施設所管課は、協定書の規定により、指定管理者から月次報告書、四半期報告書、年度事業報告書その他各種報告書の提出を受けたときは、その内容を点検及び確認するものとする。

#### (2) 実地調査

施設所管課は、公の施設の管理の適正を期するため、原則として年1回以上実地調査を行い、指定管理者が行う施設の管理運営業務の実施状況を点検及び確認するものとする。

#### (3) 改善指導等

施設所管課は、上記(1)又は(2)のモニタリングを通じ、指定管理者が行う管理運営業務の内容に改善すべき事項が認められる場合は、指定管理者に対し、改善に向けた指導又は助言を行うものとする。また、指定管理者に協定違反が認められる場合等、必要に応じ、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

出所：指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針

株式会社アイ・ケー・エスを指定管理者とする北上川下流・迫川・北上川下流東部流域下水道施設に係る指定管理者の管理運営収支実績（令和4年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	事業計画	実績	対計画比
県指定管理料	1,286,808	1,467,166	114.02%
収入計	1,286,808	1,467,166	114.02%
人件費	315,601	315,601	100.00%
直接経費	335,343	435,176	129.77%
委託費等	477,849	562,107	117.63%
その他経費等	158,015	154,282	97.64%
支出計	1,286,808	1,467,166	114.02%
収支	0	0	

出所：指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和4年度）

県と指定管理者の間で締結している協定上、管理運営に関する会計処理については、指定管理者が行う他の事業と独立した区分経理としなければならないとされている。

### 【現状の問題点（意見）】

北上川下流・迫川・北上川下流東部流域下水道施設に係る指定管理者の管理運営収支実績に関するモニタリングの実施状況が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 指定管理料は実績精算払いではないものの、処理水量や物価の変動を考慮し、年度末に変更の年度協定を締結し、実績に応じた支出をしているため、指定管理者の実績報告は区分経理が適切になされていることを十分に示しているものであり、十分に許容される内容である。
- 事前に「モニタリング・評価実施要項」に基づく実地調査を実施し、帳簿等による経理状況確認等、区分経理記録との整合性確認を行っており、指定管理者からの実績報告は適切に行われていると認識している。
- 指定管理者の管理運営収支実績において、「その他経費等」は間接業務費や諸経費であり、調整可能要素として収支差額を吸収し、収支差額実績をゼロとすることは十分に可能なもので、指定管理者自らの判断において変更協定額以内に収めるよう調整することについては問題ないものである。

しかし、指定管理料が実績精算払いでないにも関わらず指定管理者の事業収支実績がゼロである点について、県は指定管理者の区分経理記録との照合まで実施していないため、管理運営収支実績の点検・確認方法の改善を検討する余地があると思料する。

### 【解決の方向性】

指定管理者のモニタリング等において、指定管理者の実績報告と区分経理記録の照合記録を保管する。

## (2) 性能発注の管理指標設定

指定管理者制度を導入している北上川下流・迫川・北上川下流東部流域下水道施設に係る指定管理者の選定状況は以下のとおりである。

期間	方式	応募者数	指定管理者（注）	指定管理料（千円）
平成 21～25 年度	性能発注	1 者	石巻環境サービス株式会社	4,913,474
平成 26～30 年度			株式会社アイ・ケー・エス	6,212,531
令和元～5 年度				6,804,828

出所：企業局作成資料

(注1) 石巻環境サービス株式会社は平成 26 年 10 月に「株式会社アイ・ケー・エス」に社名変更している。

(注2) 指定管理料は指定管理期間（5 年間）の決算額（ただし、令和 5 年度は年度当初の協定額）を表す。

指定管理者が行う管理の基準は性能発注によるものであり、以下の管理目標値が設定されている。

管理指標	石巻浄化センター	石越浄化センター	石巻東部浄化センター
BOD	5mg/1 以下	3mg/1 以下	6mg/1 以下
COD	18mg/1 以下	9mg/1 以下	16mg/1 以下
SS	7mg/1 以下	3mg/1 以下	7mg/1 以下
総窒素	29mg/1 以下	4mg/1 以下	38mg/1 以下
総リン	2mg/1 以下	2mg/1 以下	4mg/1 以下
大腸菌群数	30 個/c m <sup>3</sup> 未満		
脱水汚泥含水率	78%以下	84%以下	81%以下

出所：北上川下流流域下水道施設、迫川流域下水道施設及び北上川下流東部流域下水道施設 水質等管理運營業務 標準仕様書

また、流域下水道事業の経営戦略では効率化の推進を図ることとされている。

### 2 今後に向けて

課題の解決に向けて、流域下水道事業の経営の効率化を図り、安定的で持続可能な事業運営に取り組んでいく。

（中略）

#### 【効率化の推進】

○指定管理料の約 2 割が電気料となっており、経費節減に向け電気料の更なる削減を検討する。

○機械・設備の更新時に積極的に省エネ機器を導入し、電力・燃料等の経費の更なる削減を図っていく。

○流入水量等に応じたポンプ揚水量の平準化運転や汚泥処理における高効率施設の優先的な運転を行うことで電気使用量の更なる低減を図っていく。

○施設の更なる有効活用を図るため、浄化センターの統合などについても検討していく。

出所：宮城県流域下水道事業経営戦略（平成 31 年 3 月 宮城県土木部下水道課）

一方、流域下水道事業における電力原単位の実績推移（浄化センター別）は以下のとおりである。

浄化センター	電力原単位 (kWh/m <sup>3</sup> ) 年平均				前年比改善	備考
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
仙塩	0.49	0.48	0.50	0.4964	0.7%	令和4年度から コンセッション に移行
県南	0.33	0.33	0.33	0.3199	3.1%	
鹿島台	0.57	0.57	0.57	0.5482	3.8%	
大和	0.39	0.39	0.40	0.3923	1.9%	
石巻	0.43	0.42	0.43	0.43	0.0%	指定管理者
石巻東部	0.69	0.69	0.68	0.71	△4.4%	
石越	0.6	0.6	0.6	0.6	0.0%	

出所：企業局作成資料をもとに包括外部監査人が作成

（注1）「前年比改善」は令和3年度に対する令和4年度の改善比率を表す。

（注2）令和4年度における石巻東部浄化センターの電力原単位の増加は、令和4年7月豪雨及び以後の対応による影響である。

### 【現状の問題点（意見）】

指定管理者が行う管理の基準が性能発注によるため、管理目標に掲げる管理指標の妥当性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 施設の運転に伴う放流水質や汚泥性状を重視して、管理指標を設定した。
- 浄化センターにおける電気使用量の低減には省エネ設備導入が必要である点を考慮し、電力原単位の改善に係る管理指標は設定しなかった。指定管理者では自主的な目標設定として「電力原単位の前年比1%減」を掲げているが、各浄化センターの設備等が相当年数経過し、すでに電力原単位の削減が限界に近付いていると考えられる。

しかし、以下の点を考慮すると、性能発注としての管理指標の充実が望ましいと思料する。

- 経営戦略に掲げる「効率化の推進」を考慮すると、浄化センターにおける電力原単位の改善に係る管理指標の設定が効果的と考えられること
- 令和4年度からコンセッション対象になった浄化センターでは、大きな設備更新がなされていない状況下でも電力原単位に一定の改善がなされていることと比較すると、指定管理者における電力原単位の削減が限界に近付いている根拠が明らかでないこと

### 【解決の方向性】

経営戦略に掲げる「効率化の推進」と整合するよう、浄化センターの電力原単位改善に係る管理目標を設定する。

また、指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価では、評価項目「費用対効果の高い効率かつ効果的な管理運営を行い経費の節減に努める」において、浄化センターの電力原単位の改善状況を評価する。

### (3)貸付け利率の適正化

工業用水道事業会計の他会計借入金の内訳（令和4年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

借入先	区分	借入金残高	借入条件等
一般会計	建設改良費等の財源に充てるための借入金	3,900,372	企業債元金等の財源、利率年0.1%、償還期間20年

出所：企業局作成資料

（注）金銭消費貸借変更契約（令和2年10月）に基づき、借入金残高4,333,746千円について令和3年度から返済している（令和4年度までの返済総額433,374千円）。

平成25年度の包括外部監査結果報告では、一般会計借入金の借入条件の不備に関する指摘がなされている。

#### （4）一般会計借入金の借入条件の不備

（中略）

##### 【現状の問題点（指摘）】

一般会計借入金の借入条件には以下の不備が認められる。

##### ■無利子貸付

一般会計等からの長期の貸付けを受けた場合、適正な利息を一般会計等に支払うものとされている（地方公営企業法第18条の2第2項）が、一般会計長期借入金は全て無利子となっている。

この点につき、県の説明によると、一般会計と企業会計は地方公共団体内部の同一人格であることや、企業の採算ベースを超えて県の公共的な事業推進に協力する場合もあることを総合的に勘案して、無利子貸付は妥当なものである、とのことである。

しかし、企業の採算ベースを超えて県の公共的な事業推進に協力する場合は、補助（同法第17条の3）や出資（同法第18条第1項）の範疇に分類すべきものであるから、無利子貸付が容認されているとまでいえるか疑問である。無利子貸付は、適正な利息を支払うことを定めた地方公営企業法第18条の2第2項の規定に反している。

##### ■返済期日設定の不備

一般会計長期借入金の返済条件は「利益剰余金の生じた翌年度から返済」とされており、返済期日が設定されていない。

この点につき、県の説明によると、県の施策上の判断を背景とした先行投資（例えば、工業用水道事業における企業誘致に係るインフラ整備）に係る借入れであり、直ちに受益者負担により独立採算を確保できない以上、当該返済条件の設定自体に問題はない、とのことである。

しかし、県の施策上の判断を背景とした先行投資に係る借入れであっても、関連する事業計画（例えば、企業誘致に係る事業計画）があるのであるから、当該計画を前提に返済期日を設定することは可能である。貸付でありながら、返済期日を設定しないのは一般会計からの貸付条件として不適切である。

（中略）

##### 【解決の方向性】

当該一般会計からの資金拠出は補助や出資ではなく貸付なのであるから、適切な貸付条件を設定する。

- 関連する事業計画を踏まえ、貸付金に係る返済期日を設定する。
- 貸付け期間を考慮した適正な貸付利率を設定する。

出所：平成 25 年度包括外部監査の結果報告書（平成 26 年 3 月）

一方、当該指摘事項への対応について、県では「措置しない」取扱いとしている。

また、他会計借入金は「建設改良費等の財源に充てるための借入金」と「その他の借入金」に区分される（地方公営企業法施行規則第 7 条）。

### 【現状の問題点（指摘）】

令和 2 年度に他会計借入金に係る金銭消費貸借変更契約が行われているため、以下の点が問題となる。

- 平成 25 年度包括外部監査における結果（指摘）について措置しない理由等の妥当性
- 借入金の表示科目区分「建設改良費等の財源に充てるための借入金」の妥当性
- 設定利率の妥当性

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 令和 2 年度に、これまで無利子無期限で一般会計から借り入れていた資金について、地方公営企業法第 18 条の 2 第 2 項に適合させるため、金銭消費貸借契約の変更に至った
- そもそも建設改良費等の財源に充てるための借入金の返済のために借り入れたものであり、「建設改良費等の財源に充てるための借入金」としていると認識している
- 令和 2 年度に金銭消費貸借変更契約を締結した時の機構債利率 0.1%を参考に決定したものであり、貸付者である知事（一般会計）と協議の上決定した適正な利率設定である

しかし、平成 25 年度包括外部監査の結果報告において「無利子貸付は、適正な利息を支払うことを定めた地方公営企業法第 18 条の 2 第 2 項の規定に反している」との指摘がなされており、これに適合させるため令和 2 年度に金銭消費貸借契約変更しているのであるから、平成 25 年度包括外部監査における指摘を措置しない理由等に合理的根拠があったとは認められない。

また、当該他会計借入金について以下の不備が検出された。

- 当該借入は建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還財源に充当したものであるため、借入金の表示科目区分は「建設改良費等の財源に充てるための借入金」とは認められず、区分表示を定めた地方公営企業法施行規則第 7 条の規定に反している。
- 当該借入が「建設改良費等の財源に充てるための借入金」に該当しないため、借入条件が異なる機構債利率 0.1%と同水準の利率設定は不合理である。金銭消費貸借変更契約が行われた当時（令和 3 年 3 月 31 日）の 20 年国債利回り 0.483%（財務省国債金利情報）と比較すると、設定利率 0.1%は低利率であり、適正な利率とは認められない。

### 【解決の方向性】

平成 25 年度包括外部監査の結果報告書上の「解決の方向性」に記載のとおり、貸付け期間を考慮した適正な貸付利率を設定する。20 年国債利回りを基礎に、リスクプレミアムを考慮のうえ利率を設定する方法が考えられる。

また、他会計借入金の表示科目区分を「建設改良費等の財源に充てるための借入金」から「その他の借入金」に見直す。

#### (4) 給水停止に起因するリスク低減

水道用水供給事業及び工業用水道事業における給水停止の発生状況は以下のとおりである。

給水停止の発生事象	事業	需要者	給水停止期間	給水停止に伴う措置	備考
福島県沖地震による断水 (R4. 3. 16)	大崎広域水道事業	大崎市	4日	減免 810千円	給水実績が責任水量を下回った差額相当を減免
		美里町	4日	減免 716千円	
		富谷市 栗原市 大郷町 涌谷町	4日	特になし	責任水量以上の給水実績あり
漏水による一時給水停止 (R4. 9. 9)	仙塩工業用水道事業	13社	8時間	減免 198千円	給水停止から濁度が低減したときまでの水道料金相当額を減免

出所：企業局作成資料

(注1) 令和3～4年度に発生した給水停止の事案を表す。

(注2) 大崎広域水道事業の給水停止期間は市町の全戸復旧最大日数を表す。(大崎広域水道から各市町への送水再開は最大で発災後3日)

水道事業者の給水義務の不履行に基づく損害賠償責任について、以下のように判示されている。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件給水契約の債務不履行に基づく損害賠償請求を棄却すべきものとした。

本件条例16条3項は、水道事業の安定的かつ継続的な運営を維持するため、給水の制限又は停止の原因となった水道施設の損傷が被上告人の故意又は重過失によるものである場合を除き、被上告人の給水義務の不履行に基づく損害賠償責任を免除した規定であり、このように解する限りにおいて、同項の規定は、正当な目的のために必要やむを得ない制約を設けるものとして憲法29条に違反するものではない。そして、本件断水に至る事情を考慮すると、本件破損について被上告人に故意又は重過失があるとはいえないから、被上告人の本件断水による給水義務の不履行に基づく損害賠償責任は、本件条例16条3項により免除される。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

水道法15条2項(平成30年法律第92号による改正前のもの。以下同じ。)は、本文において、水道事業者は当該水道により給水を受ける者に対し常時水を供給しなければならないとして、水道事業者が常時給水の義務を負う旨を定めた上で、ただし書において、「災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合」には給水を停止することができる旨を定めており、本件条例16条1項は、「非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情」等による場合のほか、給水は、制限又は停止することはない旨を定めている。上記各規定の文言に加え、水道法15条2項が利用者保護の要請に基づく強行規定であると解され、本件条例16条1項が水道法14条1項の供給規程として定められたものであることに鑑みると、本件条例16条1項は、水道事業者が負う給水義務の内容を定める水道法15条2項を受けて、原則として水道の利用者に対し常時水が供給されることを確認したものにすぎないというべきである。そうすると、本件条例16条1項が例外的に給水を停止することがあると定める上記場合は、水道法15条2項ただし書の「災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合」と同一の内容を意味するものと解される。そして、本件条例16条3項

は、同条1項の定める場合において、給水の停止のため水道の利用者に損害が生ずることがあっても被上告人は責任を負わない旨を定めているところ、上記の場合、水道事業者は水道法15条2項ただし書により給水義務を負わないのであるから、水道事業者である被上告人が給水を停止したとしても、給水義務の不履行となるものではない。

したがって、本件条例16条3項は、被上告人が、水道法15条2項ただし書により水道の利用者に対し給水義務を負わない場合において、当該使用者との関係で給水義務の不履行に基づく損害賠償責任を負うものではないことを確認した規定にすぎず、被上告人が給水義務を負う場合において、同義務の不履行に基づく損害賠償責任を免除した規定ではないと解するのが相当である。

出所：最高裁判所第三小法廷 令和4年7月19日判決（民集 第76巻5号1235頁）

### 【現状の問題点（意見）】

給水停止の影響により、需要者で損害が発生する可能性があるため、需要者に対する損害賠償リスクが問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から需要者に対する損害賠償リスクの懸念はない、とのことである。

- 大崎広域水道事業の事案については、地震による施設損壊の影響によるものであること
- 仙塩工業用水道事業の事案については、一時給水停止の影響を受けた全ての需要者（13社）から理解を得ていること
- 水道用水供給事業や工業用水道事業において、県は市町村等の需要者に対する常時給水義務はないため、給水停止による損害賠償リスクはあり得ないこと

しかし、以下の点を考慮すると、給水停止に起因する県の責任が問われるリスク低減の余地があると思料する。

- 最高裁判決（令和4年7月19日）によれば、給水停止による水道事業者の賠償責任が認定されている。水道用水供給事業や工業用水道事業に直接の関係はないとはいえ、給水停止による損害賠償や水道施設の維持管理について需要者の関心が高まることが考えられること
- 個別検出事項「1（2）耐震化対策の推進」に記載のとおり、県における耐震化対策の十分性が懸念されること
- 県においてアセットマネジメント計画が策定されているものの、個別検出事項「2（3）管路更新計画の進捗の適正化」に記載のとおり、管路更新計画の進捗が遅延しており、県における施設老朽化対策の不十分性を指摘されるリスクが認められること

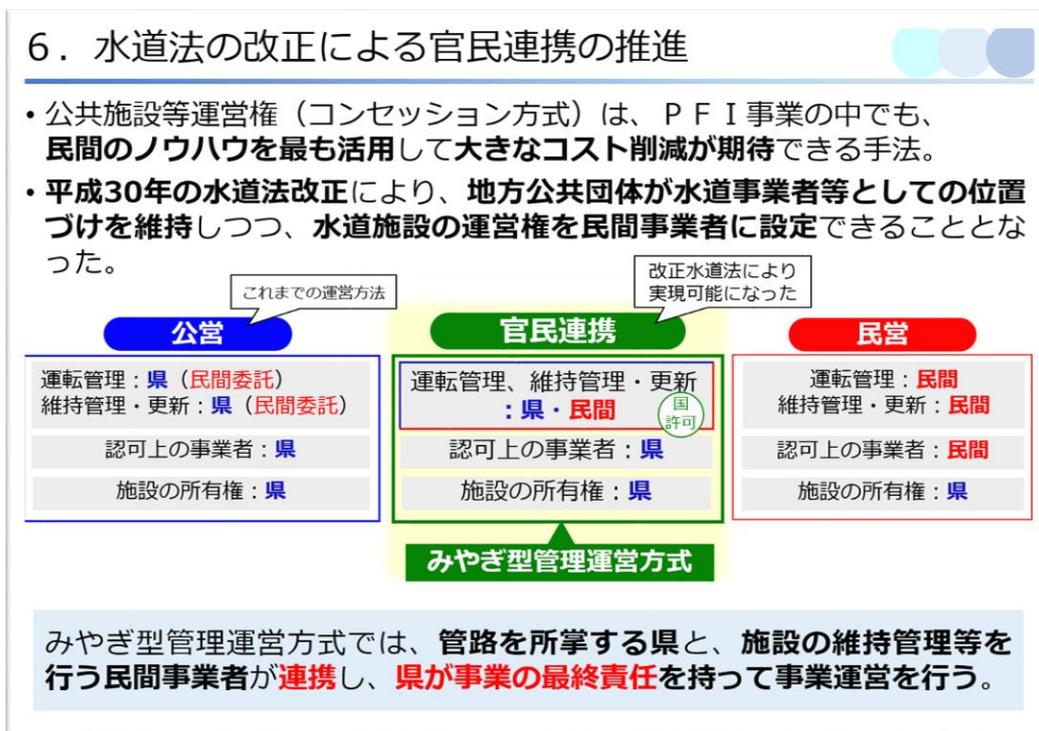
### 【解決の方向性】

下記個別検出事項に係る改善措置を進めることにより、給水停止による損害賠償リスクを低減できるものと考えられる。

- 個別検出事項「1（2）耐震化対策の推進」
- 個別検出事項「2（3）管路更新計画の進捗の適正化」

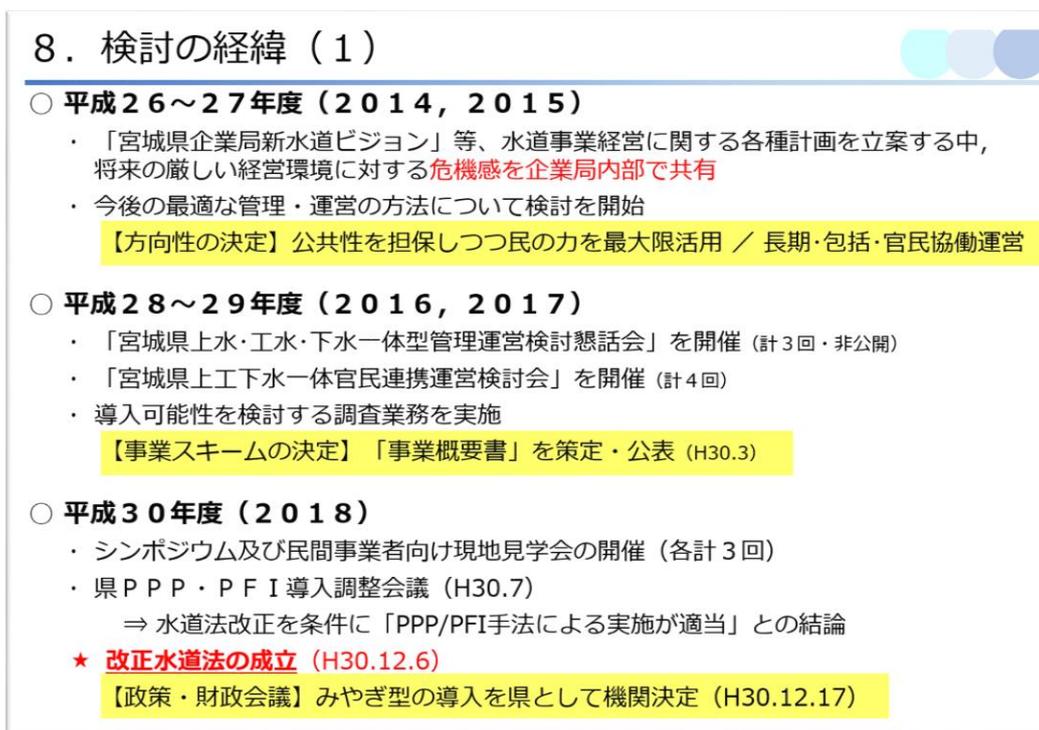
## 5 コンセッション

県水道3事業に導入されたコンセッションについて、これまでの公営による運営方法と比較すると以下のとおりである。



出所：宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について（令和4年6月宮城県）

コンセッションは令和3年12月6日に公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約書」という。）を締結し、令和4年4月1日より事業開始したが、検討の経緯は以下のとおりである。



## 9. 検討の経緯（2）

### ○ 平成31（令和元年）～2年度（2019, 2020）

- 外部有識者からなるPFI検討委員会により事業制度を検討  
⇒PFI法に基づく**実施方針を条例制定**（R1.12.24）
- 特定事業を選定**し（R2.3.11）、約1年をかけて運営事業者を公募（R2.3.13～）

【PFI検討委員会の審査・評価を経て運営事業者を選定】（R3.3.17）  
**優先交渉権者「メタウォーターグループ」**

### ○ 令和3年度（2021）

- 県議会6月定例会において**運営権の設定に係る議案を提案・可決**（R3.7.5）
- 厚生労働大臣より水道施設の運営権設定に係る**水道法の許可を取得**（R3.11.19）

【特別目的会社（SPC）に運営権を設定・実施契約を締結】（R3.12.6）  
**運営権者「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」**

### ○ 令和4年度（2022）

- 4月1日より「みやぎ型管理運営方式」による事業開始

出所：宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について（令和4年6月宮城県）

県は県水道3事業へのコンセッション導入により、20年間で337億円のコスト削減効果を想定している。

## 19. コスト削減の内訳②

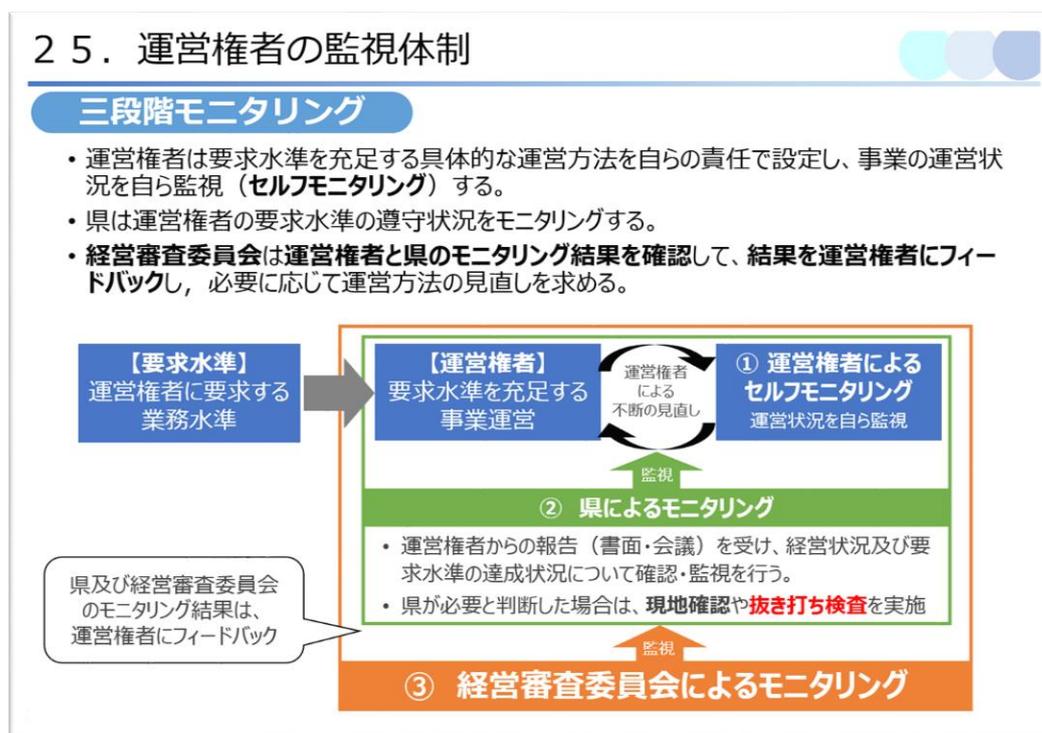
### ● 事業費削減額比較

結果サマリ (単位：億円)	現行体制モデル総事業費			県シミュレーションモデル みやぎ型モデル総事業費			メタウォーターグループ提案			
	県	運営権者相当	合計	県	運営権者	合計	運営権者	県・運営権者	運営権者	県・運営権者
大崎広域水道用水供給事業	270	360	630	251	298	549	276	527	▲ 84	▲ 103
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	666	385	1,051	661	319	980	299	960	▲ 87	▲ 91
水道用水供給事業 計	936	745	1,681	912	617	1,529	575	1,487	▲ 171	▲ 195
仙塩工業用水道事業	66	62	128	54	51	105	51	105	▲ 11	▲ 23
仙台南工業用水道事業	42	38	81	36	33	69	30	66	▲ 9	▲ 15
仙台北部工業用水道事業	13	17	30	11	15	26	11	21	▲ 7	▲ 9
工業用水道事業 計	122	118	239	102	99	200	91	193	▲ 27	▲ 47
仙塩流域下水道事業	110	416	526	108	395	503	383	491	▲ 33	▲ 35
阿武隈川下流域下水道事業	223	352	575	221	336	556	323	544	▲ 29	▲ 31
晴瀬川流域下水道事業	27	61	88	27	58	84	49	76	▲ 11	▲ 11
吉田川流域下水道事業	47	158	205	46	149	194	141	187	▲ 17	▲ 18
流域下水道事業 計	407	987	1,393	401	937	1,338	897	1,298	▲ 90	▲ 96
合計	1,464	1,850	3,314	1,414	1,653	3,067	1,563	2,977	▲ 287	▲ 337
		①	②	②			④	②+⑤=⑥	①-④	②-⑥
									削減率	-15.5%   -10.2%

出所：宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について（令和4年6月宮城県）

コンセッションにおいては、経営・技術企画・改築を主に担う運営権者に加えて、維持管理業務を担う株式会社みずむすびサービスみやぎ（以下「OM 会社」という。）を設立し、運営権者と OM 会社の一体による事業運営が行われている。運営権者の事業計画については「添付資料 3. 運営権者の事業計画」を参照されたい。

コンセッション導入後の運営状況については、運営権者・県・宮城県企業局経営審査委員会による 3 段階のモニタリングが行われている。



出所：宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について（令和 4 年 6 月 宮城県）

### (1) OM 会社情報の公表のあり方

運営権者及び OM 会社の令和 4 年度決算によると、実質的な営業費用 5,623 百万円のうち OM 会社分が 5,104 百万円であり、全体の約 9 割が OM 会社の営業費用を占めている。

（単位：百万円）

	運営権者 (a)	OM 会社 (b)	業務委託 (c)	合算 (a+b+c)
営業収益	6,816	5,696	△5,696	6,816
営業費用	△6,215	△5,104	5,696	△5,623
営業外収益・費用	△82	1	-	△81
特別利益・損失	-	△1	-	△1
税金費用	△159	△203	-	△362
当期純利益	359	388	-	748

出所：令和 4 年度決算の公表資料をもとに包括外部監査人が作成

（注）運営権者は OM 会社に業務委託費を支出しているため、合算値の算出上、両者間の収益費用を相殺している。

実施契約書に定められている運営権者収受額の構成項目は以下のとおりである。

単位：百万円

構成項目	説明	金額
イ) 人件費	給料, 手当, 賃金, 報酬, 法定福利費及び退職給付費をいう。	29,795
ロ) 薬品費	薬品に係る費用をいう。	4,864
ハ) 動力費	事業用資産の稼働に係る動力源(電力等)に係る費用をいう。	13,279
ニ) 修繕費	事業用資産の修繕に係る費用をいう。	20,559
ホ) 保守点検費	事業用資産の保守点検に係る費用をいう。	4,377
ヘ) 廃棄物処理費	廃棄物の処理に係る費用をいう。	5,373
ト) 償却費	改築に係る資産の減価償却費をいう。なお、改築費総額から本事業期間終了時の残存価値(本契約第80条第2項に定める意味を有する。)相当額を除いた額をいう。また、流域下水道事業においては本項目の適用はないものとする。	15,947
チ) 資産減耗費	事業用資産の除却費及び棚卸減耗費をいう。	—
リ) その他営業費用	通信運搬費等, 上記イ)～チ)に区分されない営業費用をいう。	18,504
ヌ) 公租公課	運営権者に係る税金等をいう。	2,403
ル) 事業報酬	支払利息, 配当等をいう。	12,486
	合計	127,591

出所：実施契約書をもとに包括外部監査人が作成

(注) 金額はコンセッション対象9事業全体の契約期間(20年間)の合計額を表す。

宮城県議会令和3年6月定例会(令和3年6月24日開催)において、県はSPCとOM会社を一体的に監視できる仕組みを構築するとの説明を行っている。

一方、OM会社に対するモニタリングの前提となる情報開示については以下のような説明がなされている。

◇安東副社長

No. 11, No. 14 について、新OM会社が担う経営計画は、MMMと新OM会社が一体で本事業を運営していくという考えに基づき、運営権者が作成した各種計画書に反映されており、これらの計画書は実施契約書や要求水準等の規程に沿って作成している。同様に、新OM会社の収支計画については、運営権者の収支計画内に反映されており、新OM会社単体の開示義務は無いことから、個別に開示する予定は無い。

ただし、委員より要請があった場合、新OM会社単体の財務諸表について経営審査委員会でお示しすることは可能なため、それを基に新OM会社の経営状況を確認いただきたい。

また、新OM会社の単体財務諸表は運営権者へ提出するため、経営審査委員会に経営状況を報告することも可能である。今後勘定科目等を簡略化した財務諸表をホームページ等で、MMMの財務諸表と同様に公開する。

出所：令和3年度第2回宮城県企業局経営審査委員会 議事録(令和4年2月2日)

OM 会社が公表している財務三表については「添付資料 4. OM 会社の財務三表」を参照されたいが、OM 会社を対象として明示されている要求水準は以下のとおりである。

No.	1-18
対象事業	法人
対象業務	新 OM 会社の経営状況
要求水準等	事業継続困難な事象等を事前に察知し、適切な対応を可能とするため、新 OM 会社の経営状況を SPC として確認する。
確認事項	新 OM 会社の財務諸表の作成及び会計監査の受検 新 OM 会社における財務数値及び財務指標の実績値
確認書類等	新 OM 会社の財務諸表の作成及び監査報告書 新 OM 会社における財務数値及び財務指標
確認頻度	毎年度 四半期ごと

出所：宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）県によるモニタリング  
確認様式

### 【現状の問題点（意見）】

OM 会社に係る財務情報開示の充分性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から、OM 会社の情報公開は適切に実施されている、とのことである。

- OM 会社といえども運営権者の業務委託先の 1 つであり、県との直接の契約当事者ではないため、OM 会社の情報公開に係る要求水準を規定することは難しいこと
- 県民への説明責任を高めるため、要求水準に規定されていない OM 会社の財務諸表についても、運営権者が自主的に情報を公開していること
- 運営権者収受額の構成項目は運営権者収受額の定期改定時の計算のための分類である。県の料金の総括原価のコスト情報も運営権者収受額として整理しており、コスト情報として十分であること
- OM 会社の決算については経営審査委員会において審議がなされていること

しかし、以下の点を考慮すると、OM 会社の財務情報開示の充実化が必要と考えられる。

- 実施契約書に定められている運営権者収受額の構成項目には、OM 会社の利益が事業報酬に含まれており、実施契約書や事業計画において運営権者と OM 会社の一体性が認められること
- OM 会社の計算書類は未開示であるため、例えば、関連当事者との取引に関する注記（会社計算規則第 112 条）が明らかではない。OM 会社が開示している財務三表だけでは重要な財務情報が明らかではないため、「運営権者と同等の情報開示が行われている」とは言い切れないこと
- OM 会社が開示している財務三表のうち、損益計算書の売上原価の内訳が「エネルギー費、保守点検・修繕費、人件費・その他」の 3 区分のみであり、実施契約書に定められている運営権者収受額の構成項目と比較し、概括的なコスト情報開示となっている。最終的にコスト負担する県民を含む利害関係者の十分な理解を得るためには、コンセッションの実質的な営業費用の多くを占める OM 会社のコスト情報開示として十分とまで言い切れないこと

## 【解決の方向性】

事業計画上のOM会社の位置付けや重要性を踏まえ、OM会社に対するモニタリングの実効性を確保するため、以下の検討を行う。

- コンセッション契約当事者を県と運営権者の二者契約からOM会社を含む三者契約への見直し
- 計算書類の開示等、OM会社の情報開示に関する要求水準書の見直し

## (2)区分経理のモニタリング

コンセッションは9事業に区分されるが、事業別の収支計画は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	水道用水供給事業		工業用水道事業			流域下水道事業				合計
	大崎	仙南・仙塩	仙塩	仙台圏	仙台北部	仙塩	阿武隈川下流	鳴瀬川	吉田川	
令和4年度	138	162	78	41	8	△ 96	△ 106	△ 7	△ 45	174
令和5年度	265	264	76	37	6	△ 53	△ 31	13	△ 4	573
令和6年度	246	254	66	36	6	△ 45	17	9	△ 10	577
令和7年度	90	140	0	△ 2	5	27	95	13	△ 1	365
令和8年度	44	91	△ 3	△ 6	3	12	56	△ 4	20	214
令和9年度	72	60	△ 1	△ 3	5	90	83	18	23	347
令和10年度	133	90	15	△ 6	6	△ 71	26	△ 3	38	227
令和11年度	146	△ 34	3	△ 6	6	132	31	10	28	317
令和12年度	132	34	△ 3	△ 5	5	△ 97	86	16	21	189
令和13年度	54	△ 68	△ 10	△ 7	3	78	103	13	28	194
令和14年度	25	△ 21	△ 14	△ 11	6	107	86	△ 14	26	189
令和15年度	93	△ 32	△ 7	△ 6	5	160	104	15	50	382
令和16年度	78	26	△ 7	△ 5	5	52	124	△ 11	22	285
令和17年度	113	△ 29	△ 5	△ 4	5	136	113	8	25	361
令和18年度	100	△ 34	△ 7	△ 5	4	186	58	10	27	338
令和19年度	△ 22	△ 3	△ 4	△ 3	△ 3	169	△ 89	16	18	79
令和20年度	△ 12	12	△ 5	△ 5	△ 4	155	90	△ 4	41	268
令和21年度	11	△ 37	△ 3	△ 6	△ 5	137	138	16	40	290
令和22年度	1	△ 2	△ 1	△ 5	△ 5	34	92	△ 1	23	135
令和23年度	△ 49	△ 48	△ 12	△ 6	△ 7	197	167	15	37	292
令和24年度	△ 22	△ 24	△ 1	△ 1	△ 1	△ 13	△ 13	△ 2	△ 5	△ 81
合計	1,636	801	155	22	53	1,297	1,230	126	402	5,715

出所：運営権者の全体事業計画書 別紙1（法人及び個別事業ごとの収支計画）

（注）事業別収支計画上の当期純損益の金額を表す。

区分経理に関する要求水準については以下のように定められている。

### 2.3 財務管理

以下に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が確保されていること。

- ・ 事業の当初段階及び本事業期間中を通じて、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。
- ・ 収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。
- ・ 業務ごとに、下表に示す区分経理を行うこと。

表 各業務における区分経理

対象業務	区分経理の詳細
第 2. に示す経営に関する業務	9 個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦）運営権に基づいて実施する業務8とそれに該当しない業務を区分して管理
第 3. に示す運営権設定対象施設の維持管理及び改築に係る業務	
第 4. に示す運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務	
第 5. に示す本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務	
第 8. に示す危機管理に関する業務	
第 6. に示す土地、建築物及び工作物等貸付業務	運営権に基づいて実施する業務とそれに該当しない業務を区分して管理
第 7. に示す関連業務	
第 9. に示す任意事業	事業単位ごとに区分して管理

- ・ 下表に示す各個別事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って各個別事業に配賦すること。また、配賦基準は、毎事業年度継続して適用する必要があり、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準は、各個別事業の個別注記表に記載すること。配賦基準を変更した場合は、当該変更に伴う影響が生じる各財務諸表について、当該変更の内容、理由及び当該変更が各財務諸表に与える影響を当該財務諸表の各個別注記表に記載すること。
- ・ 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業における共用施設 9 に関する費用については、大崎広域水道用水供給事業に要する費用に含めて報告すること。ただし、大崎広域水道用水供給事業に要する費用の内訳として、共用施設に関する費用を示すこと。
- ・ 下表に示す単位ごとに、事業年度ごとの財務諸表を作成し、当該事業年度末から 90 日以内に県に提出すること。

出所：要求水準書（令和 5 年 6 月 1 日 宮城県）

### 【現状の問題点（意見）】

区分経理について県が実施しているモニタリングの妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から区分経理のモニタリングを適切に実施している、とのことである。

- 要求水準では、運営権者へ個別事業毎の区分経理として半期・年間の計画と実績の全体的な差異分析の報告を求めており、恣意的な区分経理が行われるリスクは懸念されないこと
- 運営権者における個別事業に対する費用の計上は、OM 会社から受領した見積内訳に基づいて実施されていること
- 20 年間の事業期間（トータル）での安定的な事業運営を求めているため、区分経理の詳細な費用内訳を確認する必要はない

しかし、以下の点を考慮すると、区分経理の運用状況に関するモニタリングに改善余地が認められる。

- 県は個別事業別の収支管理を重視しているのであるから、共通経費の配賦基準を含む区分経理について、提案内容と運用状況の整合性を概括的に確認する優先度は高いと考えられること
- 運営権者の事業別費用の大半を占める OM 会社に対する委託料について、モニタリング確認の優先度は高いと考えられること
- 運営権者と OM 会社は関連当事者であるため、区分経理を恣意的に処理するリスクが想定されるが、運営権者では OM 会社内部の原価構成とその実績を把握していないため、区分経理に係るリスクへの対応として十分とは言い切れないこと

### 【解決の方向性】

一般的に、区分経理には原価付け替えリスクがあることを念頭に、運営権者が計上している OM 会社に対する委託料の区分経理の運用状況についてもモニタリング確認事項とする。具体的な確認方法としては、例えば、事業別委託料と事業別配置人員の整合性を概括的に検討することが考えられる。

## 6 外部監査結果への対応

平成 25 年度及び平成 26 年度の包括外部監査では、今回の包括外部監査の対象である県水道 3 事業が含まれている、これらの包括外部監査の結果と県の対応状況については、「添付資料 5. 平成 25 年度包括外部監査結果等への対応一覧」及び「添付資料 6. 平成 26 年度包括外部監査結果等への対応一覧」を参照されたい。

県では、包括外部監査結果報告書が提出された翌年度に、対応状況の調査等を実施することとされている。

### 1 対応の区分

(1) 包括外部監査における結果及び意見（以下「結果等」という。）についての対応は、次の区分により整理する。

対応区分	区分の考え方
措置済	改善を求められた事項に対する対応策や必要な事務処理等が完了したもの 改善を求められた事項に対する対応策や必要な事務処理等を現在実施中であるもの
調整中	改善を求められた事項に対する対応策や必要な事務処理等を今後実施すると意思決定はしたが、まだ当該対応策や必要な事務処理等の具体の実施に至っていないもの。 改善を求められた事項に対する対応方針等の意思決定をしていないもの。
措置しない	改善を求められた事項に対して、措置しないと意思決定したもの。

(2) 上記の対応区分のうち「措置しない」事項については、県として、措置しないと判断するに至った過程、具体的理由、根拠等を明確にした上で、組織として適切に記録を保存し、説明責任が十分に果たせるものでなければならない。

### 2 結果等の対応状況の取扱い

結果等の対応状況については、次のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 対応状況の調査及び報告

包括外部監査結果の報告書が提出された後、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づく措置を講じた旨の監査委員への通知に至るまでの事務処理は次のとおりとする。

- ① 行政経営推進課は、包括外部監査結果報告書が提出された翌年度に、結果等 1 件ごとに別添「包括外部監査結果に対する対応管理票」（以下「管理票」という。）を作成の上、担当課に対して対応状況を調査する。
- ② 担当課は、結果等に対する対応内容を管理票に記載して行政経営推進課に報告する。
- ③ 行政経営推進課は、管理票の記載内容を確認し、担当課に対して内容の修正等を求めることができる。
- ④ 行政経営推進課は、措置を講じた旨を監査委員へ通知するほか、すべての管理票を取りまとめて監査委員事務局に提出するとともに、各執行機関等（教育委員会、公安委員会、議会等）の取りまとめ担当課へ当該機関分の管理票を送付するものとする。
- ⑤ 知事部局以外の取りまとめ担当課は、送付された管理票の内容を踏まえ、速やかに監査委員に対して措置を講じた旨を通知する。

(2) 対応状況の確認期間

上記(1)対応状況の調査及び報告は、原則として結果等について「措置済」又は「措置しない」として整理できるまでの間、継続して年1回以上実施する。

3 その他

(1) この取扱いは、平成23年度以降の包括外部監査から適用する。また、令和6年2月の改訂内容は同年度の処理から適用する。

(2) 対応区分ごとの公表の有無等については、以下のとおりとする。

① 「措置済」については、監査委員事務局へ通知するとともに、県公報やホームページなどにより公表する。

② 「調整中」及び「措置しない」については、監査委員事務局へ参考通知する（公表はしない）。

(3) 「措置しない」項目については、定期監査において監査委員事務局からその妥当性について事後検証されることがある。

(4) 「措置済」の項目については、担当課において、必要に応じて事後検証を行うこととする。

出所：包括外部監査における監査結果の取扱いについて（平成24年12月作成 令和6年2月改訂 総務部行政経営推進課）

**(1)措置しない理由の整理**

平成25年度の包括外部監査結果報告に対する県の対応状況については「添付資料5.平成25年度包括外部監査結果等への対応一覧」を参照されたいが、指摘・意見の件数ベースで要約すると以下のとおりである。

担当部局	指摘・意見の総数	うち「措置済」		うち「措置しない」	
		指摘	意見	指摘	意見
企業局	21件	3件	4件	8件	6件
その他	8件	1件	3件		
計	29件	4件	7件		

出所：企業局作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 指摘・意見の総数は28件であるが、担当部局が重複する事案1件を含む。また、担当部局「その他」については公表されている「措置済」のみ記載している。

**【現状の問題点（意見）】**

包括外部監査結果等への対応区分「措置しない」に区分された指摘事項について、措置しない理由の根拠等の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、庁内ルールである「包括外部監査における監査結果の取扱いについて」に沿った対応を実施しているため、措置しない理由の根拠等は適切である、とのことである。

しかし、措置しないと判断するに至った過程、具体的理由、根拠等の確認手法に改善の余地があると思料する。

#### ■想定被害算定上の代替性確認の不備

対応状況の記載内容が当該指摘内容の繰り返しに過ぎないため、措置しない理由の妥当性が問題となる。

この点につき県の説明によると、以下の確認を実施しているため、措置しないとする取扱いは適切である、とのことである。

- 関係市町村への聞き取り調査を実施した結果、代替可能性の考慮が必要な市町は名取市のみであったこと
- 便益算定上、名取市分を控除して費用便益比を再計算した結果、費用便益比が 1.23 から 1.08 に減少したが、費用便益比への重要な影響がないと考えられること

しかし、上記県の説明が対応状況の記載に何ら反映されていないことから、対応状況の記載内容のみで措置しない根拠と認められるか疑問である。

#### ■退職手当の一般会計負担

個別検出事項「3（6）退職給付コストの一般会計負担」を参照されたい。

#### ■合理的理由を欠いた使用料減免

県は措置しない説明として、公営企業の事業は「公共の福祉の増進」を目的に実施されており、公益事業の推進に寄与する目的で減免を行っているもので、公益事業の実施事実をもって、減免することについては合理性がある、との理由を挙げている。

しかし、当該指摘は公営企業の事業である前提としたものであるから、公営企業の事業であることのみをもって措置しない根拠といえるか疑問である。公営企業といえども、経費の負担の原則（地方公営企業法第 17 条の 2）より、使用料の減免や無償使用とする根拠を示していないため、措置しない根拠が不明確である。

#### ■固定資産台帳と現物記録の整合性確認の不備

県は措置しない根拠として、以下の理由を挙げている。

- 管路管理カルテシステムは固定資産台帳との整合性を図ることを目的としたものではないこと
- 管路管理カルテシステムと固定資産台帳の延長単位に記録相違があり、両者の記録を一致させることができないこと

しかし、以下の点から、これらが措置しない根拠と認められるか疑問である。

- 県では定期的に固定資産の現物調査（固定資産台帳と現物の照合）を実施している。これに関連して、水道管路についてはその性質から、固定資産の現物調査の代替措置として固定資産台帳と管路管理カルテシステムの整合性確認が考えられるため、「管路管理カルテシステムは固定資産台帳との整合性を図ることを目的としたものではないこと」をもって措置しない根拠とすることには無理があること
- 整合性確認は必ずしも一致確認せずとも固定資産台帳記録の適切性を確認できるため、両者の記録を一致させることができないことを理由に整合性確認は不要と整理することには無理があること

■過年度減価償却費の計上不足

個別検出事項「3（1）減価償却費の過年度修正」を参照されたい。

■給水収益の年度所属区分の誤り

個別検出事項「3（5）営業収益の年度所属区分」を参照されたい。

■一般会計借入金の借入条件の不備

個別検出事項「4（3）貸付け利率の適正化」を参照されたい。

**【解決の方向性】**

包括外部監査結果等への対応区分「措置しない」事項に係る根拠等の確認を徹底する。

**(2)改善措置の根拠の整理**

平成26年度の包括外部監査結果報告に対する県の対応状況については「添付資料7.平成26年度包括外部監査結果等への対応一覧」を参照されたいが、指摘・意見の件数ベースで要約すると以下のとおりである。

担当部局	指摘・意見の総数	うち「措置済」		うち「措置しない」	
		指摘	意見	指摘	意見
企業局	25件	4件	1件	(注1)	
その他	10件	2件	3件	(注2)	
計	35件	6件	3件		

出所：企業局作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注1)平成31年4月1日より土木部から企業局に移管されている流域下水道事業に係る指摘・意見は「企業局」に集計し、「措置済」のみ記載している。

(注2)担当部局「その他」については公表されている「措置済」のみ記載している。

**【現状の問題点（意見）】**

包括外部監査結果等への対応区分「措置済」に区分された指摘事項について、措置済とする根拠等の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、庁内ルールである「包括外部監査における監査結果の取扱いについて」に沿った対応を実施しているため、措置済とする根拠等は適切である、とのことである。

しかし、措置済とする根拠の確認手法に改善の余地があると思料する。

## ■消費税の申告計算誤り

措置の記載内容が今後の改善措置に関する内容のみであり、指摘事項を踏まえた消費時申告に係る更正の請求がなされていない。更正の請求が未措置により、県において消費税還付見込相当の損害発生の可能性があるため、措置済としての十分性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、所管の税務当局に照会し、以下の点を考慮し、平成25年度消費税申告に係る更正の請求はしなかった、とのことである。

- 包括外部監査結果（指摘）のとおり消費税申告計算が誤っているとの回答を得たが、更正の請求の要否についての言及はなかったこと
- 仮に県が更正の請求を行った場合、県の消費税額が減額され、還付を受けられる反面、これに対応する流域市町村では追徴される点に留意されたい旨の助言を受けたこと

しかし、以下の点を考慮すると、平成25年度消費税申告に係る更正の請求を行わなかった合理的根拠が認められるか疑問である。

- 更正の請求は消費税申告義務者である県が判断する問題であり、税務当局が更正の請求の要否を決定するものではないこと
- 流域市町村が適正に消費税申告している場合、県が更正の請求を行うだけであり、流域市町村において修正申告を要する問題にはならないが、県が流域市町村における消費税申告の取扱い状況の確認を実施したか不明確であること

## 【解決の方向性】

「措置済」事項に係る根拠等の確認を徹底する。特に、県に損害発生の可能性ある事案に係る措置済の取扱いについては、損害発生の解消に係る対応状況を明示する点に留意する。

## II 官民連携のリスク管理と県民への説明責任

### 1 コンセッションに係る今後の検討事項

個別検出事項に記載した事項のほか、コンセッションに関連して今後検討することが望ましいと考えられる事項について、以下のとおり申し添える。

#### (1) コンセッション業務範囲の拡大

コンセッション業務範囲について、管路の維持管理、管路・建物の改築工事はコンセッション業務の範囲外になっている。



出所：平成30年度第1回宮城県民間資金等活用事業検討委員会（平成31年2月6日開催）資料3

民間事業者の意向把握のため、県が実施した第1次マーケットサウンディング（平成29年7月実施）及び第2次マーケットサウンディング（平成29年11月実施）におけるコンセッション業務範囲に関する意見の概要は以下のとおりである。

## 5.2 第1次マーケットサウンディング

（中略）

### (2) 事業の範囲 管路・管渠，土木・建築

管路・管渠及び土木・建築を業務範囲に含めるかどうかについて質問した。多くの企業は、管路・管渠及び土木・建築の更新を業務範囲外とする案を妥当としたが、ゼネコン・デベロッパーを中心とした一部企業は、業務範囲に含めた方が民間ノウハウが発揮しやすいという意見であった。

この結果も踏まえて、業務範囲を検討した。

（中略）

## 5.3 第2次マーケットサウンディング

（中略）

### 2) 業務範囲・発注方式

管路について、市町村の受水地点での水質保証との関係から、業務範囲に含めるべきであるという意見と業務範囲外にすべきという意見が分かれる結果となった。

業務範囲に含めるべきという企業の主な意見は以下のとおり。

- ・（上水について）受水地点で水質保証を求めるとであれば、管路の維持管理は民間事業者の業務範囲としなければならない。
  - ・業務範囲を広げて民間ノウハウ発揮余地を増やすべき
- 一方、業務範囲に含めるべきではないという企業の主な意見は以下のとおり。
- ・管路のアセットマネジメントを実施できる企業は少ない。
  - ・管路の状況を把握するには膨大なコストを要する。
  - ・受水地点での水質保証は技術的には対応可能だが、責任が不明確になることが懸念される。
  - ・受水地点での水質保証にあたり、管路で何かあった場合の責任が県帰属であれば良い。

これらの意見は、本事業の業務範囲の検討に反映した。

出所：「みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務報告書（概要版）」（平成30年7月 宮城県）

## 【今後の検討事項】

県水道3事業は設備と管路の一体的な運用により業務提供しており、コンセッション業務範囲に管路の維持管理、管路・建物の改築工事を含めることも考えられるが、県はコンセッション業務範囲から管路を除外している。この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- マーケットサウンディング結果において、管路等を業務範囲に含めるべきではないとの民間事業者の意見が多かった
- 現行の管路更新計画によると、コンセッション契約期間（令和4～23年度）中の管路更新工事費は多額ではないため、管路の維持管理等をコンセッション業務範囲に含めることによるコスト削減効果は限定的である
- コンセッション業務範囲については宮城県民間資金等活用事業検討委員会に諮問した上で決定している

今後、以下の点に留意し、コンセッション業務範囲に管路を含めることも含めて、民間活用の事業スキームをより詳細に検討することが望ましいものと考えられる。

- コンセッション業務範囲に管路を含めた場合でも参入意向ある複数の民間事業者の存在の可能性に関するマーケットサウンディング
- 一定の管路更新工事費の発生が見込まれるため、事業費削減等の定量的な代替評価の実施
- 管路更新プロセスを「管路調査⇒更新優先度評価⇒設計⇒施工⇒維持管理」と捉えた場合、民間ノウハウ発揮余地を増やすため、上流工程から同じ民間事業者に委ねる事業スキーム等との代替評価の実施
- 管路もコンセッション業務範囲に含める場合、一定の瑕疵担保責任の負担や維持管理・修繕の費用分担等、官民のリスク分担の調整

## (2)コンセッション対象事業の拡大

コンセッション対象事業は県水道3事業のうち流域下水道事業3事業を除く9事業になっている。



出所：「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について」（令和4年6月 宮城県企業局）

コンセッション対象から流域下水道事業3事業を除いたことについて、以下の説明がなされている。

### ●下水道課 狩野課長

まず事業の区域について、現在コンセッション方式では4つの流域を対象としてございます。残りの北上川下流流域、迫川流域及び北上川下流東部流域は、石巻方面と栗原地域の流域下水道事業でございます。これらの流域下水道事業については、現在指定管理者制度を用いて運営

しております。この指定管理者制度の選定に当たっては大村委員にも参加していただき選定したところでございますが、今回コンセッションを検討するに際して、コンセッション方式に含めるかどうかを企業の皆様に対してヒアリングをさせていただきました。その中でスケールメリットが最も得られそうだとということで4つの流域を選定いたしました。残った3流域については引き続き指定管理者制度によって運営していきたいと思っております。

今回のコンセッションによってメリットが出るようであれば、今後指定管理者制度にするか、コンセッション方式にするのか検討していきたいと思っております。

出所：平成30年度第1回宮城県民間資金等活用事業検討委員会（平成31年2月6日開催）議事録

民間事業者の意向把握のため、平成29年7月に県が実施した第1次マーケットサウンディングにおける流域下水道事業の対象範囲に関する意見の概要は以下のとおりである。

回答	回答した企業の主な意見
回答数	
2事業（仙塩、阿武隈川）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象とする事業は、規模の大きい2事業だけで十分ではないか。</li> <li>距離が離れている部分については、コストメリットが出せない。</li> </ul>
2	
4事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理に手間を要するため、中南部下水道事務所所掌のみ、又は東部下水道事務所所掌のみが望ましい。</li> <li>事業規模が大きくなると、対応可能な企業が限定されるのではないか。</li> <li>東部事務所所掌事業が対象となると経営への影響が大きい。</li> </ul>
5	
4又は7事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>現スタッフを引き継げるかが鍵。</li> <li>コスト最適化が図れる余地ありなら7事業も想定可。統合管理による効果（人員数の集約、一体監視等）は期待できる。</li> <li>運転管理だけなら7事業全部を対象としても問題ない</li> <li>コスト削減や合理化でいえば、中心地域だけのほうがいい。</li> <li>北上・迫・東部流域が、他と離れており、事業性に懸念がある。</li> <li>距離が離れていると共通費の削減は不可。一方、データ共有によるメリットは大きい。</li> <li>雨水対策を含むとリスク大。</li> <li>人口の少ない地域が含まれると非効率になる懸念がある。</li> </ul>
13	
7事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道と下水道一体での事業は魅力。詳細は検討必要だが、全部やれるならやりたい。</li> <li>段階的より、一気にやったほうが良い。</li> <li>事業の統廃合も考える必要がある。</li> <li>改築が事業範囲となることが前提。</li> <li>地域ごとに料金設定できるなら問題ない。</li> </ul>
7	
その他（判断できない等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>7事業を一括した場合、受託業者による災害時対応の可否を要検討。現在はリスク分散されている。</li> <li>まずは用水、工業用水のみの方が参入しやすい。</li> <li>官の保証範囲、料金設定等、詳細が分からないと判断できず</li> </ul>
10	

出所：「民間企業の意見を踏まえた事業の大枠の方向性」（第2回宮城県上工下水一体官民連携運営検討会〔資料7〕（平成29年8月29日開催））

**【今後の検討事項】**

県水道 3 事業を構成する 12 事業のうち、流域下水道事業 3 事業がコンセッション対象から除外されている。この点につき、県の説明によると、第 1 次マーケットサウンディングで示された以下の民間事業者からの意見を考慮した、とのことである。

- 地方部を含めた場合、距離感から効率性が低下するとの意見が多くみられたこと
- 事業規模が大きいことのデメリット（スタッフの引継ぎ、災害対応等）の指摘があったこと

今後、以下の点に留意し、コンセッション対象事業の範囲の検討が改めて必要になると考えられる。

- 流域下水道事業全てをコンセッション対象とした場合でも参入意向ある複数の民間事業者の存在の可能性に関するマーケットサウンディング
- コンセッション対象範囲の拡大による事業費削減等の定量評価

**(3)民間提案・インセンティブの活用**

コンセッションの優先交渉権者選定基準における配点の基本方針は以下のとおりである。

**1 4 . 第二次審査 配点の基本方針**

**【200点満点】**

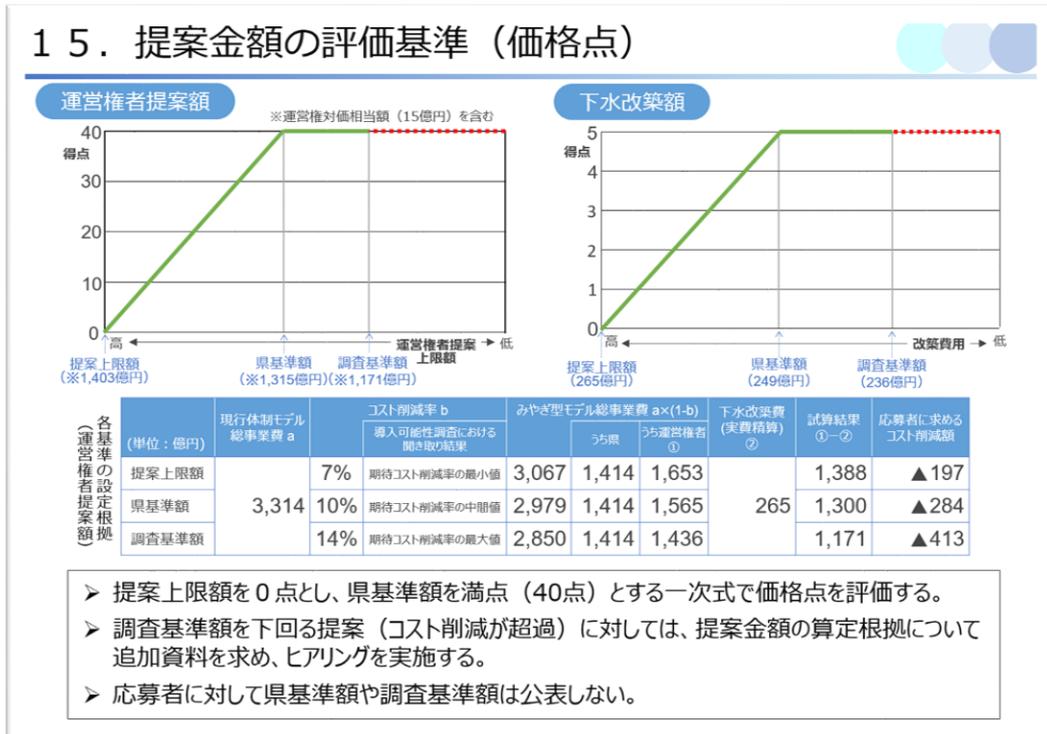
全体事業方針・ 実施体制等 30点	水質管理・運転管理 ・保守点検 44点	改築・修繕等 42点	セルフモニタリング ・危機管理 ・事業継続措置 34点	地域 貢献 10点	運営権者提案額 40点
-------------------------	---------------------------	---------------	--------------------------------------	-----------------	----------------

		配点		配点	
<b>1. 全体事業方針</b>					
1-1 本事業等の全体方針	7	10			
1-2 9個別事業ごとの現状分析、課題整理及び対応策	3				
<b>2. 事業実施体制</b>					
2-1 役割分担及び機関設計	3				
2-2 9個別事業の遂行能力	3	11	30		
2-3 人員確保の確実性	3				
2-4 応募企業又はコンソーシアム構成員の実績	2				
<b>3. 収支計画・資金調達方法</b>					
3-1 収支計画	6	9			
3-2 資金調達方法	3				
<b>4. 水質管理</b>					
4-1 上水の水質管理	10	22	44		
4-2 工業の水質管理	2				
4-3 下水の水質管理	10				
<b>5. 運転管理・保守点検</b>					
5-1 上水の運転管理及び保守点検	10	22			
5-2 工業の運転管理及び保守点検	2				
5-3 下水の運転管理及び保守点検	10				
<b>6. 改築・修繕等</b>					
6-1 改築・修繕方針	6				
6-2 上水の改築・修繕	14	42	42		
6-3 工業の改築・修繕	2				
6-4 下水の改築・修繕	10				
6-5 下水道事業に係る改築費用（価格）	5				
6-6 健全度評価	5				
<b>7. セルフモニタリング</b>					
7-1 セルフモニタリングの体制等	5	8			
7-2 情報公開	3				
<b>8. 危機管理</b>					
8-1 災害時における対応	5	10	34		
8-2 事故時における対応	3				
8-3 保安対策	2				
<b>9. 事業継続計画</b>					
9-1 事業継続性を確保するための対応策	8	16			
9-2 事業継続が困難となった場合における移行方法	8				
<b>10. 地域貢献</b>					
10-1 地域経済に対する取組	7	10	10		
10-2 県民等の理解醸成方針・施策	3				
<b>11. 運営権者提案額</b>					
11-1 運営権者提案額（価格）	40	40	40		

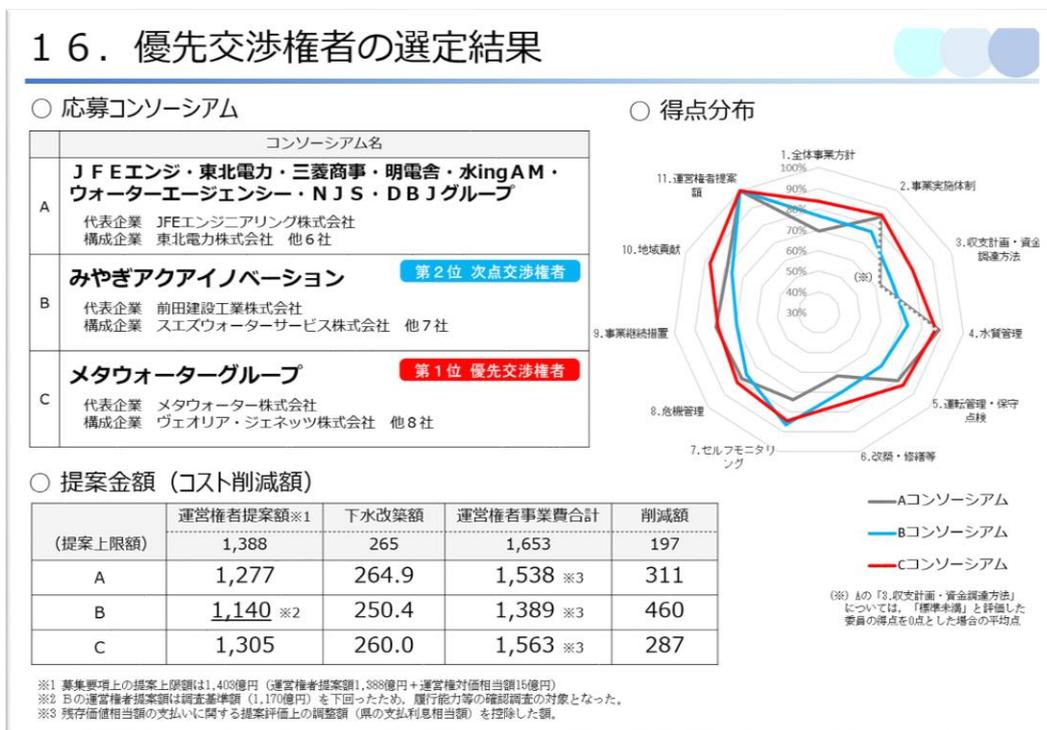
出所：「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について」（令和 4 年 6 月 宮城県企業局）

このうち、運営権者提案額についてはコスト削減率に基づく評価基準を設定している。



出所：「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について」（令和4年6月 宮城県企業局）

優先交渉権者の選定における運営権者提案額は以下のとおりである。



出所：「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について」（令和4年6月 宮城県企業局）

### 【今後の検討事項】

コンセッションではコスト削減のみならず、民間提案・インセンティブの活用の視点から、優先交渉権者選定を検討することが考えられる。この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 実施契約書に任意事業の実施に関する規定を定めることで、民間提案・インセンティブの活用に配慮している
- 民間提案・インセンティブを活用した場合、提案事業費の増加等の課題があるため、県側にデメリットとなる可能性がある

工業用水道事業では新規ユーザー企業の増加による増収効果を期待できるため、未利用水の有効活用の観点から、以下に示す民間提案・インセンティブの活用の検討が望ましいものと考えられる。

- コンセッションの優先交渉権者選定基準において、任意事業の提案は評価の対象になっていないため、民間提案を促進するための優先交渉権者選定基準の設定
- 工業用水道事業は新規ユーザー企業の増加による経営改善効果が高いため、民間提案・インセンティブを考慮した運営権者収受額の設定

### (4)失格条件の明確化

コンセッションの優先交渉権者選定の過程で競争的対話が実施されている。

#### 3.2.7 競争的対話等の実施

県は、参加資格確認の結果通知後、第二次審査書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者（以下「第二次審査参加者」という。）と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。

競争的対話等は、以下の順番で行われる。

- ①現場確認・資料閲覧（第二次審査参加者ごとに複数回を予定）
- ②第二次審査参加者と県及び関係事業者との間での意見交換の場の設定（第二次審査参加者ごとに複数回を予定）
- ③県による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

出所：募集要項（令和2年3月13日 宮城県）

コンセッションへの応募があった3コンソーシアムのうち、1コンソーシアムが「標準未満」となった提案項目があると判定され、優先交渉権者選定基準に基づき失格となった。当該失格事由となった提案項目「3-1 収支計画」について、以下の講評がなされている。

収支計画について、一部の流域下水道事業において事業期間を通して突出した損失を計上する計画であった。個別事業ごと総括原価の考え方に基づいた提案となっておらず、個別事業ごとの健全運営に懸念が残ることから、「標準未満」の評価となった。

出所：審査講評（令和3年3月12日 宮城県民間資金等活用事業検討委員会）

提案項目「3-1 収支計画」に関する評価基準や要求水準書（案）は以下のように定められている。

優 配点×1.0	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
良 配点×0.8	下水の改築実施時期が平準化される等、財務的安定性に配慮している。 想定されるリスクへの対応方法に関する工夫が明記されている。
標準 配点×0.6	法人の計画財務諸表と9個別事業ごとの計画財務諸表が整合している。 想定されるリスクへの対応方法（保険等）が明確に示されており、資金調達や改築・修繕等の施策と整合している。
標準未満 —	「標準」を満たしていない。

出所：優先交渉権者選定基準（令和2年3月13日 宮城県）

### 2.3 財務管理

以下に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が確保されていること。

- ・事業の当初段階及び本事業期間中を通じて、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。
- ・収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。
- ・業務ごとに、下表に示す区分経理を行うこと。

表 各業務における区分経理

対象業務	区分経理の詳細
2.に示す経営に関する業務	個別事業ごとに区分して管理 (各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦)
第3.に示す運営権設定対象施設の維持管理及び改築に係る業務	

(以下省略)

出所：「要求水準書（案）」（令和2年3月13日版 宮城県）

### 【今後の検討事項】

コンセッションの優先交渉権者選定過程において失格した応募事業者が生じている。この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 令和2年5月に3企業グループからの応募を受け付けた後、約半年間、現場確認と資料閲覧を2回、各事務所でのヒアリングを1回、県庁でのヒアリングと競争的対話を各企業グループ毎にそれぞれ3回実施している
- 失格理由となった案件については、競争的対話終了後の第二次審査書類の提出後において把握した。事前に疑義があったため、応募者へ事前通告質問「第二次審査書類における個別事業の収支計画の考え方について説明すること。また、運営権者提案額の範囲内で、9個別事業ごとに健全な経営が継続可能かについて説明すること」を通知し、最終選定となるプレゼンテーション審査において説明の機会を与えたが、「健全経営への懸念が残る」と判断され、失格となったものである

今後、以下の留意事項を念頭に、失格条件の明確化を図ることが望ましいものと考えられる。

### 3 民間事業者の選定

#### 3-4 競争的対話方式

##### 1. ポイント

民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件において、要求水準の設定に向けて民間事業者との対話等を行ういわゆる競争的対話方式の活用及びその留意事項は何か。

##### 2. 留意事項

(1) 要求水準書等の作成（調整）のため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営等の方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要がある場合、管理者等の判断により、競争的対話方式の活用が考えられる。

(2) 具体的には、①管理者等が応募者と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき要求水準等を作成（調整）すること、②①の対話終了後、提案書の提出要請を行うこと、③必要に応じ対話参加者を三者程度に絞り込むことが考えられる。なお、対話の形式（回数・期間・対話の場への人数等）については、応募者が提案書を作成し、管理者等が要求水準書等を作成することに鑑み、双方にとって十分な情報が得られるよう、必要に応じ柔軟に対応する。具体的な対応策の案を以下に例示する。

##### <回数>

- ・応募者からの要望に応じ、応募者間の公平性及び選定スケジュールを考慮の上、追加の対話を実施する。追加の対話前には事前の質問・回答を書面で行うことで、確実に対話を終局するように対応する。

##### <期間>

- ・上記の対話の回数等を考慮し、書類作成の観点から、最後の対話実施から提案書類の提出期限までに1ヶ月程度確保できるよう設定する。

##### <対話の場への参加人数>

- ・応募者間の公平性の観点を考慮の上、一定水準まで増員を認める。それ以上については録音を許可する等、状況に応じ適切な方策について検討する。

##### <その他事項>

- ・競争的対話時の応募者からの質問及び回答については、原則として全応募者に共有することとしつつ、応募者のノウハウ等に関わる質問などについては、求めに応じて質問を行った応募者にのみ回答することとする。なお 回答については、募集要項等と一体として契約の一部を構成することとする。
- ・対話の過程において要求水準書等の書き換えが必要となった場合は、管理者等側から全応募者に対して書き換え案を提示し、意見を求めた上で、記載の可否及びその内容について検討する。

(3) 要求水準書については、可能な限り運営権者が到達すべき性能やサービス水準で規定するものとし、そのための具体的な方法は運営権者の創意工夫に任せることができるようにする。また、要求水準書に関連して、対象事業に適用される管理者等の策定した規則等が存在する場合には、当該規則と要求水準書を最大限整合させるとともに、管理者等や関係行政機関への報告等に重複が生じないように整理、簡素化する。

出所：公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（令和3年6月18日改正 内閣府）

## (5)費用・リスク負担の範囲拡大

競争的対話における応募者との協議を踏まえ、実施契約書（案）の改定がなされている。

項目	箇所数
(1) ライセンス料を伴う知的財産権対象技術への対応	1
(2) 突発的な事象による増加費用及び損害に関する特則の追加	4
(3) 運営権者の再委託に係る事務手続きの簡素化	7
(4) 運営権者の契約不適合（瑕疵）に関する責任に係る免責規定の追加	1
(5) 業務報告書及び監査報告書の提出期限の延長	9
(6) その他(文言整理・明確化等)	94
合計	116

出所：県ホームページ

このうち、「(1) ライセンス料を伴う知的財産権対象技術への対応」及び「(2) 突発的な事象による増加費用及び損害に関する特則の追加」の改定内容と理由は以下のとおりである。

### ■ライセンス料を伴う知的財産権対象技術への対応

該当箇所	新（令和2年12月24日改訂版）	旧（令和2月3月13日版）
第105条第3項	運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を義務事業又は附帯事業に導入した場合、当該第三者をして、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、本契約終了日において運営権者が当該第三者に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償（県が合理的と認める範囲に限るものとし、かつ、合理的な理由のない限り運営権者が負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾させることで足りる。また、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償（ただし、県が別途認める場合は有償）かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りるものとする。	運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業等に導入した場合、当該第三者をして、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りるものとする。

出所：実施契約書（案）の新旧対照表

事業期間中に**運営権者が導入する「知的財産権」を伴う新技術**については、事業期間終了後に追加の費用負担を求められることのないよう、つまり、**水道料金が値上がりしないよう、無償・無期限での使用許諾を義務付けています。**

この規定は、少なくとも**国内の他のコンセッション事例での規定はなく、水道料金の低廉化のため、県及び県民にとって相当有利な規定として導入した制度**です。

具体的には、知的財産権を伴う水処理設備機器を想定しており、導入時に一括で運営権者が支払うこととなります。

一方、近年、多くの分野で導入されているクラウドサービスは、月額や年額などのライセンス料を伴い、使用料やメンテナンス料に加えて特許料等の知的財産権が含まれていることがあります。競争的対話では、各応募者は、クラウドサービスを活用した「統合監視システム」等の導入を検討していたため、このような有効な提案に対応する必要が生じました。

そのため、PFI 検討委員会にも意見を伺い、**長期の事業期間において、県民利益に資する新技術の積極的な導入のためにも、相応の費用の発生は当然であることから、運営権者が支払っていた金額を上限として、県が承認した場合は導入を認める規定を追加した**ものです。

出所：「みやぎ型管理運営方式」募集要項等の改訂内容について（県ホームページ）

■突発的な事象による増加費用及び損害に関する特則の追加

該当箇所	新（令和2年12月24日改訂版）	旧（令和2月3月13日版）
第65条の2	<p>（突発的な事象による増加費用及び損害に関する特則）</p> <p>本契約締結時点で予測困難な突発的かつ一時的な事象（水道用水供給事業及び工業用水道事業における突発的なかび臭の発生及び不可抗力を含むが、これらに限られない。以下本条において「突発事象」という。）に起因して、義務事業（ただし、関連業務を除く。）又は附帯事業の実施に重大な悪影響を及ぼす程度の増加費用又は損害が運営権者に生じた場合、運営権者は、県に対して、当該増加費用又は損害の負担に関する協議を申し入れることができる。ただし、①当該増加費用又は損害を考慮した運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定が行われた場合、又は②突発事象が不可抗力に該当する場合であって、当該不可抗力に関し、前条第1項第1号イ又は第2号イ、ロ若しくはハの規定により県が当該増加費用又は損害を負担した場合はこの限りではない。</p>	—

出所：実施契約書（案）の新旧対照表

大崎広域水道の麓山浄水場では、夏場に原水のカビ臭が強くなることがあり、対策として薬品（粉末活性炭）の投入を行うことがあります。平成26～27年度には原水のカビ臭が極めて顕著となり、大量の薬品を使用したことで、平年比で10倍以上の対策費用を要した実績があります。恒常的な水質の変化に対しては、薬品費の増額等に対して運営権者収受額を改定する規定を設けていますが、原水のカビ臭のような突発的な事象に対しては、協議を受けて個別に対応する方が利用料金の上昇抑制に適うと判断し（次期の料金算定に考慮する必要がなくなる）、規定を改定することにしたものです。

なお、自然災害や水質・水量の変化等、**運営権者の責によらない事象や不可抗力については、県が応分の費用負担を行う適正なリスク分担により、運営権者提案額の低下（利用料金の上昇抑制）に繋がり、また、上下水道事業の安定性を確保する上でも重要**と考えています。

出所：「みやぎ型管理運営方式」募集要項等の改訂内容について（県ホームページ）

官民のリスク分担について、以下のガイドラインが示されている。

（4）不可抗力リスクについては、事業の特性に応じて官民間で協議し、そのリスクを分析した上で適切なリスク分担を図る。なお、保険でカバーできる範囲については、民間事業者の負担範囲とすることが考えられる。また、不可抗力により運営権者に生じた増加費用又は損害（運営事業の前段階で実施される建設の遅延等により生じる逸失利益等を含む。）を回収する手段として、あらかじめ実施方針や運営権の設定において、一定の範囲で契約変更により事業期間の延長ができるようにしておくことなども考えられる。また、不可抗力について実施契約等で規定していても、具体的な状況下で不可抗力該当性や収益減少分の扱いについて明確に判断できない場合があるが、上記ロスシェアリング条項により、これらの判断を回避しつつ収益が減少した場合の対応を迅速に行うことが可能と考えられる。

（中略）

（8）いずれのリスクについても、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、事業の特性や官民の双方の能力等に応じ、適切な分担を図る。また、事前にできる限り想定されるリスクを洗い出し、その分担を決めておく。その際、15-3の2.（6）や16-1の2.（2）①などに示した事項についても留意する。

（9）想定外の災害リスクの増大や著しい事業環境の変化等によって、事業期間中に当初のリスク分担が著しく不適切になった場合には、必要に応じて業務範囲やリスク分担の見直しに関する協議を行うことが望ましい。その際には、入札手続きの公平性・透明性・競争性を害しないことに留意すること。なお、実施契約の中に、業務範囲やリスク分担の見直しに関する協議に係る条項を設けることも考えられる。

出所：公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（令和5年6月2日改正）

#### 【今後の検討事項】

実施契約書（案）の改定項目のうち、以下の改定項目について、コンセッションにおいて県が負担する費用やリスクの範囲が拡大している。

- ライセンス料を伴う知的財産権対象技術への対応
- 突発的な事象による増加費用及び損害に関する特則の追加

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 知的財産権対象技術の取扱いは当初、運営権者が高度な水処理設備機器などを導入する際に一括で支払う特許料等を想定していたが、事業期間終了後にもライセンス料（知的財産権の対価を含む）が発生する選択肢を確保するメリットがある
- 予測困難な事業環境の変化に対しては、運営権者収受額の定期改定時の協議（実施契約書第55条第3項）を想定していたが、一時的な水質・水量の変化であっても、対応に係る経費等が経営に与える影響が大きい場合がある

今後、運営権者収受額の定期改定時の協議という代替措置があることと改定しないことで生じ得る問題点を比較衡量のうえ、以下の点から県が負担する費用・リスクの範囲拡大リスクに留意する。

- コンセッション契約終了後も運営権者に支払うことになる知的財産権の範囲の明確化
- 県がリスク負担する「突発的かつ一時的な事象」の範囲の明確化

## (6)基本協定の確認事項

優先交渉権者選定にあたり、運営権者に加えて、維持管理業務を担う新地域水事業会社（OM会社）を県内に設立する提案内容が高く評価されている。

Cコンソーシアムについては、構成員の共同出資による新OM会社（運転管理・維持管理会社）を宮城県内に設立し、安定的な事業の運営と、雇用創出を図る体制を掲げており、全体事業方針や事業実施体制において高く評価した。水質管理においては、現行よりも厳しい水質管理目標値と管理指標値を設定し安全・安心な水を確保する体制を評価した。また、運転管理においては、統合型広域監視制御システムをはじめとした最先端技術の導入により効率化を図る点を高く評価した。改築・修繕においては、高度な健全度評価や劣化予測を行い、アセットマネジメントを最適化する取り組みを高く評価した。

出所：審査講評（令和3年3月12日 宮城県民間資金等活用事業検討委員会）

運営権者の議決権比率は以下のとおりである。

構成員名	出資比率	議決権比率
メタウォーター(株)	34.5%	50.5%
ヴェオリア・ジェネッツ(株)	34.0%	18.0%
オリックス(株)	15.0%	15.0%
(株)日立製作所	8.0%	8.0%
(株)日水コン	3.0%	3.0%
(株)橋本店	2.0%	2.0%
(株)復建技術コンサルタント	1.0%	1.0%
産電工業(株)	1.0%	1.0%
東急建設(株)	1.0%	1.0%
メタウォーターサービス(株)	0.5%	0.5%
合計	100.0%	100.0%

出所：企業局作成資料

(注) 出資比率は提案概要書（メタウォーターグループ）、議決権比率は令和4年4月1日現在を表す。

宮城県令和3年3月建設企業委員会（令和3年3月17日開催）において、県はOM会社について以下の説明を行っている。

- OM会社は運営権者として新設するSPCとほぼ同じ出資比率で設立される提案がなされていること
- 県として、コンセッションの最も重要なところはOM会社の位置付けであると認識していること

一方、「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）基本協定書」（令和3年4月13日）では、優先交渉権者構成員ごとの運営権者設立時及び本事業開始日の運営権者の議決権比率を定めているが、OM会社の議決権比率に関する定めはなされていない。

### 【今後の検討事項】

優先交渉権者構成員の代表企業であるメタウォーター(株)が運営権者の親会社であるのに対し、OM会社の親会社が同社と異なる優先交渉権者構成員であるため、基本協定の確認事項の充分性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から基本協定の確認事項は十分なものである、とのことである。

- 優先交渉権者構成員の代表企業がコンセッション実施契約書の契約当事者である運営権者の親会社になっていること
- OM会社は運営権者の業務委託先であり、県との直接の契約当事者ではないが、OM会社の株主構成も優先交渉権者構成員のみであることから、実質的な問題はないと考えられること
- 実施契約書等関係図書に基づき、ON会社が担当する業務についてもモニタリングの対象としており、提案内容の履行状況については逐次確認が可能であること

新設法人のガバナンスが官民連携スキームにおいて重要な要素である点を考慮し、重要な新設法人のガバナンス体制について選定事業者との合意事項を明確にすることが望ましい。

5-4 選定事業者が、当該選定事業以外の事業等に従事する場合の措置、又は、新設法人である場合における別途合意

(中略)

(2) 選定事業者が、選定事業を実施するために新たに法人を設立して事業を実施する場合で、選定事業の実施に係る懸念を解消する必要があるときは、管理者等は、新たに設立された法人の出資者との間で、選定事業の適正かつ確実な実施を担保するために必要な措置を、経済合理性を勘案の上、別途合意しておくこととする。

出所：PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（令和5年6月2日改正 内閣府）

### (7) 契約改定手続の透明性

コンセッションの実施契約書は令和3年12月6日に締結された後、令和5年1月と令和5年6月に実施契約書の改定がなされている。このうち、令和5年6月の契約改定内容は以下のとおりである。

該当箇所	新（令和5年6月20日変更版）	旧（令和5年1月6日変更版）	変更理由
第54条の2第1項	前条の定めにかかわらず、別紙10-2に定める計算式によって算出された流域下水道事業に係る月次利用料金（別紙10-2に定める意味を有する。）の金額が、当該流域下水道事業に係る宮城県公営企業設置条例別表第三に定める額に当該月次利用料金に係る計算対象月（別紙10-2に定める意味を有する。）の水量実績を乗じた金額を超える場合、当該超過部分相当額は流域下水道事業に係る利用料金に該当しないものとするが、県は、当該超過部分相当額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。）を補償金として運営権者に対して支払うものとする。		流域下水道事業において、実施契約に定める利用料金の額が、条例に定める額を超過した場合の対応を追記するため。
第54条の2第2項	前項の定めによる支払は、県が、当該計算対象月における月次利用料金相当額を第57条第1項に定める利用料金収受代行業務委託契約に基づいて運営権者に対して支払うべきときまでに、運営権者の指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。ただし、当該支払期限までに、当該支払に係る県の予算措置がなされない場合には、県は、運営権者と協議の上、別途支払期限を定めるものとする。		同上

出所：実施契約書（令和5年6月20日）新旧対照表

当該契約改定に関連して、実施契約書上の利用料金の設定及び収受等に係る内容を整理すると以下のとおりである。

	実施契約書	公営企業会計上の位置付け	改定手続のルール
料金等	－（運営権者は利用料金の設定に関与しない）	営業収益	条例の定めによる
利用料金	運営権者に対する支払（契約上の定め）	預り金	経営審査委員会への諮問（金額算定ルールを変更する場合等）
補償金	運営権者に対する支払（新たな契約条項追加）	特別損失	特段の定めはない

出所：企業局作成資料

## 【今後の検討事項】

実施契約書において、補償金の支出に係る新たな契約条項が追記されているが、当該契約改定手続に関する県の説明は以下のとおりである。

- 当該改定がなされないと支払できない内容ではあるものの、運営権者に対する支払額の算定方法が変わる改定内容ではないため、企業局の規程に基づき企業局内部の手続のみで実施契約書の改定は可能である
- 契約改定手続について特段の定めはないため、経営審査委員会への諮問は不要である

今後、以下の点を考慮し、実施契約書の改定手続の透明性を図る必要があると考える。

- 契約改定内容が条例に定める額を超過した場合の規定に関する事項であるため、条例の定めを潜脱するリスクの観点から慎重な契約改定手続を要すると考えられること
- 当該改定がなされないと、運営権者に対する支払ができない契約改定であるため、運営権者に対する支払額の算定方法変更と同等の改定手続とするのが適切と考えられること

## (8)競争条件の公平性確保

運営権者の提案内容には、OM 会社設立、情報プラットフォームの構築、デジタル技術の活用等の様々な提案がなされている。

- ✓ 長期かつ 3 事業一体運営の利点活用と新技術導入によるコスト低減：需要減少を前提とする本事業において、県民等の負担上昇を緩和するためには、需要減に応じたコストの削減が必須となります。一方で、運営権設定対象施設の中には、1980 年代から継続的に運用され、耐用年数を大きく超過した設備が数多くあります。厳しい経営環境のなか、現在の安全・安心・安定のサービス水準を維持・向上する必要があります。さらに、持続可能な事業を実現するためには、管理体制の統合や新技術等の導入等を通じた総事業費の削減が必要となります。

(中略)

- ✓ 新地域水事業会社の設立：経営・技術企画・改築を主に担う SPC に加えて、新地域水事業会社（新 OM 会社）を宮城県内に設立します。新 OM 会社は、本事業期間（20 年間）を超えて県内に存続することが可能な企業です。新 OM 会社は、SPC と一体で事業を担うほか、無期限の水専門企業として地域人材を直接雇用し、長期的な視点で水プロフェッショナルを育成します。永続的な企業として従事者の長期的なキャリア形成を支援するなど、県民にとって魅力的な就職先となる企業運営に取組み、事業終了後も県内に人材やノウハウ、技術を根づかせます。

(中略)

- ✓ 高い透明性を確保する最先端のデジタル技術：最先端のデジタル技術を活用し、経営、改築、維持 管理等の事業運営に係る情報を一元的に集約・蓄積する情報プラットフォームを構築します。事業運営において生み出されるデータを有機的に結びつけて各業務の効率化を目指すだけでなく、安全・安心・安定に資する付加価値を創出するとともに、事業全体へ水平展開することによりサービス水準の向上を図ります。

さらに事業運営の情報を宮城県、市町村、ユーザー企業と情報プラットフォームで共有することで、説明責任を果たし、事業運営の透明性を確保します。さらに、ホームページ等

を通じて、情報をよりわかりやすく、リアルタイムに発信することで本事業のステークホルダー（宮城県、市町村、ユーザー企業、県民等）とのコミュニケーションを積極的に行い、県民の信頼醸成に取り組めます。

（中略）

- ✓ M-AM の適用： 運転管理、保守点検及び改築・修繕業務を SPC が担う特徴を最大限発揮するため、独自の「みやぎ水アセットマネジメント（以下、M-AM※）」の考え方により、ライフサイクルコスト及びサービス途絶リスクを最小化します。

※M-AM： 運転管理、保守点検、改築修繕を一体的に実施することにより相互に情報を活用して ライフサイクルコストやサービス途絶リスクを最小化するアセットマネジメントの考え方。

（中略）

- ✓ 期間終了後を見据えた対応： 中央監視設備は事業終了後の稼働安定性を確保するために、18～20 年目において主要部品を交換して長寿命化を図ります。さらに事業 19 年目までにサポート期限が迫る一部の予備品を現地保管しておくことで、故障発生時の迅速な対応が可能となります。改築・修繕 計画の根拠となる各種データは、情報プラットフォームを用いて貴県と共有し、継続的な事業運営に貢献します。

<効果> 事業期間終了後の設備機能維持の確実性を向上

（中略）

- ✓ 事業期間後のアセットマネジメントシステム： アセットマネジメントシステムは、事業終了後も貴県及び貴県が指定する第三者が継続利用を希望される場合はそのまま有償でのサービス提供継続が可能です。継続利用を希望されない場合にも、最長 1 年間は無償での引継ぎ期間を設け、データの移行等をサポートします。これにより、事業終了時に、設備に関する仕様、修繕履歴、点検履歴等のデータを確実にかつ迅速に引き継ぐことが可能です。また、次期運営権者等の公募過程においても、各応募者に開示することが可能なため、貴県の情報開示に関する業務負担を低減し、応募者間の情報格差による公募の公平性阻害を排することで、健全かつ公平な競争環境を実現することに貢献します。

<効果> 事業期間終了後の設備機能維持の確実性を向上、次期運営権者選定時等の競争性の確保

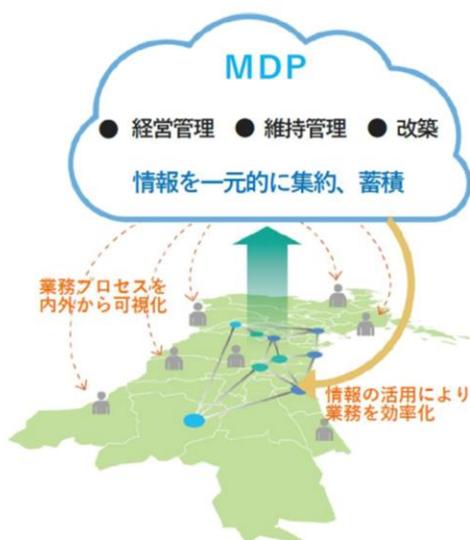
出所：宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）メタウォーターグループ提案概要

運営権者では、コンセッション対象事業における経営、改築、維持管理等の情報を一元的に集約・蓄積するシステム「水みやぎDXプラットフォーム」（以下「MDP」という。）の整備を進めている。

## 8 革新「MDPの構築と運用」



MDP「水みやぎDXプラットフォーム」の導入により、  
経営及びオペレーションのサービス水準と透明性を向上します。



- データの集約と活用  
→ 業務改善へつなげていく
- 事業運営記録の共有  
→ 事業の透明性確保
- 事業終了時の引継ぎ準備  
→ 情報資産もお返しする

出所：宮城県経営審査委員会（令和3年12月24日開催）資料

また、コンセッションの優先交渉権者の公募手続において、応募事業者に対して守秘義務対象資料の開示がなされているが、守秘義務対象資料には以下の資料が含まれている。

- 水道事業年報
- 工業用水統計表・水質統計表
- 維持管理年報（下水道）
- 電力の使用状況に関する情報
- 水道用水供給事業及び工業用水道事業における運転監視データ

### 【今後の検討事項】

コンセッションの事業期間が長期（20年間）になることに伴う現事業者による独占化リスクが考えられるため、以下の点を含めて次期運営権者選定における競争条件の公平性確保が課題となる。

- ベンダーロックインへの対応
- 守秘義務対象資料の提供機会の確保

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- MDPは水道標準プラットフォームではない。水道標準プラットフォームの利用の弊害として、民間の創意工夫や技術的な進歩の阻害を生じるおそれもあるため、情報格差への対応を適切に行うことで、競争条件の公平性確保に支障は生じない。
- 実施契約書において、水質や運転管理といった成果物について県の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものであり、本契約終了後も存続するものである旨、規定しているため、次期運営権者選定においても同等の守秘義務対象資料を県から開示可能である
- 運営権者とOM会社で締結している維持管理委託契約において、OM会社は運営権者を通じて県から請求があった場合等、本業務の実施状況や本契約の履行状況について、運営権者または県に説明・報告する旨、規定している

次期運営権者等の公募過程において、応募者間の情報格差による公募の公平性阻害を排するよう、以下の点を含めて競争条件の公平性確保に向けた検討が望ましいものと考えられる。

- MDPが水道標準プラットフォームではないことにより生じ得るベンダーロックインの弊害に係るリスク評価と対応
- 技術革新の進展に伴い運転管理データの重要性が高まることを踏まえ、実施契約書におけるOM会社を取得するノウハウや運転管理データの権利の帰属や使用許諾の取扱いの明確化
- 競争条件の公平性確保のために必要な運営権者の体制整備とそのモニタリング計画の明確化

## 2 現状の問題認識

県水道3事業のコンセッション導入に関連して、コンセッション導入前との相違について以下のような説明がなされている。

### 4. 民間の力の最大活用

これまで

- **契約期間**： 最長 4～5 年間
- **契約単位**： 事業ごと個別契約
- **発注方式**： 仕様発注

みやぎ型

20年間

- ・ 従業員の雇用の安定
- ・ 人材育成、技術革新が可能

9事業を一体で契約  
(設備の改築・修繕を含む)

- ・ スケールメリットの発現効果が拡大

性能発注

- ・ 運営権者が創意工夫

業務内容	役割分担		備考
	これまで	みやぎ型	
事業全体の総合的管理・モニタリング	県	県	変わらず
浄水場等の運転管理	民間	民間	既に30年以上民間が実施
薬品・資材の調達	県	民間	民間に移行
設備の修繕・更新工事	県	民間	民間に移行
水道法に基づく水質検査	県	県	変わらず
管路の維持管理/管路・建物の更新工事	県	県	変わらず

出所：「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について」（令和4年6月 宮城県企業局）

一方、コンセッション導入に関連して、県水道3事業には様々なリスクが想定されるが、個別検出事項や「1 コンセッションに係る今後の検討事項」との関連を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

一般的に想定されるリスク	関連する主な個別検出事項等
コンセッション導入目的と比較し、期待される成果を達成されないリスク	コンセッションに係る今後の検討事項 (1) コンセッション業務範囲の拡大 (5) 費用・リスク負担の範囲拡大 (8) 競争条件の公平性確保
モニタリングが不十分となるリスク	個別検出事項 5 (1) OM 会社情報の公表のあり方 5 (2) 区分經理のモニタリング
十分な情報開示が行われず、県民を含む関係者の理解が深まらないリスク	個別検出事項 2 (1) 中長期収支見通しの公表 2 (6) 経営戦略の適時更新 5 (1) OM 会社情報の公表のあり方

コンセッションのみならず、官民連携手法には従来の民間活用手法と異なる特徴を有することを念頭に、県における官民連携のリスク管理の充実化が求められているといえよう。

	従来の民間活用 (業務委託・指定管理者)	コンセッションを含む官民連携
民間との協働・リスク分担	民間活用の範囲が限定的であるため、県のリスク分担が大きい	民間のリスク分担が大きくなるため、民間と対等の立場で調整を要する場面が増加する
事業活動の情報開示	情報開示面の制約は小さい	民間領域の拡大に伴い情報開示面の制約が生じるため、モニタリングの重要性が高まる
事業期間	最長で5年程度であるため、環境変化リスクは相対的に小さい	長期間となるケースが多いため、予測可能性や柔軟性の問題が生じ得る

### 3 県が取り組むべき課題

「2 現状の問題認識」を踏まえ、県は官民連携のリスク管理に関連する以下の課題に取り組み、県民への説明責任を果たす必要があると考える。

#### (1)適正な内部統制評価

令和2年度から導入された内部統制評価制度におけるコンセッションに関する県の説明は以下のとおりである。

- ▶ 本県の内部統制制度は、過去経験（定期監査の指摘事項等）を踏まえ、事務事業を執行する上で起こりうる財務事務上のリスクを抽出し、リスク回避のチェックポイントを設けて、ミスの防止に取り組むものである。財務事務（地方自治法、同施行令、財務規則等に従って事務処理をしているかチェックするもの）として取り組むものとしてはふさわしくないため、コンセッションは内部統制評価の対象としていない。
- ▶ コンセッション導入に至る一連の契約は、宮城県民間資金等活用事業検討委員会で、コンセッション導入後の運営状況は、運営権者・県・宮城県企業局経営審査委員会による3段階のモニタリングが適切に行われているため、内部統制と同様の効果は発揮されていると認識している。

しかし、コンセッションについても以下の点から内部統制評価対象である財務事務に含まれると考えられる。

- ▶ 「宮城県内部統制行動計画～財務事務編～」(最終改定令和4年4月1日 宮城県)によると、対象機関に企業局、対象事務に「契約」が含まれているため、コンセッションは契約に係る財務事務の範囲に含まれると考えられること
- ▶ 企業局において、コンセッションに係る内部統制上のリスク評価に重要性が認められること

県の内部統制基本方針において業務の効果的な遂行も掲げているのであるから、当該基本方針に基づく内部統制評価を適正に実施する必要があると考える。

### 第3 職務の執行が有効かつ効率的・効果的に行われることの確保

県の行政経営理念を明確化するとともに、適切な行財政運営を行い、その成果について評価を実施すること等により、職務執行の有効性及び効率性を確保し、効果的な行財政運営に努めます。

出所：宮城県内部統制基本方針（令和2年4月1日 宮城県）

## (2) 経営能力を発揮するための人的体制

企業局職員の年代別・職種別の業務経験年数の状況（令和5年度）は以下のとおりである。  
(単位：人)

経験年数	29歳以下		30代		40代		50代		60歳以上		合計
	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	
～1年	5	2	4	4	1	2	6	1			25
～2年	6	1	4	4	1	3	2	1			22
～3年	3	1	7	3	1	1	2	1			19
～4年			1	2	1			5	2		11
～5年		1		2	1	1	1	1		1	8
～6年				3		2		2	1		8
～7年								4		1	5
～8年				1				2		1	4
～9年								2			2
～10年								2			2
10年～				1		1		11		4	17
計	14	5	16	20	5	10	11	32	3	7	123

出所：企業局作成資料

企業局業務の経験年数4年以下の職員が企業局職員全体の6割を超えているのは、企業局職員はすべて知事部局との人事交流職員である、という県人事施策によるものと推測される。

コンセッション導入に伴い、以下の点から企業局職員に求められるスキルが一層高度化していることを踏まえ、経営戦略において経営能力を発揮するための人的体制の方針を明確にする必要があると考える。

- 民間事業者との協働やリスク分担の調整を要する場面が増加するが、その事業のプロである民間事業者と対等の立場で調整するためのスキル向上が求められること
- 外部専門家の活用により専門的スキルを補完する場合であっても、外部専門家を効果的に利用するためには地方公営企業の経営当事者としての必要な専門的スキルが求められること
- 関連する制度等が複雑となるため、関係者との丁寧なコミュニケーションを必要とする場面が多くなること

### (3)適正な情報開示

コンセッション導入目的は県水道 3 事業の持続可能性確保であり、コンセッションは官民連携手法の 1 つの手段であるため、県水道 3 事業の持続可能性を検討するに当たり、県民を含む関係者に対する以下の情報開示が重要と考えられる。

- 県水道 3 事業の現状や課題
- 受益者負担するコスト情報
- コンセッション導入後の経営計画や中長期収支見通し

県において以下の情報開示上の課題があることを踏まえ、適正な情報開示に取り組む必要があると考える。

情報開示上の課題	関連する主な個別検出事項
県水道 3 事業に係る財務報告の内容に一部改善が求められる	3 (1) 減価償却費の過年度修正 3 (5) 営業収益の年度所属区分
民間事業者の情報保護を要する一方、受益者負担するコストに関する十分な情報開示が求められる	5 (1) OM 会社情報の公表のあり方
コンセッション導入という大きな経営環境変化があるため、今後の経営計画に関する十分な情報開示が求められる	2 (1) 中長期収支見通しの公表 2 (6) 経営戦略の適時更新

添付資料 1. 施策評価シート

施策番号・施策名	推進事業名	決算（見込）額（千円）	事業概要及び実績
17 大規模化・多様化する災害への対策の強化	工業用水道管路耐震化事業	303,944	<p>事業概要 水道構造物の耐震化</p> <p>事業実績 伸縮可とう管 2 箇所耐震化を実施した。今後耐震化が必要な 20 箇所について、令和 10 年度までに工事を完了する予定である。</p>
	水管橋耐震化事業	149,460	<p>事業概要 水道構造物の耐震化</p> <p>事業実績 耐震化が必要な水管橋 44 橋すべての耐震化・通水が完了した。</p>
	広域水道管路耐震化事業	1,505,627	<p>事業概要 水道構造物の耐震化</p> <p>事業実績 耐震化が必要な伸縮可とう管 106 箇所のうち、90 箇所が完了した。このうち、R4 年度の完成は 3 箇所である。残りの 16 カ所については、R10 年度までの完了を予定している。</p>
18 生活を支える社会資本の整備、維持・管理体制の充実	流域下水道事業	1,390,268	<p>事業概要 流域下水道の整備</p> <p>事業実績 施設全体の改築更新、維持管理を最適化すべく策定した計画に基づき、水処理機械や電気設備の改築、汚泥処理棟耐震改築工事等を実施した。</p>

出所：令和 5 年度政策評価・施策評価基本票（推進事業一覧シート）をもとに包括外部監査人が作成

添付資料 2. 企業局アセットマネジメント

(単位：百万円)

	水道用水供給事業		工業用水道事業		
	大崎	仙南・仙塩	仙塩	仙台圏	仙台北部
平成 22～26 年	592	1,114	407	82	29
平成 27～31 年	3,919	15,632	1,280	466	730
令和 2～6 年	3,550	12,007	1,580	315	1,850
令和 7～11 年	4,500	10,200	1,200	20	294
令和 12～16 年	6,500	10,040	116	20	254
令和 17～21 年	8,500	15,830	624	261	1,511
令和 22～26 年	10,500	25,310	1,069	1,941	1,988
令和 27～31 年	10,500	26,170	2,425	3,619	2,485
令和 32～36 年	12,357	30,000	3,373	3,805	2,708
令和 37～41 年	1,297	33,200	3,868	4,057	2,772
令和 42～46 年	—	—	3,356	3,936	2,725
令和 47～51 年	—	—	3,003	3,418	2,665
令和 52～56 年	—	—	2,071	394	742
令和 57～61 年	—	—	2,250	736	955
令和 62～66 年	—	—	400	—	—
合計	62,214	179,503	27,022	23,069	21,707
事業開始	昭和 55 年	平成 2 年	昭和 36 年	昭和 51 年	昭和 55 年
法定耐用年数	40 年				

出所：企業局アセットマネジメントの実施について（平成 28 年 5 月 企業局）をもとに包括外部監査人が作成

（注）上表は管路更新計画（強靱化分）のみを表す。

添付資料 3. 運営権者の事業計画

(単位：百万円)

	全体収支計画（法人版）			
	営業収益	営業損益	税引前損益	当期純損益
令和 4 年度	6,380	336	252	174
令和 5 年度	6,380	939	826	573
令和 6 年度	6,380	961	833	577
令和 7 年度	6,380	671	528	365
令和 8 年度	6,380	453	309	214
令和 9 年度	6,380	645	501	347
令和 10 年度	6,380	472	329	227
令和 11 年度	6,380	597	458	317
令和 12 年度	6,380	400	274	189
令和 13 年度	6,380	395	281	194
令和 14 年度	6,380	373	274	189
令和 15 年度	6,380	638	552	382
令和 16 年度	6,380	483	412	285
令和 17 年度	6,380	582	521	361
令和 18 年度	6,380	542	489	338
令和 19 年度	6,380	158	115	79
令和 20 年度	6,380	417	388	268
令和 21 年度	6,380	433	419	290
令和 22 年度	6,380	196	196	135
令和 23 年度	6,380	423	423	292
令和 24 年度		△ 80	△ 80	△ 81
計	127,600	10,034	8,300	5,715

出所：全体事業計画書別紙 1-1（令和 4 年 3 月 1 日 運営権者）

添付資料4. OM 会社の財務三表

	実績
営業収益(売上高)	5,696
MMM維持管理委託料	5,653
その他収入	43
営業費用	5,104
売上原価	4,574
エネルギー費	1,211
保守点検・修繕費	919
人件費・その他	2,444
販売費及び一般管理費	530
人件費	72
その他	458
売上総利益	1,121
営業損益	591
営業外収益	1
任意事業収入	0
その他	1
営業外費用	0
支払利息	0
その他	0
経常損益	592
特別利益	0
特別利益	0
特別損失	1
特別損失	1
税引前損益	591
税金費用	203
法人税等	234
法人税等調整額	▲ 31
当期純損益	388

	実績
営業キャッシュ・フロー	998
税引前損益	591
減価償却費	22
法人税等の支払額	▲ 18
その他	402
運転資本の増減	254
流域下水道事業に係る改築費用の入金分	0
その他資産負債の増減	148
投資キャッシュ・フロー	▲ 75
有形固定資産の取得に要する費用の支出	▲ 75
無形固定資産の取得に要する費用の支出	0
改築業務に要する費用の支出	0
残存価値相当額受入	0
その他	0
流域下水道事業に係る改築費用の入金分	0
その他	0
財務キャッシュ・フロー	0
借入	0
元本返済	0
配当	0
その他	0
現金及び現金同等物の増減	923
期首現金及び現金同等物の残高	256
期末現金及び現金同等物の残高	1,178

	実績
資産計	1,935
流動資産	1,830
現金及び現金同等物	1,178
売掛金	553
貯蔵品	68
前払費用	16
未収入金	1
仮払金	12
立替金・その他	2
固定資産	104
有形固定資産	69
建物附属設備	13
車両運搬具・機械装置	1
工具器具及び備品	55
無形固定資産	0
公共施設等運営権	0
更新投資に係る資産	0
その他無形固定資産	0
投資その他の資産	35
敷金及び保証金	0
繰延税金資産	35
その他	0
負債・純資産合計	1,935
負債計	1,444
流動負債	1,437
未払金	998
未払法人税等	228
未払消費税等	175
仮払金	0
未払費用	8
預り金	16
その他流動負債	14
固定負債	6
資産除去債務	6
その他固定負債	0
純資産計	491
資本金	45
資本剰余金	45
利益剰余金	401
利益準備金	0
その他利益剰余金	401
評価・換算差額等	0

出所：運営権者ホームページ

(注) OM 会社の第 2 期 (令和 4 年度) 決算を表す。

添付資料 5. 平成 25 年度包括外部監査結果等への対応一覧

区分	項目	現状の問題点	対応区分	対応状況
1 ダム事業評価に係る費用対効果				
指摘	(1) 想定被害額と被害実績の乖離	想定被害額と被害実績に 10 倍以上の乖離が生じているのは明らかに不自然であり、事業を実施しない場合の想定被害額の算定が適切といえるか疑問である。想定被害額、ひいては治水便益の過大評価が懸念される。		
意見	(2) 事業効果の発現と便益の計上方法の不整合	ダム事業の便益はダム完成後に発現されるものであるから、ダム完成前の整備期間中に便益を計上する方法は不合理である。		
意見	(3) 身替り建設費による便益の算定	弘川ダムの費用対効果分析において身替り建設費をもって不特定容量の便益を算定するのは不合理である。		
2 大規模事業評価に係る費用対効果				
指摘	(1) 想定被害算定上の代替性確認の不備	想定被害の算定は水道利用者における被害を前提としたものであるから、他の水源への切替により利用者に被害が生じない場合まで想定被害額に含めるのは不合理である。想定被害算定上の給水人口に他の水源への切替可能な分まで含まれている場合、当該事業の便益、ひいては費用便益比の過大評価が懸念される。		
3 利水者負担金				
指摘	(1) 妥当投資額の算定不備	河川に係る妥当投資額の過大評価につながる問題が検出された。利水者負担金の過小評価が懸念される。		
意見	(2) 余剰水利権の有効活用	ダム完成後に取水実績のない水利権が検出された。上水道利用目的の観点より、ダムの効率的運用が行われているとは認められず、余剰水利権と考える。	措置済	市町村が将来の水需要を踏まえて策定した水道事業計画に基づき、水利使用を許可しているが、水利許可更新時に水利用状況などを確認していくこととする。(平成 27 年 2 月 5 日付通知)
4 人件費				
指摘	(1) 本局人件費負担と業務割合の不整合	本局における人件費負担と業務従事状況に不整合が生じており、現行の人件費負担が業務従事状況を適切に反映したものといえるか疑問である。		
意見	(2) 職員手当支給の合理性	地域手当の趣旨を考慮すると、国家公務員の制度で支給対象外の地域を含む、県内全域を地域手当の支給対象とすることには無理があり、均衡の原則の観点から合理的説明付けが可能か疑問である。		
指摘	(3) 退職手当の一般会計負担	退職給付費が多額に発生している状況にありながら、地方公営企業会計において経費負担が行われていないのは不適切である。		
意見	(4) 技能労務職員の給与水準	技能労務職員の給与水準を県が比較対象として示している民間の従事者と比較すると、相当の乖離が生じている。技能労務職員に係る現行の給料表が均衡の原則の観点から合理的な説明付けができるか疑問である。		

区分	項目	現状の問題点	対応区分	対応状況
5 契約事務				
意見	(1) 1者応札	既存受託者の1者応札の傾向が認められるが、応札者を増やし実質的な競争性を確保する観点から、県として適切な措置を講じているといえるか疑問である。	措置済	当面、委託期間を延長することとし、平成 27 年度開始分から実施することとした。(平成 27 年 2 月 5 日付通知)
指摘	(2) 競争者間の取引に対する不適切な容認	入札上の競争関係にある事業者間で契約の履行に必要な物件や役務の供給を受けるといふ競争者間の取引には実質的に競争を阻害するという問題が認められ、県がこれを容認しているのは不適切である。		
意見	(3) 委託評価の未実施	継続的かつ多額の委託料を伴う業務委託について、委託評価を実施しない合理的理由があるといえるか疑問である。	措置済	平成 28 年 4 月 1 日から新たな契約となる「仙塩・仙台圏工水の施設管理運営包括委託」について、委託評価を導入することとした。また、その他の契約についても、今後、新たに契約する際は導入することとした。(平成 28 年 3 月 11 日付通知)
6 公有財産管理				
指摘	(1) 合理的理由を欠いた使用料減免	地方公営企業の事業に供されていることだけを理由に使用料を全額減免する合理的根拠は希薄である。		
指摘	(2) 現物管理の不備	現物調査の実施状況に関する証跡を確認できず、固定資産の現物管理が適切に行われていると言えるか疑問である	措置済	資産の異動があった都度、水道事務所からの報告を受け、除却等の処理を行っているが、一部報告漏れがあったことから、各事務所に対し、適切な資産管理について指示する。 また、確認された不用資産については平成 26 年度において除却処理を行うこととした。 (平成 27 年 2 月 5 日付通知)
指摘	(3) 固定資産台帳と現物記録の整合性確認の不備	水道管路に係る固定資産台帳と現物記録の整合性を確認していない。		
7 財務会計				
指摘	(1) 過年度減価償却費の計上不足	過年度減価償却費の計上不足額 101,073 百万円(平成 24 年度、包括外部監査人の試算)が生じている。		
指摘	(2) 給水収益の年度所属区分の誤り	工業用水道事業に係る給水収益の年度所属区分に調定基準を適用するのは不適切である。		
指摘	(3) 会計帳簿作成の正確性と効率性	固定資産台帳を手書きで作成しており、会計帳簿作成の正確性と効率性の点で問題を有している。	措置済	平成 26 年 4 月 1 日から財務会計システムにより固定資産台帳を作成しており、手書き作成は行っていない。 (平成 27 年 2 月 5 日付通知)
指摘	(4) 一般会計借入金の借入条件の不備	一般会計からの無利子貸付は適正な利息を支払うことを定めた地方公営企業法第 18 条の 2 第 2 項の規定に反している。また、返済期日を設定しないのは一般会計からの貸付条件として不適切である。		
8 水道事業者に対する関与				
指摘	(1) 広域的水道整備計画の形骸化	県が広域的水道整備計画の改定に関する期待役割を果たしていると言えるか疑問であり、組織運営の合理化と規模の適正化に向けた取り組みを適切に行っているとは考えられない。	措置済	国から示された新水道ビジョンを踏まえて宮城県水道ビジョンを策定し、県の期待役割を發揮することとした。現在、宮城県水道ビジョンの素案の作成に着手しているところである。 (平成 27 年 2 月 5 日付通知)

区分	項目	現状の問題点	対応区分	対応状況
意見	(2)地域水道ビジョン策定の助言不足	地域水道ビジョンを策定している県内水道事業者数の割合は24%と低調であり、県として水道事業者に対して適切な助言を実施していたと言えるか疑問である。	措置済	各水道事業体において、中長期的財政収支に基づき水道施設の適切な管理運営が図られるよう、アセットマネジメントの導入を進めるとともに、国が示した「水道事業ビジョンの作成の手引き」を活用して各水道事業体における地域水道ビジョンの策定を指導することとした。 (平成27年2月5日付通知)
9 企業局の中期計画				
指摘	(1)設備投資計画に係る管理指標の未設定	事業の持続可能性に関する懸念が識別される中、主要な水道設備である水道管路の経年化・耐震化に係る管理指標を設定していないのは不適切である。	措置済	水道管路の経年化による更新は、耐用年数に達してすぐに行うものではなく、現地調査を実施し、埋設された配管の状態及び腐食状況等の健全性を評価し、更新の必要性を判断した上で行うものであり、それらを踏まえた計画を策定し実施することとした。 耐震化の進行管理については、耐震化適合率で管理しており、現在、過去の漏水の分析及び現地調査を行い、必要箇所について適宜更新を行っている。 (平成27年2月5日付通知)
意見	(2)固定資産の減損	包括外部監査人が試算した結果、「仙南・仙塩広域水道事業」に係る固定資産の減損損失が認識され、多額の減損損失が生じないか懸念される。固定資産の減損会計に係る影響額はないとする県試算が適切といえるか疑問である。		
意見	(3)行革目標の有効性	「企業債残高の削減」を行革目標とするほどの有効性があるといえるのか疑問である。	措置済	企業債残高が逡減してきたことから、平成26年度以降の行革目標については、新たに「経常収支比率100%以上」に設定し実施している。 (平成27年2月5日付通知)
経営形態のあり方と県民への説明責任				
意見	(1)財務報告に係る内部統制の確立	過年度減価償却費の計上不足(包括外部監査人の試算額101,073百万円)の背景には、財務報告に係る内部統制に重要な不備が生じている問題があると考えられる。		
意見	(2)本来役割の発揮と事業統合の推進	企業局の中期計画上、水道用水供給事業に県が関与する必要性に関する言及はないことから、県の本来役割に対する認識不足がないか懸念される。	措置済	広域水道事業は、受水市町村から県への役割を期待されていることから、引き続き県営で行う必要性は変わらないと認識している。 また、新たに策定した「企業局新水道ビジョン」では、市町村水道事業と連携強化を図りながら、受水市町村水道事業の広域化について積極的に支援していくこととしている。 なお、広域的水道整備計画においては、国から示された新水道ビジョンを踏まえて、宮城県水道ビジョンを策定し、県の期待役割を発揮することとした。 (平成27年2月5日付通知)
意見	(3)経営能力を発揮するための人的体制の整備	大半の職員が知事部局からの異動者では、経営に必要な知識・能力を備えた人材が育たないばかりか、水道事業経営の当事者意識が希薄にならないか懸念される。		

出所：公表資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 公表されている「措置済」の対応状況のみ記載している。

添付資料 6. 平成 26 年度包括外部監査結果等への対応一覧

区分	項目	現状の問題点	対応区分	対応状況
1 投資計画				
指摘	(1) 基本構想に係る目標設定の不備	施設整備の効率性の視点での目標設定が行われていない。基本構想が最小の経費で最大の効果を挙げる内容といえるか疑問である。	措置済	「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づいた生活排水処理基本構想の見直しを今年度行い、効率的な運営管理のための整備計画を策定することとしている。 (平成 28 年 3 月 11 日付通知)
意見	(2) 組織運営・規模適正化の検討不足	宮城県下水汚泥処理基本構想が組織運営の合理化と規模の適正化を十分に反映したものとイえるか疑問である。		
指摘	(3) 事業可能性評価の検討不足	余剰ガスの経済的評価を考慮すると、県が事業可能性評価を十分に検討していたとは認められない。	措置済	余剰ガスの有効利用について、平成 27 年度中に検討し、事業手法及び事業効果などを整理し、庁内調整及び議会報告(5/23 建設企業委員会)を経て、事業実施(6/1 公募開始)となった。 (平成 29 年 3 月 13 日付通知)
指摘	(4) 社会資本総合整備計画に係る目標設定の不備	県では社会資本総合整備計画を県ホームページにて公表しているが、事前評価の結果の公表が行われていない。 また、社会資本総合整備計画の目標や成果目標(定量的指標)に不整合が認められ、実効的な事業評価が行われているといえるか疑問である。	措置済	事前評価の結果については、今後公表することとした。また、平成 27 年 3 月に社会資本総合整備計画を変更し、定量的指標を従前の長寿命化策定率から長寿命化計画達成率(長寿命化工事完成予定施設数の割合)としている。 (平成 28 年 3 月 11 日付通知)
意見	(5) 事業効果が不十分な長寿命化計画	対象施設全体でライフサイクルコストの削減額がゼロの場合まで交付対象事業になるなら、制度目的と事業効果に不整合が生じている。		
意見	(6) 費用対効果の過大算定	費用対効果の算定は投資計画の採択可否に影響する事項なのであるから、県が事業主体ではないとはいえ、市町村への適切な関与が行われていたといえるか疑問である。	措置済	国の事業効果算定マニュアルに基づき、事業計画の審査をこれまで実施してきたが、今後、更に適切な点検を実施することとした。 (平成 28 年 3 月 11 日付通知)
指摘	(7) 計画処理人口の過大推計	計画処理人口の推計は投資計画の採択可否に影響する事項なのであるから、県が事業主体ではないとはいえ、市町村への適切な関与が行われていたといえるか疑問である。	措置済	農業集落排水施設等の整備又は改築にあたっては、地域の人口動態を踏まえた将来人口の検討を行い、適切な計画処理人口を設定するよう、事業主体である市町村に対し文書による指導を行った。(平成 28 年 3 月 11 日付通知)
意見	(8) 事業計画への不十分な関与	県の関与が十分だったといえるか疑問な終末処理場に係る事業計画が検出された。		
2 財政計画				
指摘	(1) 建設負担金の受入不足	明確な負担金増額方針を有しないまま、下水道法事業計画上の財源計画と実際の関連市町村負担額に多額の乖離が生じているのは不適切である。		
指摘	(2) 維持管理費負担金の過小算定	以下の問題は、維持管理費負担金の過小算定が行われている点でも不適切である。 ✓ 3(1)人件費の特別会計負担区分の誤り ✓ 3(6)合理的理由を欠いた使用料減免		
指摘	(3) 一般会計繰入金の積算基準の不備	明確な積算ルールを有しないまま多額の基準外繰入が行われているのは不適切である。		

区分	項目	現状の問題点	対応区分	対応状況
指摘	(4) 長期的収支計画の策定上の不備	県が策定している収支計画は業務活動に限られており、投資活動及び財務活動に係る収支見通しが考慮されていない。		
指摘	(5) 地方公営企業法非適用に伴う不利益	流域下水道事業を法適用しないことについて、県が費用対効果を適切に検証していたとは認められない。		
意見	(6) 将来負担額と公債費財源見込の不整合	将来負担額と公債費財源見込に不整合が生じていると考えられ、財政計画の持続可能性が確保されているといえるか疑問である。		
3 会計・財産				
指摘	(1) 人件費の特別会計負担区分の誤り	<p>■下水道事務所に係る人件費の負担区分誤り 下水道事務所職員の人件費を一般会計で経理するのは、流域下水道事業特別会計の設置目的に照らして不適切である。</p> <p>■下水道課に係る人件費の負担区分根拠の不備 下水道課の業務の約 6 割が下水道行政事務である、という人件費の経理区分が職員の業務従事状況を適切に反映したものといえるか確認できない。</p> <p>■退職手当 給与の後払いの性格を有する退職手当を流域下水道事業特別会計が全く負担しないのは不合理である。</p>		
指摘	(2) 負担金収入と年度所属の不整合	<p>■歳入歳出差額の乖離 特別会計の設置の趣旨を鑑みれば、納期の一定している収入である維持管理費負担金とその負担金の基礎である歳出に 3 ヶ月もの不整合が容認されるか疑問である。</p> <p>■負担金算定単価の適用誤り 平成 26 年 1 月～3 月の排水量に係る負担金が過大算定されている。</p>		
指摘	(3) 歳入歳出決算と維持管理費収支管理の不整合	歳入歳出差額と維持管理費収支累計の差異の内容を確認できない。		
指摘	(4) 消費税の申告計算誤り	消費税申告計算上、維持管理費負担金返還金を「返還等対価に係る税額」として控除税額に反映されていない。このため、当該支出に係る控除税額が過小算定されており、結果として消費税額が過大申告となっている。	措置済	今後、返還金が発生した場合には、県からは課税支出として扱うこととし、返還を受ける市町村では課税収入として処理するよう改めて市町村へ説明を行い、県の納付する消費税から控除し納付することとする。 (平成 28 年 3 月 11 日付通知)
指摘	(5) 仕入控除税額の計算方法の選択誤り	県が一括比例配分方式を選択する合理的理由が明らかでなく、仕入控除税額の計算方法の不利益な選択による損害が生じていたと考えられる。		
指摘	(6) 合理的理由を欠いた使用料減免	地方公営企業の事業に供されていることだけを理由に使用料を全額減免ないし無償使用とする合理的根拠は希薄である。		

区分	項目	現状の問題点	対応区分	対応状況
4 地方公会計				
指摘	(1) 財務諸表の記載不備	平成 24 年度の財務書類 4 表のうち、流域下水道事業特別会計に係る財務数値を閲覧したところ、以下の記載不備が検出された。 ・被災施設の除却処理もれ ・土地の処理誤り	措置済	①被災施設の除却処理もれ 平成 25 年度の連結財務諸表において、対象施設に係る残存価格を算出し、適切に除却処理を行った。 ②土地の処理誤り 平成 25 年度の連結財務諸表において、用地取得費を償却対象資産の取得価格から控除するよう、過年度からの数値を修正した。 (平成 28 年 3 月 11 日付通知)
意見	(2) 公会計情報の利活用不足	県における財務書類の活用度は総じて低いものと思料される。		
5 契約				
指摘	(1) 競争者間の取引に対する不適切な容認	競争関係にある事業者間で業務の履行に必要な物件や役務の供給を受けるという競争者間の取引について、県が何ら制限を設けず、競争者間の取引を容認しているのは不適切である。		
指摘	(2) 合理的理由を欠いた指名競争入札	一般競争入札に付することが不利と認められる事実や理由が不明確であり、指名競争入札とする合理的根拠が希薄である契約が検出された。		
指摘	(3) 合理的理由を欠いた随意契約	下水道公社との随意契約とする合理的根拠が希薄である契約が検出された。		
意見	(4) 過剰な業務仕様	平成 25 年度における流域下水道指定管理者監督・評価業務(契約額 43,050 千円)の業務仕様が過剰だった可能性が懸念される。		
指摘	(5) 不十分な監督・検査	契約方法の適切性の確認を省略する根拠が明らかでなく、県が監督・検査を適切に実施していたとは認められない契約が検出された。		
6 市町村に対する関与				
意見	(1) 経営計画策定の助言不足	経営計画の策定や情報提供の実施が不十分な県内市町村が多く、県が市町村に対して適切な助言を実施していたといえるか疑問である。		
意見	(2) 不明水対策の助言不足	■関連市町村における不明水 東日本大震災が発生する以前より、総排水量の 1 割を超える不明水が継続発生している状況を考慮すると、不明水対策について県が市町村に十分な助言を行っていたといえるか疑問である。 ■流域下水道における不明水 流域下水道における大量の不明水に対応する負担金に対して関連市町村の十分な理解を得られない可能性が懸念される。		
意見	(3) 不十分な補助金等の検査	補助事業者における契約のうち、土地連への随意契約とする理由に疑問のある事案が検出された。	措置済	事業主体に対して契約方法の適正化に関する助言を適時に行うこととした。 (平成 28 年 3 月 11 日付通知)

区分	項目	現状の問題点	対応区分	対応状況
7 下水道公社				
意見	(1) 出資団体ガバナンス上の不整合	県は下水道公社の支配法人ではない、との見解であるが、県は下水道公社の支配法人であったと捉えるのが合理的であり、出資団体ガバナンス上の不整合が懸念される。		
意見	(2) 合理性を欠いた経済的利益の移転	下水道公社が策定する公益目的支出計画に県が補助事業と同等の公益性という視点で適切に関与していたといえるか疑問である。		
持続可能性の確保と県民への説明責任				
意見	(1) 事業評価の厳正な運用	①人口減少下の施設整備水準のあり方 今後の集合処理の新増設が新たな未稼働等施設の増加要因にならないか懸念される。 ②施設規模の適正水準 経営の計画性・透明性が確保されていない事業主体が多い背景に、効率性を欠いた施設整備に伴う経営面の様々な矛盾が露呈することを回避する意図がないか懸念される。 ③水質保全効果 汚水処理施設整備に伴う水質保全効果の達成すべき目標が不明確である。	措置済	汚水処理適正化構想を策定し、市町村毎に将来人口を踏まえた適正な整備範囲を見直し、持続的かつ効率的な下水道事業運営とするため、施設の適正な規模を検討するとともに改築・更新を見据えた施設間の統合を検討した。 (平成 29 年 3 月 13 日付通知)
意見	(2) 経営能力を發揮するための人的体制の整備	現在の人的体制に以下のような問題を有していないか懸念される。 ✓事務職はほぼ 3 年以内に異動しており、組織運営が短期的な視点に終始し、中長期的な視点での取り組み意識が希薄になるリスク ✓技術職の年齢構成が高齢層に偏っており、定年による大量退職により下水道技術の維持が困難になるリスク		
意見	(3) 経営形態のあり方の検討	今回の包括外部監査の検出事項に係る財政的ギャップの水準を考慮すると、現行の経営形態を前提とした事業主体間の「ソフトな連携」程度で問題解消できるか疑問である。		

出所：公表資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 公表されている「措置済」の対応状況のみ記載している。